

12/16（火）施行準備研究会時点の案であり、最終的なパブリック・コメント

への結果公示までに変更があり得ます。

「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」
に関する意見募集結果について（案）

令和7年12月〇日
内閣府公益認定等委員会・公益法人行政担当室

公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン、以下「ガイドライン案」という）につきましては、令和7年11月6日から12月5日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、計71件の御意見を頂きました。頂いた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※なお、「御意見に対する内閣府の考え方」においては、ガイドライン案における整理に沿って、法令の名称等の用語については略称で記載しております。

【ガイドライン（素案）全体】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
全体 1	<p>信託会社の審査を 国・行政が行う内容ですが、そもそも 国・行政自身が 信頼に足らない現状では、意味が有りません。</p> <p>審査を行う公務員 および組織が、審査で不正を行えないようにする規定が必要です（利益供与の抑止強化）。</p> <p>少なくとも、審査者および組織が 審査対象と関係しない事、役員との個人関係・所属組織との関係が無いこと（および それを調べる手順）などを 条件として規定して頂きたいです。</p>	<p>公務員については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）や国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）その他の国・地方の公務員関係法令において、「全体の奉仕者」として、公共の利益のために勤務することを確保するための規定が定められているところです。また、内閣府公益認定等委員会については、委員会事項について判断の中立性・公正性に疑念を生じさせる事情があれば審議や議決を回避できることとなっており、こうした規定を遵守し、公正な審査が確保さ</p>

		れるよう、不斷の取組を行ってまいります。
全体 2	<p>公益認定申請と公益信託認可申請の本質的違いは、前者が公益認定希望者と申請者が一致しているのに対して、後者は公益信託希望者（委託者になろうとする者：以下「委託予定者」）と申請者（受託者になろうとする者：以下「受託予定者」）が異なる点である。また、一般的の信託と異なる点は、公益信託の認可を受けなければ効力を生じない（法第6条）ことにある。</p> <p>（改正認定法前とはいえ）現在の公益認定審査が、1年以上の時間有することもある点や申請の取下げ率が40%と高率であることを考えれば、上記の点から様々な法的問題が生じる可能性がある。「信託契約が成立していない期間」や「希望者と申請者の不一致の構造」について十分に予見しておく必要がある。</p> <p>例えば、委託予定者側の死亡や遺族の以降に伴う、様式1-11を添付した申請書提出後のトラブル、逆に、受託者予定者が申請業務に辟易して、申請から逃避したり、受託者となることをやめたりすることが当然予想される。委託予定者があったとしても、忍耐力のある受託者を探すことができなくなる可能性が極めて高いと言わざるを得ない。さらに、委託予定者と受託予定者との間でのトラブルに伴う訴訟が多発すれば、これだけ苦労して出来上がった素晴らしい制度が全く使われなくなってしまう恐れがある。そこで以下のことを提案する。</p> <p>1. 「法第四十五条 偽りその他不正の手段により公益信託認可又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可を受けたときは、その違反行為をした者は、六月以下の</p>	1. 及び2. について 申請書に公益信託認可基準の適合性等を判断するために必要な情報が明確に記載され、申請書の内容や公益信託認可基準への適合を裏付ける資料が適切に添付されている場合には、速やかに審査を進めることができますが、申請書の記載内容が十分でない場合や、申請内容等を裏付ける書類が適切に添付されていない場合には、法令の規定に基づき、判断を行うために必要な書類の提出を求めることも考えられます。判断を行うために、公益信託事務の処理方法等に係る具体的なルールを

	<p>拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。」との非常に厳しい罰則規定とのバランスを考え、公益認定審査当初のように、申請書は真として審査すべきである。言い換えれば、チェックポイントはチェックしているだけで必要十分として審査する。</p> <p>2. 法令上根拠が乏しく、申請書の記載内容の裏付けをするに過ぎないガイドラインを根拠にした各種の規程等の提出を追加することはやめるべきである。百歩譲ってどうしても必要な規程は認可後の事後提出を可能とすべきである。「信託契約が成立していない期間」を極力短くしないと、委託予定者（ないしのその家族）と受託予定者との間での訴訟が頻発する可能性が高まる。</p> <p>3. 様式集の「受託者」という用語は、信託契約が効力を有していないので不適切である。法令の用語である「受託者となろうとする者」（法第7条）の用語あるいは単に「受託予定者」とすべきである。委託者、信託管理人も同様。</p> <p>4. ガイドラインに内閣府の公益信託認可の標準処理期間を公益法人よりかなり短くして明記すべきである。なお、公益認定審査においても、東日本大震災直後は申請後2週間で認定してきた数多くの前例がある。上記の申請書だけで審査すれば十分可能である。</p>	<p>定めた「規程」が必要な場合もあります。ガイドラインにおいては、法令に基づき提出を求める書類について、制度の予見可能性を高める観点から、できる限り明確に示したものです。公益信託の認可申請に当たり、受託者に必要な負担が生じることがないよう、引き続き、取り組んでまいります。</p> <p>3. について 公益信託認可の申請に当たっては、「受託者及び信託管理人の氏名及び住所」を記載することとされている（公益信託法第7条第2項第2号）ため、「受託者」としています。</p> <p>4. について</p>
--	--	---

		公益信託の認可の標準処理期間については、新制度施行後、公益信託認可に係る実績を踏まえ、適切に定めることを予定しています。
全体3	寄附金損金算入限度額が少な過ぎて多額の寄附がしづらい設計になっていると思います。もう少し限度額を増やせないでしょうか。	税制の在り方については、毎年度の税制改正プロセスにおいて議論されており、御意見として承ります。
全体4	<p>ガイドラインの作成、より適切にとのご努力、誠にご苦労様です。ありがとうございます。</p> <p>については、全体についてお願いしたいことは次のとおりです。</p> <p>信託法の法令を基本に特別法としての公益信託法があると理解します。信託機能・理念は、多くの国民、行政庁の公務員の方々には、不慣れで理解されてないことが多いと考えられます。信託法の理解がまず大切だと考えます。ガイドラインには、コラム等において説明されているところもありますが、普及にはリテラシーを高めることが求められます。広報活動は今後されようが、ガイドラインを読む前には、ぜひとも信託法の精神・理念・考え方（信託会計リテラシー）の理解が重要と考えられます。公益信託法は、8条において「信託財産が寄附により受け入れた」と規定されており、法人に寄附する場合の法人の権利義務と、公益信託として寄附する場合の受託者の権利義務（職務）、さらに、寄附者の権利義務、委託者の権利義務の相違の理解がとても重要ではないかと思</p>	ガイドラインでは、信託法等の関連法令等の内容についても説明しているところですが、信託に関する理解等がより一層深まるよう、必要な取組を進めていきたいと考えています。

	<p>料します。そのためには、ガイドラインに、又は読むに際しての資料として、信託法、及び公益信託と冠基金等に寄附をする場合のこれらの権能等について整理された解説書等の作成をぜひお願ひしたい。</p> <p>以上</p>	
全体 5	<p>パブコメは国民の善意によるボランティアによってなされています。パブコメを提出するにあたって「文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。」の表示と、エラーが出ます。</p> <p>内閣府のシステムを至急改善するか、改善できないのであれば、パブコメにかけることがわかっている文書については、「半角カタカナ、丸数字、特殊文字」を使用しないで頂きたい。</p> <p>たとえば</p> <p>1</p> <p>1－1</p> <p>1－1－1</p> <p>1－1－1－1</p> <p>のような表記にしていただきて、文字化けがわからず、かつ階層がわかるようにしていただきたい（今回のガイドラインはご多忙の中対応していることは承知していますので、今まで結構ですが、今後利用者視線での公文書の作成をお願いします）。</p>	<p>パブリック・コメントの募集に当たり使用しているシステムは内閣府共通の意見募集システムであり、御意見は担当部局に共有の上改善に努めてまいります。</p> <p>その上で、ガイドライン本文につきましては、見やすさの観点から構成等を検討しており、今後も必要に応じて継続的に見直してまいります。</p>
全体 6	<p>【全般】</p> <p>具体例を示すため、公益法人制度に存在した事例を挙げていただいている箇所（例：素案 24 ページ柱書 19 等）が全体的に多数存在していますが、公益信託側の当事者にとって公益法人制度は別の制度であり、例示や引用部分が多くると記載が煩雑になり、かえって理解を妨げる恐れがあるのでないかと考えます。</p>	<p>【全般】に関しては、公益信託制度は公益法人制度と共に組みで認可・監督を行う仕組みとして制定されているた</p>

	<p>【軽微な修正】</p> <p>素案 21 ページに、公益事務該当性の認定に係る箇条書きがありますが、改行に誤りがあります。また、箇条書きと理由の説明が混在しているため、箇条書きとその理由はそれぞれ分けて記載することの御検討をお願いします。</p> <p>素案 35 ページの公益法人制度における具体例は（1）～（3）となっていますが、その後の 3 段落についても例示内容と思われますので、（1）～（6）とすることについて、御検討をお願いします。</p>	<p>め、公益法人のガイドラインと共通部分が存するものと理解しております。</p> <p>【軽微な修正】に関しては、素案 21 ページにあった改行は修正しました。素案 35 ページの事例に関しては、（1）～（3）で、それ以降は説明として整理しています。</p>
全体 7	<p>(該当箇所)</p> <p>全体及び目次</p> <p>(意見)</p> <p>原案は、柔軟運用可能となるよう法令の範囲内で最大限の工夫がなされていることを推測出来るものの、その影響等もあってか、会計や様式が含まれているとはいえ、非常に浩瀚な資料であり、とても一読できないので、概要版を作成することをお願いしたい。</p> <p>また、目次の詳細版あるいは、索引を巻末に掲載することを検討頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>せっかくの新制度であるが、アクセスし易くないと使われない惧れがある。委託者・受託者・信託管理人の候補者は言うまでも無く普通の人々もアクセスし易いガイドラインにしてほしい。</p>	<p>公益信託制度の普及促進の観点から、遺言によって公益信託を行う場合の方法の取扱いも含めて、継続的な情報提供等に努めてまいります。</p>

	<p>(該当箇所) 全体 (意見) モデル信託契約に加え、遺言による信託行為のモデルの作成も検討いただきたい。 (理由) 当該ガイドライン案そのものに対する意見では無いが、新たな公益信託制度の普及、促進を図る為に必要と考える。</p>	
全体 8	<p>該当箇所：全体 「一定の公益目的で一定の遺産を管理又は処分すべし」との遺言が有効でその効果が生じたとき、未認可の公益信託（公益目的の信託）が成立する。すなわち、公益の信託目的と管理又は処分すべき信託財産が確定すると信託は確定的に成立する（公益信託の場合は受益者が存在しないので信託の三大確定性のうち信託目的と信託財産の二つの確定性で足りる。：四宮和夫 1989 信託法（新版）有斐閣 106 頁 12 行目）。このことは、信託行為に「信託」の語を用いられているか否かにかかわらず成り立つ法理である。一定の公益目的（信託目的）と管理処分すべき遺産（信託財産）が確定し、未認可の公益信託（公益目的の信託）が成立しながら、信託目的と信託財産以外の項目において公益信託として認可基準に欠けること又は充たさないことがありうる。このようなとき信託行為に受託者又は信託管理人の定めがあれば、受託者又は信託管理人は読替信託法第 149 条の規定を援用して合意又は単独の意思表示によって信託目的と信託財産を除く信託行為の内容については信託の変更を行ない、公益信託の認可基準を充たしたうえで認可申請をおこなうことができる。そして受託者又は信託管理人に関する定めが信託行為にないときでも裁判所による受託者の選任を経て、当該受託者が信託の変更等を行うことによって信託管理人を選任する方法を定めるなどを行って、その方法に従って信</p>	<p>公益信託は行政庁によって認可されるまでは信託としての効力自体が発生しないため、「未認可の公益信託が成立」という事態は発生しません。その上で、遺言による公益信託の設定に係る執行手続きは、民法の規定に基づき遺言執行者が担うものとなります。なお、遺言による公益信託の認可申請は、公益信託法第 7 条第 1 項に基づき「受託者となろうとする者」が行い、遺言に記載されてい</p>

	<p>託管理人を選任し、信託管理人の意思表示または受託者との合意などにより信託の変更を行ない公益信託の認可基準を充たすことができる。</p> <p>以上のように遺言による公益信託の認可に受託者又は信託管理人による信託の変更が重要な役割を果たすことがあり、信託行為に受託者に関する事項のないときに受託者を選任する等の裁判所の後見的機能が公益信託の認可に最終的な役割を果たすことあるので、ガイドラインにおいてこれらの信託の変更及び裁判所の信託に対する後見的機能について十分な説明をしていただきたい。</p>	<p>ない信託行為の必要的記載事項があれば、遺言執行者の承認を得てこれを補充できることをガイドラインの第2章第1節第2に記載しています。</p>
全体9	<p>●はじめに</p> <p>はじめに、公益信託制度創設以来の抜本改正の検討・成立や来春に迫った新公益信託制度施行に向けて、この間の施行準備に取り組んでいただいている内閣府・法務省をはじめとした関係省庁の皆様や新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会委員など関係者のご尽力に心より御礼申し上げるとともに敬意を表します。また、前回の施行令等のパブリックコメントや研究会での議論を経て、今回のガイドライン案（以下、「GL」とし「P XXX」はガイドライン案の当該ページを指す）において既に一定のご対応していただいている点や公益信託認可にあたる行政庁等のあり方、監督の姿勢等に関する記述は評価するとともに、深く御礼申し上げます。一方で、今回パブリックコメントの対象となった GL には課題も多く、新制度の普及・利活用には改善が必要不可欠と考えますので、以下、意見を述べます。</p> <p>●総論</p> <p>今回のパブリックコメント対象となった GL は書式・様式集を含め 300 ページ超、文字数は約 14 万字に達した。GL 単体としても長編小説や専門書並みのボリュームであり、一般的な「手引き」等ではこれに加え、根拠法令である公益信託法や（読替）信託法等</p>	<p>新公益信託制度活用に向けては、引き続き、簡素化・合理化を図るとともに、新たな公益信託制度や関連について分かりやすく資料等を作成し、情報提供等に努めてまいります。その他、公益信託制度の普及の観点から、幅広いステークホルダーと対話・協力を行いつつ検討し対応してまいります。</p>

	<p>をはじめ施行規則・施行令、FAQ等も収録されることから、500 ページ近い相当な分量になることが想定される。前回のパブリックコメントでも述べた通り、これらは専門家でも読解・解釈・理解に相当な負担であり、こうした文書に比較的慣れている自分でも通読に約 6 時間を要した。正直なところ、現状においては、新たな扱い手として期待される地域の NPO 法人・市民等にとって独力での新制度利活用はかなりの困難を抱えることになるのは確実であり、生成AI の活用等により一定の軽減はされると思われるものの、特に専門家が少ない地方で普及しない懸念が残る。新制度活用に向けては、引き続き、可能な限りの簡素化・合理化を十分に図ったうえで、新制度や関連法制について広く市民に分かりやすく整理し周知するとともに、施行後はこれらの申請者等に対する手厚いサポートが必須である。</p> <p>また前回のパブリックコメントと重複するが、今後想定される実効性のある制度設計や施行後の現場実務への当てはめ・実装、幅広いステークホルダーによる検討の必要性等を踏まえると、研究会メンバー等に受託者として想定される現場の NPO 法人や中間支援組織の関係者を含めるべきである。その上で、法附則での 5 年後見直しを待たずに必要な点は積極的に法改正にて改善を図るとともに、幅広い関係者の協力を得ながら、新制度普及に取り組むべきである。</p>	
--	--	--

【第 1 章～第 3 章】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
第 1 章 1	<p>第 1 章 総論 – 制度の抜け穴と透明性の再構築に向けた提案</p> <p>1. 制度の趣旨と現実の乖離</p> <p>公益信託制度は、民間の創意による公益活動を支える柔軟な仕組みとして設計された。</p>	<p>提案 1 について</p> <p>「公益事務」の内容は委託者の「想い」に即して</p>

	<p>しかし、実際の運用においては、制度の理念と現場の実感との間に乖離が生じている。制度が「公益性の形式的担保」に偏りすぎており、地域ニーズや生活実感が反映されにくい。</p> <p>財務様式や認可基準が高度に専門的で、地域の小規模な実務者や個人委託者にとって参入障壁となっている。</p> <p>行政庁や委員会の判断が画一的な形式基準に依存しすぎおり、柔軟な公益活動の芽を摘む可能性がある。</p> <p>国際協力の現場では、1億5000万円の絨毯や870億円の博物館など、生活から乖離した支援が行われている。公益信託制度においても、豪華な施設整備や形式的な財務均衡が優先されることで、地域の実感に根ざした支援が後回しになる懸念がある。</p>	<p>定められます。「地域住民の生活への寄与」を重視する委託者がいる一方、特定の文化・芸術や海外支援などの公益を重視する委託者もいると考えられ、公益事務の定義（不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とし、公益信託法の別表各号のいずれかに該当すること）を満たす限り、委託者の想いについて何らかの価値判断を行政庁が行うことはありません。</p> <p>提案2について</p> <p>軽量な公益信託等における定期提出書類の在り方については、必要な情報開示等を確保しつつ、委託者等の負担を最小限とする観点から、引き続き関係者等の意見を踏まえ、継続的な見直しを行っていく</p>
--	---	--

	<p>場合、制度のガバナンスは形骸化する。委託者が不在の場合や、意思表示が困難な場合に、誰が公益性を担保するのかが不明確である。</p> <p>3. 説明責任と企画担当者の明示</p> <p>公益信託制度において、「誰が企画し、誰が判断し、誰が説明するのか」が不明瞭なまま進むケースがある。国民から「これは何か」「なぜこの事業に予算が使われたのか」という疑問が出たときに、説明責任を果たす体制が必要である。</p> <p>特に、信託財産の使途が豪華な施設整備や外部委託事業に偏った場合、国民的な納得感が得られない。企画担当者・認可担当者・監督担当者の役割と責任を明示し、事業ごとの説明責任体制を整備すべきである。</p> <p>4. 制度の透明性を高めるための具体提案</p> <p>提案 1：生活実感に根ざした公益性評価の導入</p> <p>公益事務の評価において、地域住民の生活にどのように寄与するかを定性的・定量的に示す項目を追加する。豪華な施設整備よりも、日常の困難への支援を優先する原則を明示する。</p> <p>提案 2：様式の簡素化と記載支援ツールの整備</p> <p>財務様式・事業計画書・報告様式について、記載例・計算シート・FAQ を整備し、実務者の負担を軽減する。特に軽量な公益信託においては、簡易記載方式を正式に認める。</p> <p>提案 3：委託者・受託者・信託管理人の関係性の見直し</p> <p>信託管理人の役割を形式的承認者から、実質的な牽制・助言者へと再定義する。委託者</p>	<p>予定です。</p> <p>提案 3について</p> <p>「信託管理人」は受託者を実質的に監視・監督する役割を担っています。また、委託者が公益信託の適正な運営を確保する強い動機を持つと考えられ、信託行為において一定の範囲で独自に受託者の権限を定め得ることは、ガイドライン第 4 章第 1 節第 5 に明記しています。一方で、委託者に、事後評価等を一律に義務付けることは、委託者に過度な負担を課すことになると 생각합니다.</p> <p>提案 4について</p> <p>御指摘のとおりの取扱いとしています。なお、「望ましい」としている部分은, 공익신고 사무의 처리에 있어입니다.</p>
--	--	---

	<p>の意思が制度運用に反映される仕組み（事後評価・意見提出制度など）を導入する。</p> <p>提案 4：行政庁・委員会の判断基準の公開と予見可能性の確保</p> <p>認可・監督・処分に関する判断基準を公開し、実務者が安心して制度を活用できるようになる。「望ましい取扱い」と「法令に基づく義務」の区別を明確にし、行政指導の透明性を高める。</p> <p>提案 5：事業ごとの説明責任体制の整備</p> <p>公益信託事務ごとに、企画責任者・運営責任者・説明責任者を明示する。国民からの疑問に対して、誰が説明するのかを制度上明確にする。</p> <p>5. 結語：制度の信頼性は「生活の実感」と「説明責任」から生まれる</p> <p>公益信託制度は、形式的な整合性だけではなく、「誰のために、何を支える制度なのか」という根本的な問いに立ち返る必要がある。生活の実感から制度を問い合わせ声こそが、制度の信頼性を再構築する力になる。</p>	<p>必要な事項や理解いただきたい事項が含まれています。</p> <p>提案 5について</p> <p>信託行為に従った公益事務の実施については、事業計画書等において決定され、信託概況報告、計算書類その他の資料により、説明責任が果たされる仕組みとなっており、何人も受託者に対して事業計画書や信託概況報告など（財産目録等）の閲覧を請求できます。こうした仕組みの詳細については、ガイドラインにおいて明らかにしています。</p>
第 1 章 2	<p>第 1 章第 5 節</p> <p>「行政庁が必要と認める書類」として本ガイドラインに記載していない書類の添付を求めるものは、「申請の変更を求める行政指導」に該当すると考えられる。</p> <p>とあり、さらに申請の取下げ又は変更を求めるものも含め、行政指導を行う際には、丸</p>	<p>御指摘の行政手続きホットラインに関しては、内閣府において公益法人制度に係る電話相談窓口を設けて対応しています。新</p>

	<p>1 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、丸2当該条項に規定する要件、丸3当該権限の行使が当該要件に適合する理由を示さなければならず（行政手続法第35条第2項）、と公益認定等ガイドラインと同様の記載がある。</p> <p>しかし、公益認定行政においては、行政庁によってはこの部分が全く守られていない例がすでに出てきている。</p> <p>内閣府内に新公益信託法第四十三条を実効性のあるものとするために「公益法人・公益認定に関する行政手続きホットライン」を設け、情報収集に努めてもらいたい。</p> <p>また、このことに関連して、新公益信託法第四十三条の都道府県知事に対する是正の要求があることを、この部分のガイドラインにしっかりと記載願いたい。特に、新公益信託法第四十三条は改正公益認定法第六十条とは異なって、「公益事務の適正な実施に支障が生じていること」等に関して内閣総理大臣が、都道府県知事に是正の要求を指示できることになっている点、また、「公益事務の適正な実施に支障が生じていること」実態があるにもかかわらず、内閣総理大臣が是正の要求を行っていないかった場合には、不作為に問われることになる点も明記願いたい。</p>	<p>公益信託制度についても、様々な御相談に対応できるよう、御意見の受付方法について検討いたします。</p> <p>新公益信託法第43条に関しては、①「都道府県知事のこの法律及びこれに基づく命令の規定による事務の管理及び執行に関して法令の規定に違反しているものがある場合」又は「当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合」において、②「公益信託認可の審査その他の当該事務の管理及び執行に関して地域間に著しい不均衡があることにより公益事務の適正な実施に支障が生じていることが明らかであるとして地方自治法第245条の5第1項による求めを行う場合につい</p>
--	---	---

		ての規定です。その趣旨や考え方は、条文で明らかである他、ガイドライン第1章第4節においても明記されています。
第1章3	<p>1節第3（P5）軽量な公益信託について 1つ目のマル、「公益事務の内容が明確かつ具体的であること」、そうでないと、受託者の「裁量」が大きくなるとは、明確・具体的の要素の程度が見えない。都道府県によって固めの判断がなされガバナンス態勢を求めることになり、また判断の相当の違いが生じる可能性が高くなり、制度に対する不信感が生じうるいがことになる。明確とは、内容のどんなことが具体的でなければだめなのか、良いと解される程度の例を示してほしい。社会の変化に対応して見直し・変更することも大切（義務という）ではないか。裁量は社会変化に対し変更することが重要で大きいと考えられる。</p> <p>また、注4の「公益法人制度の潜脱を防止する視点に、より留意」との表現は不可解である。信託の特徴を認めた制度であるから、公益法人との整合性の確保から潜脱とは、いかなる問題が生じるのか端的に示してほしい。</p> <p>なお、裁量は経営判断だけでなく現場にもそれなりの経営判断は不可欠である。信託の独立した情報公開を活かした選択肢として認めている制度であり、とはどのような潜脱を想定しているのか誤解が生じる記載である。</p> <p>1節第3 ガイドライン策定に当たっての基本方針等について（P5）2つ目マルの「公益法人制度（公益法人に対する指定寄附や、いわゆる冠基金を含む。）とあいまって」との記述について</p>	<p>軽量な公益信託の公益事務該当性判断の程度に関しては、公益事務の内容を例示している「第4章第1節第1の8」を参照する旨を記載します。</p> <p>「公益法人制度の潜脱」に関しては、例えば、公益目的事業の適正な実施を確保するための体制等（例えば、役員に係る各種の公益認定基準）が整備されている公益法人と比べ、合理的な理由なく脆弱な体制の公益信託を許容することが考えられます。こうした場合には、公益信託の適正な運営が確保できず、公</p>

	<p>委託者にとって、公益法人の認定、指定寄附・冠基金との違いについて、ガイドラインには明示してほしい。また準備研究会資料には比較表があるが、情報公開の内容の違い（さらに言えば寄付を受ける者と信託を引き受ける受託者としての義務・責任の違い）についての比較が示されていない。寄附を集めて社会に役立てる制度としてのガイドラインの役割として、また選択肢としての説明が求められる。委託者目線（保護）での記述は少ないように思われる。</p> <p>公益信託法は8条（信託行為において信託財産が寄附により受入れた）の規定から、また公益信託を作ることを寄附「あくまでも寄付のビーグルの一つとして（第8回研究会議事録P33）」と認識されている。しかしながら、寄付と公益信託とは、公益信託法令においては大変な違いを規定している。同じ寄附なのに公益信託はなぜ分かりにくく・面倒なのかと誤解してしまう。委託者保護の観点から「規制監督権限が確保された」法律（信託業法適用除外の国会委員会7.6.3の委員と大臣の発言）であることを理由としていること、公益信託のみの成果と状況の因果が明確に示されること、またその受託者の責任はとても尊厳ある行動であることをガイドラインに明らかに示してはどうか。</p> <p>第1節第3軽量な公益信託について2 「軽量な公益信託」の取扱いについて P6 (3) 信託管理人の選任（第3章第1節第3の1参照） 軽量な公益信託においては、「公益事務が委託者の意思に沿って効率的・効果的に実施されているかを判断する能力を重視」、(4) 会計基準（第5章第2節第1の3参照） 「ガイドラインに記載がない事項について」の記述について</p> <p>軽量な公益信託においては、「判断する能力を重視」、「信託行為の内容が効率的・・」とは、どのような能力、効率的というのか。例を挙げて行政庁が誤解されないよう記載してほしい。申請の審査に際して、公益信託事務の実務フローの効率性を判断する能力</p>	<p>益事務が適正に行われないおそれがあります。</p> <p>公益法人と公益信託との、指定寄附・冠基金の違い等に関しては、第1章第1節第2に示したガイドラインの目的に照らして必須とは言えないと考えられることから、今般のガイドラインにおいては記載をしておりません。なお、定款/信託行為/寄附契約による制度設計等によって様々な形があり得ることから、その違いやメリット・デメリットを委託者等のニーズに即して、「誤解」を招くことなく示すことは容易ではないところ、御意見については、今後、公益法人・公益信託等による民間公益の活性化を図る観点から検討し、必要な</p>
--	--	---

	<p>の有無の判断は難しい。受託者が実施している状況を信託管理人が判断する、効率的・効果的の基準とは何かは、自明ではない。どのように審査において検討されるかを示してほしい。</p> <p>また、(4) 会計基準の「ガイドラインに記載がない事項」、「法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」とは、単一・具体的な公益事務を目的とし、かつ、取扱い財産が金銭・預貯金の金銭のみの受入れ支出の年間数百万の収支である場合、例えば、地域の伝統文化の継承、街づくりの事業型（助成に代えて直接支払う場合）を目的とし、伝承者、植木を手入れする者が助成申請するかわりに、必要な費用を直接支払う（助成後に報告内容を確認するより実効的である）。ほぼ特定資産公益信託の要件（法8条規則3条）を満たす（規則3条2項1号の「助成金の支給その他これに類する」、「金銭の支給その他これに準ずる方法」に相当すると解することができる（3章第1385頁（2）3つ目〇の3つ目黒ポチ「また、代金の支払い」に相当するものの場合において、合同命令19条2項4項に相当する程度の会計処理なので、特定資産公益信託に相当する財産、実務である場合においては、計算書類も同程度の収支計算書で、情報開示が満たせるものと思料するが、このような活動の場合に簡便化が許される会計処理等の範囲を明示してほしい。</p> <p>2節第2 公益信託の関係者の責務」、9頁の4つ目マル、「委託者の意図（公益目的）を公益信託の目的として明確に示し」、「信託の本旨を明らかにすること…」の記述について</p> <p>その上のマルには、「信託行為の定めに従っているだけでは足りず」の記述がある。「委託者の意図（公益目的）」と「委託者の意図、即ち信託の本旨」の記述には違いがある。あくまでも「信託の本旨に従い」、「形式的に信託行為の定めに従っているだけでは足り</p>	<p>情報発信を行ってまいります。</p> <p>公益事務が委託者の意思に沿って効率的・効果的に実施されているかを判断する能力に関しては、具体的な事情に即して判断する必要がありますが、例えば、当該公益事務や公益事務を巡る環境についての知見が考えられます。</p> <p>「特定資産公益信託に相当する財産、実務」に関しては、御指摘の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、公益信託法第8条第1項柱書の要件を充たさない公益信託は「特定資産公益信託」に該当しません。その上で、実際のニーズを踏まえつつ、複雑な会計処理を行うことが想定されない公益信託の計算書類等</p>
--	---	---

	<p>ず」の記述のように「公益信託の目的」の条項だけでなく全文をもって本旨を委託者と確認することが重要であり、「望まれる」ではなく、「誤解が生じないよう、説明・確認することが不可欠である」旨を記述してほしい。受託者となろうとする者は、本旨が分かるようにコミュニケーションを交わして、信託行為全体を明らかに示して、委託者の意図が明確になることに時間をかけて、委託者へ契約書等々を交付・説明することが重要である。当事者のもめごとは行政庁の関知することではないが、制度の根幹にかかわることなので、ガイドラインには信託行為には双方が合意された内容であることが重要な旨を、関係者に徹底して周知することが求められる。</p> <p>なお、様式1・マル11の「確認書」では、業法相当の事前、締結時の交付書類として不十分である（様式集にて後述）。また、寄附・遺贈寄附と信託の違いもガイドラインに示すべきである。</p> <p>以上</p>	<p>について、分かりやすく情報発信等を行って行くことを引き続き検討してまいります。</p> <p>第2節第2に関しては、御指摘を踏まえ「必要となる」とします。</p> <p>様式集に関しては、ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、関係者等の意見を踏まえ、継続的な見直しを行っていく予定です。</p>
第1章4	<p>第1章15頁 譲渡所得等非課税について</p> <p>内閣府「公益信託制度の概要」によれば、有価証券や不動産等も信託財産とすることが可能で、公益信託認可と税制優遇が連動するとあり、「個人が現物を寄附した際のみなし譲渡所得税について国税庁長官の承認を受けたときは非課税になります」と記載があります。</p> <p>ところで、有価証券や不動産等を公益信託に贈与する場合の非課税承認が不明です。有価証券等の配当・利回りを運転資金の財源とする小規模美術館を開設する目的の公益信託（公益信託法2条別表二号）を作ろうとする場合を考えます。</p> <p>公益信託に財産を拠出した場合、公益信託の受託者（個人に限る）に対する贈与となり、</p>	<p>租税特別措置法第40条（承認特例）の公益信託への適用に係る手続き等に関しては、別途申請の手引き等の作成を検討しています。</p> <p>なお、「公益信託認可と税制優遇が連動する」との記述に関しては、税制優遇を受けるには、公益信託の設立許可のほか、主務大臣</p>

	<p>委託者にみなし譲渡課税が適用されますが、同時に、譲渡所得の非課税措置（措置法40条）の適用対象となります。公益法人等に金銭以外の財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税措置の「一般特例」について、公益信託もその対象に追加されました（措法40）。</p> <p>しかし、措置法40条承認要件には「社会的規模要件」（注）がある等、いくつもの審査項目があり、承認されるまで数年を要します。承認されなかつた場合には譲渡所得課税が発生します。公益信託は軽量級の公益法人としての機能を持っているからこそ、社会的規模を満たさないと承認が受けられないケースが多発すると考えられます。</p> <p>「公益信託認可と税制優遇が連動する」は本当でしょうか。ミスリードではないでしょうか。それとも、措置法40条申請要件の緩和が制度化される見通しがあるのでしょうか。</p> <p>（注）受贈法人が営む公益事業の規模が事業の内容に応じ、その事業を営む地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有すること。なお、たとえば、学校教育法や社会福祉法に規定する一定の事業、宗教の普及や信者の教化育成に寄与する事業、30人以上の学生等に対して学資の支給若しくは貸与を行う事業又は科学技術その他の学術に関する研究者に助成金を支給する事業などが受贈法人の主たる目的として行われる場合には、その公益目的事業は社会的存在として認識される程度の規模を有するものとして取り扱われる（40条通達12（1））。</p>	<p>の証明・認定を受ける必要がある現行制度との違いを強調するために広報資料等において用いた表現であり、御指摘のように誤解を招く可能性も排除できることから、ガイドラインに当該の記述はしておりません。</p>
第1章5	<p>第1節 第3ガイドライン策定に当たっての基本方針等について (4頁)</p> <p>第2章以下の各論に関してであるが、一般の公益信託について記載した後に第8章として軽量な公益信託に関する公益事務該当性の判断以下の事項をまとめて記載する</p>	<p>軽量な公益信託に該当した場合の措置に関しては、第1章第1節第3にまとめています。</p>

	<p>ほうが、軽量な公益信託を中心に考えるなら、公益信託を利用する側（委託者、受託者）に分かりやすいのではないか。</p> <p>2 「軽量な公益信託」の取扱いについて（2）受託者の技術的能力（適正な運営の仕組み） （6 頁）</p> <p>イの（理事会の三分の一基準が定められている法人、又は利害関係がない 3 者以上、の信託管理人がいる場合に限る）の「利害関係がない 3 者以上」とは、利害関係がない信託管理人 3 名の趣旨と理解するが、そうすると、必然的に信託管理人が 3 名以上必要となる。これは、適正な運営の仕組みとしては重いといえる。</p> <p>信託管理人が 1 名の場合でも、適正な運営の仕組みがあると評価できる場合があり得るのは、ガイドラインの前提であることは、明確にすべきである。</p> <p>また、仮に信託管理人を複数とするとしても、信託管理人が 2 名以上で良いのではないか。受託者を含めると 3 名で判断することとして多数決に従った運営をするか、あるいは信託管理人 2 名が賛成しない限り当該事務は行いえないとすることのいずれかを採用することで適正な運用を確保することが可能である。</p> <p>2 「軽量な公益信託」の取扱いについて（3）信託管理人の選任 （6 頁）</p> <p>「軽量な公益信託においては、多くの場合に複雑な会計処理は行われないと考えられること、公益事務の内容にもよるが複雑な法律問題等あまり想定されないことなどを踏まえると、法律や会計の高度な能力を求めるよりも、公益事務が委託者の意思に沿って効率的・効果的に実施されているかを判断する能力を重視して選任することが望ましい</p>	<p>軽量な公益信託における受託者の技術的能力に関しては、アで示している合議制機関設置のパターンとの併用の方法等を検討願います。</p> <p>公益信託全体のガバナンス確保の状況に関しては、信託管理人の人数は一つの要素と考え、受託者の内部統制システムのレベルや公益事務の難易度等、公益信託全体の仕組み等を踏まえて判断します。</p> <p>信託管理人の選任に関しては、まず信託管理人は信託法に基づく権限を行使して受託者を監視・監督するガバナンスの中心的な機能・役割等を有しています。その機能・役割等は「軽量」な公益信託においても変わらないものと理</p>
--	---	---

	<p>こと多いと考えられる。」は</p> <p>「軽量な公益信託においては、複雑な会計処理は行われないと考えられること、公益事務の内容にもよるが複雑な法律問題等が想定されない場合もあり、そのような場合には、公益事務が委託者の意思に沿って効率的・効果的に実施されているかを判断する能力を重視して選任することも考えられる。」と修正すべきではないか。</p> <p>軽量な公益信託でも適正な会計処理、法律関係処理を考えると公認会計士、弁護士等の専門家が信託管理人になることが望ましい。そしてこれらの者は、決して会計・法律の観点からのみ考えるのではなく、公益事務が委託者の意思に沿って効率的・効果的に実施されているか判断する能力もあるから公益信託の管理人としては適切であるといえる。しかし、そのような人材がいない場合に公益信託が認可されないというのでは公益信託を広く利用しようとする目的に反するので専門家でない人も信託管理人になれるという事で上記のように修正するのが良いのではないか。</p>	<p>解しており、その能力は、受託者の能力に照らして判断されます。したがって、いかなる場合にも、公認会計士や弁護士が望ましいとは言い切れないと考えています。</p>
第1章 6	<p>【軽量な公益信託】</p> <p>軽量な公益信託について、素案6ページには素案57ページ中段に記載されている計算書類及び信託概況報告チェック体制の特例について記載がありません。仮に軽量な公益信託に関する特例を特に記載するのであれば、他の記載内容をすべてまとめるべきと考えます。</p> <p>また、素案7ページには「法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」と記載されていますが、具体的にどのような会計基準を想定した内容か、お示し願います。</p>	<p>計算書類及び信託概況報告チェック体制の特例に関しては、御指摘を踏まえて追記しました。</p> <p>「法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」という記載における具体的な会計基準に関しては、例</p>

		えば受託者の固有事業の会計に適用される会計基準を想定しています。
第1章 7	<p>(該当箇所) 【第1章 第1節 第3 【軽量な公益信託】】</p> <p>P6末尾</p> <p>(4) 会計基準（第5章第2節第1の3参照） P7最初の行 「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」</p> <p>(意見)</p> <p>(4)</p> <p>会計基準の「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」とは、例えば、地域の伝統文化の継承、街づくりの事業型（助成に代えて直接支払う場合）を目的とし、財産は金銭のみの受入れ支出で、規模も年間数百万である場合、特定資産公益信託と同程度の要素の金銭のみの授受の事務であることから、合同命令19条2項および4項に相当する程度の会計なので、計算書類も同程度の収支決算書で、情報開示が満たせるものと思料するが、このような活動の場合に簡便化が許される範囲を示してほしい。すなわち、特定資産公益信託あるいはそれに準じた扱いが出来ないか。</p> <p>(理由)</p> <p>数百万円程度のごく小規模で单一・具体的な公益事務を目的とし、かつ、取扱い財産が金銭・預貯金の公益信託事務である場合には、例えば、地域の伝統文化の継承者や、街づくりの一環として植木を手入れする者に助成するかわりに、必要な費用を直接支払う（助成後に報告内容を確認するよりも実効的）ことは、ほぼ特定資産公益信託の要件（法</p>	特定資産公益信託に該当すれば合同命令第19条、該当しない場合は合同命令第18条及び第3節が適用されます。御指摘のような場合も含め、今後、具体的なニーズも踏まえつつ、公益事務の内容等に応じた分かりやすい会計処理等について継続的に検討し、情報発信等を行ってまいります。

	<p>8条及び規則3条)を満たすと思われるため。(規則3条2項1号の「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」に相当すると解することができるのではないか。加えて、p85 下から2番目の○の3つ目の黒ポチ「また、助成先が発注した備品等の代金の支払い」に相当するものと解せないか。</p> <p>すなわち、軽量な公益信託の中で更に事業型であっても、当該例示のように金銭直接支払の方が公益事務実施上、効率的な形態のものは、特定信託資産公益信託扱いとし、少しでも取り組み易い公益信託制度に出来無いか。</p>	
第1章8	<p>1. 全般的感想と要望（第1章関係）</p> <p>1) 公益信託制度はもともと簡易なガバナンス構造（一般に軽装備と言われる所以）により成り立っている制度でありながら、公益信託認可等ガイドライン（以下GL）は公益法人と比較しつつ、その相違点を補充し、結局は公益法人並みの重装備を要請する考え方方が底流に流れている。中には制度上の違いを理由に公益法人制度では、基本的には団体自治・自己責任経営に任せられている規律（例えば資産運用、寄付の募集に関する禁止行為）について公益法人以上の詳細な規律を要請するケースもみられる。公益信託制度の原点に立ち戻り、法令に即した範囲内で過剰な規律を要請するところを見直していただきたい。</p> <p>2) 「公益信託の柔軟性は極めて高く、制度施行後、GL策定時に想定していなかったような形態の公益信託が出現することが見込まれる。本GLは、こうした事例については、法令の規定及び趣旨を勘案した上で、個別の事情に応じて柔軟な対応を行うとともに、制度の透明性を確保する観点から、隨時、GL案に追加が行われていくことを前提に策定することとしている。」(P.4)は大賛成であるが、現場での行政庁事務に徹底するよう求める。</p> <p>3) 「新制度施行後に適宜、「事例集」を作成し、GLの附属資料として位置付けるものと</p>	<p>1—1)について 公益信託制度は、公益法人制度と整合的な制度として設定されたものであり、公益法人と同じように「経営判断」を伴う多様な事業を行うような場合は、公益法人と同水準のガバナンスが必要になると考えられます。</p> <p>2)について 御意見を踏まえ、取り組んでまいります。</p> <p>3)について 御意見を踏まえ、検討を行ってまいります。</p>

	<p>する」(P. 8) としていることに賛成するが、事例集には不認可、取り下げ事例も含めること。公益法人の認定・不認定事例も公益事務該当性の解釈上大いに参考となるので含めていただきたい。また、地方行政庁案件についても収録していただきたい。</p> <p>4) 事前相談 (P15)への対応は認可基準、申請手続き、財務規律等客観的所与の事項に限り、公益事務該当性の適否については担当官レベルでは意見を述べない事（主務官庁制度下における担当官の裁量行政への逆戻り回避）、少なくとも担当公益認定等委員の意見に基づくこと。</p> <p>5) この GL は 300 ページを超す大量で、かつ詳細な情報を提供するいわば商品の「取扱説明書」的性格を帶びているが、用語索引と FAQ (Qだけ) を設けて該当ページを示し、必要な情報だけを素早く簡単に理解できるよう工夫していただきたい。</p>	<p>4) について</p> <p>事前相談には様々な態様がありますが、御指摘の趣旨も踏まえ、担当官の考えが、法令・ガイドライン等の記載や委員会の見解と誤解されることがないよう徹底してまいります。</p> <p>5) について</p> <p>御意見を踏まえ、分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。</p>
第 1 章 9	<p>●軽量な公益信託 (P5~7)</p> <p>前回のパブリックコメントで指摘した点である「軽量軽装備」の特性を活かす工夫として、「軽量な公益信託」類型が設けられ一定の負担軽減・弾力的運用が図られていることは評価する。「軽量な公益信託」については、現状の負担軽減措置にとどまらず、より一層の緩和・簡素化を図っていただきたい。</p>	御意見については、実際のニーズを踏まえ、継続的に取り組んでまいります。
第 2 章 1	<p>第 2 章 様式 1 (認可申請時書類)に関する意見 - 実務者支援と透明性の確保に向けて</p> <p>1. 様式 1 の役割と課題</p> <p>様式 1 は、公益信託の認可申請において「制度の入口」となる最重要書類群である。しかし、現行の様式構成には以下のような課題がある</p> <p>記載項目が多岐にわたり、実務者が「何をどう書けばよいか」が直感的に分かりづらい。</p>	<p>提案 1 について</p> <p>公益信託認可申請の際に作成が必要な書類については、今後、記載例等を含む「申請の手引き」を作成し、公表する予定として</p>

	<p>財務様式や公益事務の記載が専門的すぎて、地域の小規模な信託や個人委託者にとって参入障壁となっている。</p> <p>「変更認可が必要な項目」と「任意記載項目」の区別が不明瞭で、記載ミスや過剰記載を招きやすい。</p> <p>行政庁の審査基準が非公開であるため、実務者が「どこまで書けばよいか」「何が評価されるか」が予測できない。</p> <p>2. 制度の抜け穴：記載支援の欠如と審査の不透明性</p> <p>2-1. 記載支援の欠如</p> <p>様式1・(2)～(10)において、記載例・記入マニュアル・FAQが十分に整備されていない。特に様式1・(3)（公益事務の種類・内容）や様式1・(5)（公益事務割合）は、記載ミスが公益性の否定につながる可能性がある。</p> <p>財務様式においては、公益充実資金・控除対象財産・収支均衡など、専門的な会計知識が求められるが、記載支援が乏しい。</p> <p>2-2. 審査の不透明性</p> <p>行政庁による認可審査において、「何をもって公益性があると判断するか」が明示されていない。</p> <p>「望ましい取扱い」と「法令上の義務」の区別が不明瞭で、実務者が過剰に記載・添付してしまう傾向がある。</p> <p>審査結果に対するフィードバックが形式的であり、改善の方向性が見えづらい。</p>	<p>います。このほか、具体的なニーズを踏まえ、「よくある質問に対する回答」を示すなど、多様な者が、容易に申請を行うことができるよう取り組んでいく予定としています。</p> <p>提案2について</p> <p>ガイドライン第2章～第4章においては、審査の考え方を可能な限り明らかにしておりますが、多種多様な公益事務・受託者・信託管理人があり得るところ、あらゆる事象を想定して、明確な基準を示すことは困難である旨御理解願います。御懸念のような考え方も踏まえ、認可された公益信託については幅広い情報開示を行うとともに、制度の透明性を確保する観点から、隨時、ガ</p>
--	---	---

	<p>3. 公益性の評価と生活実感の乖離</p> <p>「豪華な施設整備」や「外部委託事業」に偏った支援は、生活実感から乖離している。公益信託の認可申請においても、以下のような懸念がある</p> <p>公益事務の記載が「制度的に整っているか」だけで評価され、「地域住民の生活にどう寄与するか」が軽視されがち。</p> <p>事業内容が抽象的であっても、財務様式が整っていれば認可される可能性がある。</p> <p>一方で、地域に根ざした小規模な支援が、記載不備や様式の不慣れによって却下されるリスクがある。</p> <p>4. 透明性と説明責任の再構築に向けた提案</p> <p>提案 1：様式ごとの記載例・記入支援ツールの整備</p> <p>様式 1・(2)～(10)について、記載例・記入マニュアル・FAQ を整備し、実務者が安心して記載できるようにする。</p> <p>特に様式 1・(3)（公益事務）と様式 1・(5)（公益事務割合）は、記載ミスが制度不適合とされるリスクが高いため、重点的に支援すべき。</p> <p>提案 2：審査基準の公開と予見可能性の確保</p> <p>行政庁による認可審査の判断基準を公開し、「何が評価されるか」「どこまで記載すべきか」を明示する。</p> <p>「望ましい取扱い」と「法令上の義務」の区別を明確にし、実務者が過剰記載に陥らないようにする。</p>	<p>イドラインに追加を行つて行く予定としています。</p> <p>提案 3について</p> <p>公益信託認可基準への適合性については、民間有識者から成る合議制機関が、法令の基準に基づき判断する仕組みであり、「地域住民の生活」を軽視することはありません。記載の不備等については、適切に事実確認等を行うことを想定しています。</p> <p>提案 4について</p> <p>提案 1 及び提案 2についての回答を御参照願います。</p>
--	---	---

	<p>提案 3：生活実感に根ざした公益性評価の導入 公益事務の評価において、「地域住民の生活にどのように寄与するか」を定性的・定量的に示す項目を追加する。 「豪華な施設整備」よりも「日常の困難への支援」を優先する原則を明示する。</p> <p>提案 4：事業ごとの説明責任体制の整備 認可申請書類において、「企画責任者」「運営責任者」「説明責任者」を明示する欄を設ける。 国民からの疑問に対して、誰が説明するのかを制度上明確にする。</p> <p>5. 結語：制度の入口こそ、信頼性と優しさが必要 公益信託制度の信頼性は、認可申請の入口である様式 1 にこそ宿る。 日本国の生活の実感から制度を問い合わせる視点が、制度の透明性と実務者支援を再構築する力になる。</p>	
第 2 章 2	<p>22 頁脚注 16 に「公益認定等ガイドラインに示されたチェックポイントと同内容のものとしている。」とある。一方、「公益認定等ガイドライン」77 頁には、添付すべき書類が以下のように記載されている。</p> <p>「行政庁の審査時に合理的に必要とされる書類、証憑類」（事業計画等に内容等が記載されていれば可）としたうえで、例えば奨学金については、</p> <p>丸 1 に対応して <input type="checkbox"/> 奨学金に係わる規程（定款や HP に明示がない場合） 丸 2 に対応して <input type="checkbox"/> 募集要項、選考基準 丸 3 に対応して <input type="checkbox"/> 選考委員会規程 <input type="checkbox"/> 選考委員名簿 丸 4 に対応して <input type="checkbox"/> 募集要項、奨学金規程</p>	公益認定等ガイドラインの「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」については、典型的な事業について公益目的事業該当性を簡便に判断することができるようとする趣旨から、ガイドラインに明

	<p>丸5 に対応して □ 財務諸表（継続的な事業財源に疑義がある場合には、寄附確認書等）とある。</p> <p>現在の公益認定では、事実上これら全部の規程の提出が求められている現実がある。例えば、丸2と丸4は二つの書類がカンマで区切られ、丸3は□が並列している。また丸1「奨学金に係わる規程」と丸4の「奨学金規程」が別表記で記載されている。結局、ここに記載されているすべての規程等を行政庁が求めている現実がある。「かつ」なのか「または」なのか？（事業計画等に内容等が記載されていれば可）と記載があるので、行政庁が求めることも「可」なのか？</p> <p>「奨学金に関する規程」と「奨学金規程」と行政庁が両方求めることが起こりうる。公益信託認可審査でどのようなことを行うのか、あるいは、行政法として行政庁の過度の書類要求を抑止する効果を期待しているものなのかはっきりさせていただきたい。申請者はこのようなつまらないやり取りに相当疲弊している現実があります。</p>	<p>記しているものです。</p> <p>表の右欄には、「行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類・証憑類について列挙しているものであり、御指摘の丸2の例については、「応募の機会が一般に開かれているか。」を判断するにあたって、募集要項と選考基準の両方を確認する必要があるという趣旨です。ご指摘の丸1の「奨学金に関する規程」については、「当該奨学金が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けられており、適正な方法で明らかにされているか」を判断するにあたって、定款やHPに明示がない場合に、「奨学金に係る規程」で確認する必要が</p>
--	--	--

		<p>あるという趣旨です。</p> <p>行政庁による規定の提出の求めには、書類の名称に関わらず、事業計画等を含めて提出されているその他の書類から、チェックポイントで例示されている、審査に必要となる判断要素が全て満たされていることが判断できれば、例示されている名称の規定の直接の提出が無い場合であっても、チェックポイントを満たしていると判断する事例もありうると考えます。</p>
第2章3	45頁イ判断基準 22頁脚注16に「公益認定等ガイドラインに示されたチェックポイントと同内容のものとしている。」とあり、公益認定等ガイドライン77頁には「行政庁の審査時に合理的に必要とされる書類、証憑類」(事業計画等に内容等が記載されれば可)としている。しかし、公益信託認可等ガイドライン案では()内の極めて重要なメッセージが削除されている。削除しているのならばその理由を明示し、「公益認定等ガイドラインに示されたチェックポイント」との違いを一覧表にして公益信託認可等ガイドライン内に明示	「事業計画等に内容等が記載されれば可」に関しては、御意見を踏まえて、脚注に「事業計画等にチェックポイント記載事項への対応内容等が記載されれば可」としまし

	<p>べきである。</p> <p>丸1の「奨学金に係る規程」と丸4の「奨学金規程」とは別々のものを二つ必要とするのか？両者の関係を明らかにしてほしい。</p> <p>丸2と丸4は二つの書類（募集要項、選考基準）と（募集要項、奨学金規程）がカンマで区切られ、丸3は二つの書類（）選考委員会規程 選考委員名簿）がカンマ無しに縦列している。この二つの表記に違いがあるのか（例えばカンマはまたは縦列はかつとか）理由があるなら理由を、ないなら紛らわしい表記はやめてもらいたい。</p> <p>また、応募の機会が一般に開かれていることの審査のために、選考基準を必須（現在の運用はそのようになっています）としている理由を明らかにしてもらいたい。</p>	<p>た。また、書類・証憑類の名称についても同様に、チェックポイント記載事項への対応内容等が記載されていれば、書類名称は問わない旨を追記します。</p> <p>丸1の「奨学金に係る規程」に関しては、奨学金が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示しているかどうかを判断するものであり、「規程」という形で整備されている必要はなく、定款やHPに明示されていたり、事業計画書等文書に表れていたりすれば、それをもってチェックポイントを満たしていると判断しうるものと考えます。また、丸4の「奨学金規程」については、奨学金の給付に関する規程を想定しており、奨学</p>
--	---	---

		<p>金給付に当たり、合理性のない義務を課していないことや、義務がある場合、その内容は応募者や支給対象者に明らかにされているかについて判断するものです。</p> <p>カンマで区切られているかカンマ無しで羅列されているかに関しては、「かつ」の趣旨で記載しているのですが、御指摘を踏まえて、分かりやすい表現を今後検討いたします。</p> <p>「応募の機会が、一般に開かれているか。」の審査のために選考基準を求めている趣旨は、ガイドライン 48 頁に記載しているとおり、応募規定上対象に限定がなくとも、事実上限定されている場合には、受益の機会が開かれていると</p>
--	--	--

		は言えないことから、応募の機会が実質的に開かれているかを確認する趣旨から、選考基準を求めているものです。
第2章4	<p>1節第2、2記入要領(2) 公益事務の概要</p> <p>(P26) 5つ目のマル「付隨的事務注21については、…、記載不要とする。」との記述、及び(P34)1つ目マル、営利事業等が行う事業と類似する「公益事務としての特徴」の記述について</p> <p>「付隨的事務注21については、…、記載不要とする。」との記述があるが、付隨的公益事務と認識して申請せず、後日認可されない収益事業（法人税法施行令5条1項除く）であるが、P34、1つ目マルには、営利事業等が行う事業と類似する「公益事務としての特徴」があることが判明したならば認可を追認できる場合もありうるか？ またもし特徴がないならば、認可取消しの問題の他に、受託者に納税義務も生じるものと考えられ、制度の安定化のため、受託者と信託管理人がどのような責任が生じうるのかについての言及が大切ではないか。</p> <p>付隨的事務を安易に考えて、認識せず収益事業をしてしまうリスクの重さについて、もう少し言及しておいてはどうか。</p> <p>藤谷教授の論考（信託299注26）では行政処分の問題と解されているようだが。所轄税務署からの追及があると混乱するので、制度としての安定性が保てるよう、明らかにされるようお願いしたい。</p> <p>以上</p>	<p>「申請書記載事項から読み取ることができない事務…」は、公益事務として認められず、受託者がそのような事務を行ったとしても、信託の目的の達成のために必要な行為と言えず、受託者の権限外の行為として信託管理人による取消対象となり得る旨ガイドラインに明記しています。</p>
第2章5	第1節 第1 公益事務とは（公益信託法第2条第1項第2号）	「営利企業では手の届

	<p>(21頁)</p> <p>営利企業等が実施する事業と類似する公益事務にあっては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益事務としての特徴があることの確認はなされる必要があるとの基準は、公益信託が小規模である場合には、公益法人と同様の考慮をすべきではない。この基準は、公益法人の規模を前提とした基準であると思われるが、公益信託の規模が小さい場合には営利企業等の事業と類似していても弊害が小さく、むしろ営利企業では手の届かないところに公益を及ぼすことができると考えられる。そこで、この基準の検討にあたっては公益信託の規模も考慮に入れて公益事務の内容の公益該当性を考慮すべきである。</p> <p>第1節 第2 信託行為及び申請書記載事項 2 (1) 公益事務の目的</p> <p>(25頁)</p> <p>公益信託の目的を公益事務の目的として取り扱うとするが、それであれば、公益事務の目的の概念は不要で、端的に公益信託の目的の項目として、公益信託の目的を記載すれば足りるのではないか。</p> <p>公益信託法上、公益事務の目的という言葉は存在しないところ、法に書かれない公益事務の目的という言葉を用いて申請書に記載させる必要はないのではないか。</p> <p>公益信託の目的が、公益事務の合目的性の判断に当たって参考されるのはその通りであり、どのような公益の実現を目指すのかについて書かれる必要はあるのは当然であるが、その際に、信託事務の目的という言葉をあえて要求するのは不要で、端的に、公益信託の目的を記載すれば足りる。</p> <p>P30 の申請書のイメージにおいては、公益認定ガイドラインの「事業の趣旨・目的」に相当するものとして「公益事務の目的」の欄が設けられていると思われるが、内容とし</p>	<p>かないところに公益を及ぼすことができる」といえるのであれば、一般的には、公益事務としての特徴があると判断できる可能性が高いと思われます。ガイドラインには、「公益事務として実施しようとする地域・社会の具体的な状況等に即し」判断する旨を明らかにしており、公益信託の規模を考慮要素として明記する必要性は低いと考えます。</p> <p>「公益事務の目的」に関しては、例えば、一つの公益信託において、異なる目的の複数の公益事務を行うような場合を想定したものであり、一つの公益事務のみを行うような場合には、公益信託の目的を記載すれば足りると考えて</p>
--	---	--

	<p>て法律上求められる公益信託の目的と同内容を記載するのであれば、公益信託法は公益認定法と制度が基本的に異なるところであるから、形式面で同様にするのでは足りず、制度の違いを意識して、端的に「公益信託の目的を記載すれば足りるのではないか。公益信託目的以外に、公益事務の内容をしっかり書けばたり、公益事務の目的の記載をあえて求める必要はないのではないか。</p> <p>第1節 第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準 2 信託目的についての確認事項 (32頁)</p> <p>公益信託の目的と、公益事務の目的が完全に一致しない場合があり得るとはしているが、同頁の記載においても、これは例外であり、そのためにあえて公益事務の目的の項目を設ける必要はないのではないか。</p> <p>複数の公益事務を行う場合には、個々の公益事務の内容がしっかり記載されれば足り、公益事務の目的の項目をあえて設ける必要性はないのではないか。</p> <p>第1節 第3 2 公益事務の概要についての確認事項等 (33頁)</p> <p>そもそも、公益信託は公益事務しかできないのであるから、幹となる公益事務・付隨的公益事務という切り分け自体、本来的には必要がないように思われる。付隨的事務の考え方は、公益法人の付隨的事業の考え方を公益信託に入れようとするものであるが、公益信託は公益事務しかできないのであるから、あえて付隨的事務を記載するかどうかの検討をさせる必要はないように思われる。単に、実体的な判断として、33頁にあるように公益事務全体の趣旨・目的に即した事務として実施されていないものがあれば、それを指摘するという運用で足りると考える。例えば、奨学金の支給に加えて、奨学金に</p>	<p>います。その趣旨は、手引き等において明確にしてまいります。「付隨的事務」に関しては、公益事務について、幹となる公益事務としてどの様な類型の公益事務を行うかを明確に記載する必要があるとする一方、幹となる公益事務と同一の趣旨・目的の下で幹となる公益事務の効果的な実施等のために付隨的に、小さな規模で行う場合には、申請書への記載を不要とするものであり、付隨的事務が申請書に記載されていることによって公益信託の認可不認可に影響が出るものではありません。このため、御指摘のように「細かく検討する」ことは不要になると考えています。</p>
--	---	--

	<p>関係する講演会を開催する場合、後者を付随的な事務として申請書に記載する必要があるか否かを検討させる必要はない。経常費用の1割を超える事務については、付随的事務を超えるものとして、事業計画への記載では足りず、申請書の記載事項になるという整理であると思われるが、かかる検討を申請人に課す場合、「これは幹となる事務、これは付随的事務」として1つ1つの事務を細かく検討することとなり、負担となる。</p> <p>第3 5 公益事務の合目的性の確保の取組についての確認事項 (36頁)</p> <p>公正性が確保されていることがメインなのであるから、利害関係者の排除、公益事務の内容に応じた専門家の関与、選考方法の透明性が確保されていることで足り、合議制機関の設置が必須であるかのような記載ぶりは避けるべきである。すなわち、注31のように公正性の確保は公益事務の内容によって定められれば足り、必ず合議制機関の設置が必要になるわけではない。</p> <p>中段、「なお、」で始まる段落について、「～を除き」となっており、注27もあって、合議制の機関が不要な場合もありうることは、注も併せて読めばわかるが、本文だけではわかりにくい。この段落は、「確保しなければならない」で結ぶのではなく、「確保することが望ましい」か「確保することが原則である」とするのが、当該段落の趣旨からはより正確な表現ではないか。</p> <p>第3 6 (2) 寄付（導管寄附） (38頁)</p> <p>導管寄附の言葉は、このガイドラインでは、この(2)のタイトルのところしか出ない。導管寄附の言葉が社会的に受け入れられた言葉かどうかも問題であるが、少なくとも導</p>	<p>公益事務の合目的性の確保についての記載中「なお、以下」に関しては、御指摘を踏まえ、修正しました。</p> <p>導管寄附に関しては、注釈に「助成先を予め明示して募集する寄附の形態」と追記しました。</p>
--	---	---

	管寄附の定義を明確にした方が読み手にわかりやすい。また導管寄附に対する評価が良くないものであれば、評価が芳しくないことも明確に書いたほうがわかりやすい。	
第2章 6	<p>【公益事務の概要】</p> <p>素案 27 ページに「幹となる公益事務内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益事務としての特徴を記載する」とありますが、具体的に何を記載する必要があるのか、イメージしにくいのではないかと考えます。なお、公益法人制度における公益認定等ガイドライン 24 ページには「社会的なサポートを受けるにふさわしい公益事務としての特徴」との表現があります。</p> <p>また、同ページ柱書 23 には「公益信託行政の適正な執行にも問題が生じ得る」との記載がありますが、公益信託の要件を満たさなくなる可能性がある内容であれば、柱書ではなく本文記載とすべきではないかと考えます。</p>	<p>「公益事務としての特徴」に関しては、地域・社会の実情等に応じて様々な形があり得ると考えられますが、ガイドライン第2章第1節第3の2において、公益事務の概要についての確認事項を整理していますので、こちらの記載も参考にしていただきたいと思います。</p> <p>「公益信託行政の適正な執行にも問題が生じ得る」に関しては、前段となる相応の収益が生じることが想定される公益事務が実施される場合がどの程度あるのか不透明であり、受託者が実施する収益を生じる事業が公益事務</p>

		に含まれるか否かが明確ではない場合も想定されるため、本文ではなく柱書に記載を入れており、原案を維持します。
第2章7	<p>(該当箇所) 【第2章第1節第3の5】および【第4章第1節第2の17】 合議制機関に関する記載 P36 3つ目の○ および P129 7行目、8行目、2つ目の○の6行目、注107の1行目 (意見) 第2章の該当箇所では、公益事務の専門性・公正性の担保その他公益事務の合目的性を担保するために置く場合を取り上げているが、第4章の該当箇所では、専門性・公正性等を補う(7行目)、専門性等の確保を目的とする場合(8行目)、公益事務に係る専門性等(2つ目の○の6行目)、公益事務の専門性(注107の1行目)とし、第2章の該当箇所での「その他公益事務の合目的性」が落ちている。同じ概念か違う概念か。 (理由) 第4章の該当箇所では、合議制機関は、ガバナンスの確保を目的とする場合と専門性等の確保を目的とする場合の二つに大別されるとしているため、第2章の該当箇所における「その他公益事務の合目的性」はどのように整理されるのか不明瞭のように思われる。</p>	「公益事務の合目的性」は幅広い概念であり、公益事務によっては、「ガバナンスの確保」も公益事務の合目的性を担保するため必要な場合があり得ると考えています。
第2章8	該当箇所：23頁 「遺贈の場合等であって(略)委託者又は遺言執行者の承諾を得て申請書において必要な事項を補足することも許容される。」とある。しかし、遺言の効果が生じた時委託者はいないし、遺言に遺言執行者に関する事項が必ずあるとは限らない。遺言執行者がな	「信託行為(信託契約又は遺言)において十分な定めがない場合」を対象としています。信託契約の場合

	<p>いとき等において利害関係人が家庭裁判所に遺言執行者の選任を請求し、家庭裁判所の選任した遺言執行者（民法第1010条）が公益信託の申請書において必要な事項を補足することが考えられる。しかし、信託行為の補足を行う方法は、これだけではない。信託行為の内容ごとに受託者又は信託管理人の合意又は単独の意思表示によって信託行為を変更することができる（読み替信託法第149条）ので、信託の変更を行ない、公益信託の認可基準を充たしてから公益信託の申請をおこなうことができる。そして、遺言による信託行為に受託者の定めがないとき裁判所は利害関係人の申立てにより受託者を選任することができる（信託法第6条第1項）こともガイドラインにおいて言及すべきである。遺言執行者がいて信託行為（遺言）に信託管理人に関する定めのないときは、受託者の信託の変更によって、「遺言執行者が信託管理人を選任する」旨の規定を信託行為に設け、その規定に従って信託管理人を選任する方法も考えられる（信託法第258条第5項の規定に準ずる考え方である。）。別の例を挙げるとすれば「委託者の縁故者による信託管理人選任委員会が信託管理人を選任する」旨の規定を設けてその規定に従って信託管理人を選任する方法も考えられる。いずれにしろ、事情に応じて受託者が信託行為を変更して公正な選任方法を定めたうえでその定めに従い信託管理人の選任を行えばよい。</p> <p>なお、受託者が信託の変更によって特定の信託管理人を指定し（読み替信託法第123条第1項）、公益信託の申請を行うことは、認められないと考えられる。なぜなら受託者を監督する信託管理人を監督される受託者が実質的に選任することになるからである。遺言による信託行為に受託者の定めのない場合に最終的に裁判所が受託者を選任する規定が読み替信託法にありながら遺言による信託行為に信託管理人の定めのない場合に裁判所が直接的に信託管理人を選任する規定が読み替信託法又は公益信託法には均衡を欠くと言わざるを得ない。</p>	<p>は、「委託者」も対象となるため、原案のままとします。なお、公益信託認可前には、公益信託としての効力は発生しておらず、読み替信託法第149条による信託行為の変更等はできません。</p>
--	---	--

第2章9	<p>第2章第2節 43頁、45頁</p> <p>「イ 判断基準の表」において、審査時に必要と考えられる書類・証憑類が例示されているが、あくまで例示の位置づけであり、同様の説明ができる資料でも認められることをガイドラインに記載していただきたい。</p> <p>特に、都道府県の行政庁と形式面での共通認識は、ガイドラインに具体的に記載することで共有することが望ましいと考える。</p>	御指摘を踏まえ、ガイドラインに記載しました。
第2章10	<p>●公益信託事務での収益や営利競合（P27等）</p> <p>まず「収益を生じることが想定される事務と～必要性・公益性の意義等について記載する。」との記載については、削除すべきである。無償性・低廉性の議論ですら、相当な時代錯誤を感じざるを得ないのにも関わらず、極論を言えば「1円」でも収益を生じる事務について必要性・公益性を記載させるというのは理解に苦しむ。認可基準においては散々＜安定的かつ継続的＞な公益事務実施を求めておきながら、受託者が＜安定的かつ継続的＞に公益信託を維持していくために多少の参加費や利用料等を求めるところから、こうした追加記載が必要となるのは大きな矛盾ではないか？こども食堂事業ですら、大人からは参加費を取るところも多いし、助成事業においても、例えば助成先団体の見学会等では参加費を取ることもあるだろう、本当にこれらについて各々記載させるつもりなのだろうか。これら至極当然と言える取組に関して申請者に労力を課すのは甚だ時間の無駄であり、より本質的で実効的な記載項目に時間を充てるべきだろう。GLは趣旨を汲み取れば、せめて「実費以上の収益を生じる～」「相当の利益が生じる～」等の記載に変更すべきである。</p> <p>次に同ページの「幹となる公益事務内容と類似する事業を～」であるが、これも削除すべきである。営利企業競合の議論はこの間も尽きないが、現在は法令によって株式会社</p>	<p>御指摘を踏まえ、「相応の」収益が見込まれる旨であることを明示します。</p> <p>「類似する事業を営利企業等が行っている場合」に関しては、社会通念に照らして判断すれば足り、網羅的な調査を求めるものではありません。</p> <p>専門家の位置づけについては、注に記載した通りであり、公益信託に応じて柔軟に判断してまいります。また、「専門家の関与」が「専門家のみ」を意味しないことは、明白であり、文章の修正を行う必要は</p>

	<p>等の営利企業や民間が実施することができない事業（例：第一種社会福祉事業や水道事業）以外は様々な分野に営利企業が参入しているほか、社会貢献活動や地域貢献の一環として、公益信託事務類似の活動を行っている事例も多々ある。P42において、「利用頻度が高い」と記載のある＜助成（応募型）＞＜奨学金＞の2類型についてですら、企業等も実施しているのは周知の事実であろう。こうした現状がありながら、本項のような追加記載を求めるることは実質的にほぼ全ての公益事務に関して追加記載を求めることと同義であり、また、そもそも日本に400～500万社存在すると言われる営利企業・事業所における同様の事業実施有無の調査などは物理的に不可能であり、真面目に取り組もうと思えば、概略の調査だけでも途方もない工数を有することになる。したがって、本項は削除するか、必要に応じて審査の過程で行政庁から照会する形式に変更すべきである。</p> <p>●「専門家」の位置づけ（P36等）</p> <p>社会通念一般として、人々は「専門家」と聞くと「プロフェッショナル（＝有給）」を想起する場合も多いであろう。GLでは注30にて一定の補足はなされているものの、GLを読む申請者がプロの関与が無いと公益事務と認められないと誤解する可能性もある。また、市民活動やボランティア活動はプロではない、いわばアマチュアや普通の市民が行うことには価値がある活動やまだ専門家がない/少ない領域も多数存在し、必ずしもプロフェッショナル（有給）な専門家の関与を義務付けることが常に公益に資するわけではない。したがって、少なくともP36～40における「専門家」概念は注にある通り、プロだけではなく幅広く解釈されるべきであるし、本GLでは「専門家」という用語は計26回も登場するが、その多義性を自覚し、文脈に応じて「専門家＝弁護士・税理士・公認会計士等の有資格者・士業」「専門家＝有給・無給問わず当該分野の経験・知識等</p>	<p>ないと考えますが、制度の運営に当たっては、御指摘のような誤解が生じることのないよう努めてまいります。</p> <p>19類型の事業については、公益法人において典型的と考えられた類型であり、19類型以外の事業があり得ることは、ガイドライン上も明らかであると考えています。また、類型の追加も含め、今後、公益信託の実情に応じて追加の必要性を検討する旨は、ガイドラインに記載しています。こうしたガイドラインの趣旨や内容について、分かりやすく情報発信してまいります。</p>
--	--	---

	<p>を有する者」等について、分かりやすく記載すべきである。</p> <p>また、19事業区分のうち＜助成（応募型）＞＜奨学金＞についてはチェックポイントも記載されているものの、ここにも「専門家の関与」が明記されている。前述の通り、幅広い解釈を取るにしても、「専門家のみ」で選考しなければならないようにも読めるのは、専門家ではない一般市民や様々な当事者を排除することになり参画の障害となることから（※）、「専門家も含めた選考」への変更や「※専門家のみで選考することを求めるものではない」等の注記を行うべきである。</p> <p>※なお、参考までに現在では自治体による助成・補助等の審査においても「専門家」でない公募市民等の参画は一般的であり、こどもたちによる申請をこどもたち自身が審査する先進的な助成プログラムも存在する。</p> <p>●公益信託事務の合目的性等（P40～46）</p> <p>今回の新公益信託制度が公益法人制度をベースとしている以上、公益認定における19事業区分がモデルになることは仕方無い面もあり、助成や展示等の合致するものも存在するが、一方、現時点で想定されているいくつかの典型的な公益信託事務であっても完全に一致しているわけでもない。すなわち、現時点でのGLに追加するかの是非は残るが、例えば「トラスト活動」や「居場所づくり」等は19事業区分には個別例示されていないものの、先日のワークショップにおいても事例提示されたように、各地で活用が期待される事業類型であり、他にも「政策提言」等が19事業区分の例示に含まれていない。むやみに事業区分を増やしていくことは慎重な意見もあるが、こうした公益信託の特徴を活かした事例については、事業区分に追加し積極的に盛り込んでいき申請者側の予見可能性を高めるとともに審査の迅速化を図るべきである。また、少なくとも公</p>	
--	--	--

	益信託は19事業区分に例示されている事業しか行えないというような誤解を生まないよう、念入りに追記すべきである。	
第3章 1	<p>「公益事務と収益事業との」関係について（48頁）</p> <p>法人税法施行令第5条 三十三 その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の譲渡又は提供（以下この号において「無体財産権の提供等」という。）のうち次に掲げるもの以外のものを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対して行われる無体財産権の提供等 ロ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構その他特別の法令により設立された法人で財務省令で定めるものがその業務として行う無体財産権の提供等 ハ その主たる目的とする事業に要する経費の相当部分が無体財産権の提供等に係る収益に依存している公益法人等として財務省令で定めるものが行う無体財産権の提供等 <p>同財務省規則 (無体財産権の提供等を行う事業で収益事業に該当しないものの範囲等)</p> <p>第八条の二の二 令第五条第一項第三十三号ロ（収益事業の範囲）に規定する特別の法令により設立された法人で財務省令で定めるものは、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発</p>	法人税法施行規則は内閣府の所管外であり、ガイドラインにて解釈を示すのは差し控えさせていただきます。

	<p>法人理化学研究所、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条（目的）に規定する放送大学学園をいう。）とする。</p> <p>2 令第五条第一項第三十三号ハに規定する財務省令で定めるものは、同号に規定する無体財産権の提供等に係る収益の額がその行う事業（収益事業（同号に規定する無体財産権の提供等を行う事業を除く。）に該当する事業を除く。）に要する費用の額の二分の一に相当する額を超える公益法人等とする。</p> <p>この条文中的「公益法人等」に公益信託が入ることをガイドラインで明示願いたい。</p>	
第3章2	<p>58頁、59頁に下記の記載がある。</p> <p>(イ) 受託者が法人である場合に、原則として、受託者の財務諸表が適切に作成されていない場合には、本基準の適合性に疑義があるものとして取り扱う。受託者の財務諸表（申請書に添付されたもののほか、公表等されているものを含む。）に重大な誤りがあり、説明を求めても相当の期間内に適切な回答がない場合には、経理的基礎を有するものと認められないと判断することがあり得る。申請書に添付された財務関係書類に重大な誤りがある場合も同様である。</p> <p>(ウ) 認可後も、記（ア）の要件を充たしている必要がある。その状況については信託概況報告において、説明責任を全うすることが望ましい。なお、受託者の固有財産に係る財務諸表（原則として要旨）についても開示対象としている。</p> <p>この（ウ）の表記から、（ア）は認可前、認可後のことであることが明確である。一方、（イ）については、時期や判断する対象、判断する主体等が不明確であり混乱のもとである。というのも、現在の内閣府公益認定等委員会、都道府県の合議制機関（以下「委</p>	<p>当該法人の計算書類が、公正な会計慣行に従って策定されている場合には、「重大な誤り」には該当しないと考えられ、様々な会計慣行があり得ることに留意して、運用を行ってまいります。</p> <p>なお、「財務関係書類」について、第4章第2節第2-2(4)ウの書類を想定しています。</p>

	<p>員会等」という)の公認会計士等の会計専門家は、多数存在する日本の非営利会計の基準をすべて理解することはほとんど不可能に近く、非営利法人特有の正しい財務諸表であっても、「重大な誤り」と指摘した事例が多々ある(たとえば、今回の令和6年公益法人会計基準改訂で変更となつたが、従来は基本財産が年度末に一時的に普通預金になることはよくあることであった。これを固定資産と正しい処理をしていても、企業会計のイロハのイである普通預金=流動資産が正しいと考えて、「重大なミス」と誤って指摘した委員である公認会計士が複数人存在した。</p> <p>この書きぶりだと、受託者である法人の財務諸表を申請書に添付させ、「委員会等」にその適正性を判断させる仕組みとなっている。こんなことをすれば、「委員会等」の会計専門家はそれが正しいかどうか更に書類を要求していつまでたっても認可しない事態や誤った判断をする恐れも十分に予想される。世界でも稀有な様々な会計基準に基づく財務諸表があり得る中で、あまりにも非現実的な過重な負担を委員に強いることになる。したがって、(イ)については、参考にすべき書類は監査意見または会計監査人意見に限定したうえで下記の文章を追加願いたい。</p> <p>「認可前にあっては、受託者である法人の財務諸表の監査人又は会計監査人の意見によって判断する。認可後にあっても同様とする。」</p> <p>また「申請書に添付された財務関係書類」も不明確であるから、「申請書に添付された公益事務の財務関係書類」とえていただきたい。</p> <p>したがって(イ)は以下のように修文願いたい。</p> <p>(イ) 受託者が法人である場合に、原則として、受託者の財務諸表が適切に作成されていない場合には、本基準の適合性に疑義があるものとして取り扱う。その判断は、認</p>
--	--

	<p>可前にあっては、受託者の法人の財務諸表に関する監査人又は会計監査人（以下「監査人等」という）意見（申請書に添付されたもののほか、公表等されているものを含む。）によって行うものとする。監査人等により重大な誤りの指摘がある場合には、経理的基礎を有するものと認められないと判断することがあり得る。原則として、認可後にも同様とする。また、申請書に添付された公益事務の財務関係書類に重大な誤りがある場合も同様である。</p>	
第3章3	<p>1 節第2 1 経理的基礎、(3) P56、3 つ目マル「一方、営利を目的とする法人や…及び」、しかし、2 技術能力 (1) 適正な運営の仕組み (ア)「上場会社その他の業務の適正を確保するために必要な体制されていると (P61)」記述について 体制がある旨の説明だけでは不十分で、チェック態勢がどのように確保されどのように報告されるかの説明を求めることが大切である。また、「営利企業、収益事業として受ける公益法人は難しい」と説明されるが、記述の扱いの違いが不明である。適正な運営をどう確保するかについて、ガイドラインは示してほしい。</p> <p>2 技術能力 (1) 適正な運営の仕組み「受託者や信託管理人の内部機関についての規律はなく」、「事業運営型…、日々の小さな判断…、突発的に重要な判断」(P60)、また第3信託管理人能力、「信託管理人の監督を実効的なものとするための制度的担保も、法律上整備されているとは言い難い」(P67) の記述について P60、1 つ目マル「受託者や信託管理人の内部機関についての規律はなく」、4 つ目マル「事業運営型…、日々の小さな判断…、突発的に重要な判断」、P67「信託管理人の監督を実効的なものとするための制度的担保も、法律上整備されているとは言い難い」と記載するが、事業運営型（助成型に比してのリスクの過剰な認識であり、また実証的研究の裏付けもなく）について法令は特に定めておらず、9条3号に管理人の欠格事由が規</p>	<p>公益法人については、当該法人の公益目的事業を適正に実施するためのガバナンスが構築されていると考えられる一方、株式会社等においては、必ずしも公益事務のためのガバナンスが構築されているとは考えられないことから、記述を異にしています。営利企業等が受託者となる場合の意思決定手続きの在り方については、事例の蓄積もないことから、個別の事例に即して検討を行うこととしていますが、今後、具体的なニーズ</p>

	<p>定され、委託者の監督的権能の活用をあえてガイドラインは言及もなく、そもそも公益信託法、及び法制審においても、内部機関が必要との判断はしておらず、法が予定していない過剰な公権解釈は誤解を生じさせ制度に不安を抱かせることである。実効ある仕組みにするために、信託管理人の存在は監事と異なり外部監査人相当と理解できる。米国の実務もそのように外部監査人を設置している。また一概に自然人や体制が脆弱な法人、事業運営型にも日々の事務がないものがあり、助成型でも種々の悩ましい申請もある。誤認させる決めつける記載は行政手続きとして不適切である。また、事業型でも程度の差があり日々の運営に、いちいちガバナンス・理事会に諮り現場での対応が直ちにできるものではない。また分散管理方式の都道府県では行政審査として数か月ごとの多くの時間を要することになり、申請受付段階で混乱が生じ、速やかな審査が望めないと思料する。受託者の内部管理体制について信託行為には定めることは委託者と検討することがあっても、基本・原則とすることを制度は求めていない。第三者への安易な委任、信託管理人に過重な責務を負わせる仕組みは制度の良さを失わせる。受託者の相応の知見経験を有することが基本であり、ガバナンスは情報開示の丁寧な説明の責任を果たさせることが仕組みになっている。</p> <p>61 頁軽微な公益信託に係る（エ）「重要な意思決定」、「重要性が乏しい」の記述について、信託行為に定める必要のある重要性のある事項を、各行政の扱いが異なるよう例を挙げてほしい。（オ）軽量なのに、信託管理人の職務が重すぎる。多額の「寄附等を受け入れる」など、信託管理人に頼り過ぎではないか。また、せめて半年ごとに確認で十分ではないか。公益法人にも理事監事に能力の基準・審査を設けていない。信託行為で限定することは法の信託管理人が管理人として必要な監督は独自に判断すべきもので、機能制限しない記載を示してほしい。</p>	<p>に応じて考え方を明らかにしてまいります。</p> <p>受託者・信託管理人の内部機関については、受託者・信託管理人の内部機関については、法律に一律の規定は置かれておらず、柔軟に対応することができる仕組みとする一方、公益信託法においては、「当該公益信託事務を適正に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力」として、適正なガバナンスを確保する仕組みとしています。そのうえで、奨学金や助成事業について、判断が必要な場面が限定されないような場合もあり得ることを踏まえ、修正します。一方で、事業運営型の公益事務については、様々な場合があり得ることを</p>
--	---	--

	<p>63 頁の 1 つ目マル黒ポチ 2 つ目「法人を信託管理人とし、役割・権限を強化し」の記述について</p> <p>信託管理人の判断を法人でも理事会にて一々承認等を速やかに得することはできず現実的でないと思料する。また、次の（2）専門家の関与が前提である。受託者の実務処理能力がガバナンスより重要であり、信託管理人が受託者機能を補完すればよいものではない。ガバナンスは受託者自らを強化することを求め、監督者の強化ではないのか。信託管理人はあくまでも監督者としての責務があり、監督以上の執行・公益事務の判断の責任を負うわけではないので、誤解されないよう「承認・合意・同意」はあくまでも監督者の目線で受託者が善管注意義務をもって信託行為の内容を合理的に解釈し必要な知見を活用しきつ適切に判断をしたか否かを（説明責任を求め）判断するものであること、情報開示が重要なことを明らかに記してほしい。また、実務を担わない管理人の役割を増やし報酬が増えても、小規模の場合には役立たず適切な方法ではないと思料する。なお、委託者（地位移転）の監督の権能の信託行為においてどう活用するかを認知させることが重要ではないか。その機能を発揮させていない。信託管理人の役割等について、委託者の監督的権能とのかかわり（68 頁 2 つ目黒四角、次のマル）を触れているが、4 章 104 頁、106 頁には、委託者に権能について一般的に示されただけである。</p> <p>第 3 信託管理人 1 適正な監督の仕組み（P70）2 繼続可能性（P71） 3 つ目のマル、「財産管理業務の一種である公益信託の監督に多額の費用を必須…」の記述は誤認させる。公益事務の費用対効果の問題であり、一種の管理業務と強調する必要はない。事務の内容等により合理的運用が判断されるものと解される。「会計の高度な能力」ではなく「運</p>	<p>前提に、公益事務の内容に応じた仕組みの確保を求めるものであり、事業運営型の公益信託について決めつけを行うものではありません。具体的な公益事務の内容に応じて、適正に判断を行ってまいります。</p> <p>信託管理人の権限についての御意見について、多種多様な公益事務、受託者、信託管理人を組み合わせて、信託行為において公益信託のガバナンスが設定されるところ、御意見のような場合も含め、具体的な事例に応じて判断して参ります。委託者の権限等については、第 4 章第 1 節第 1 の 5 に明記しており、委託者の意思を踏まえて信託行為において明確にされると考えています。</p>
--	--	--

	<p>用の能力」であり、また「委託者の意思に沿って効率的・効果的に」は、受託者、信託管理人に当然に求められる善管注意義務である。しかし、軽量な1億程度の信託にあって多額の費用を必須、効率性と強調することではない。法令に質の向上の責務の規定はない。信託管理人の不在、委託者の不在に留意するというが、そもそも、委託者の監督権限をどうするか、相応しい方への地位移転、その他の方法について委託者の意思を確認するよう求めるべき旨を記述すべきではないか。</p> <p>運用金利で公益事務をするならば、物価にも対処できない超低金利の安全資産運用は、善管注意義務違反と解される。</p> <p>目的は公益事務遂行なので、事務遂行に効果的な運用の問題ではないか。今の時代に安全運用が受託者義務、それを是とする受託者、信託管理人は義務を果たしているとは言えない。なお、3つ目のマルの記載は、軽量な公益信託ならば、素直に信託行為（≠委託者）の本旨を理解できる信託管理人を選任する旨の記述でよい。しかし、記述は委託者の関係者を選んで良いように読める。</p> <p>第4事務処理能力（P72）「本来業務の一環」について注58の記述について、「信託財産を活用して、法人の目的（公益信託の目的でもある）実現のために事業を行うことになると言え」、また「受託は、財源の確保」、「受託者から役務等の提供等を受ける」というの表現の意味は、事業報告には公益信託を遂行するための支援・資材等の提供の業務として計上・記載される（受託者の固有業務）と解してよいか。また、信託概況報告の公益事務は、受託者の固有財産等の寄附等を受けて遂行した旨を記載することと理解してよいか。何を固有業務とし、何を公益信託の事務としているのかを明らかに記載するよう示すべきである（委託者は受託者に寄附したわけではない）。また、財源が、非営利事業と公益事務の主体のいずれのために使われたのか、明らかにする必要がある。財源</p>	<p>「本来業務の一環」等の指摘は、公益事務の内容が、受託者である法人が本来事業として行う事業の内容と重複する場合についての記載であり、公益信託の信託財産を、公益事務以外の法人の事業のために使用することを認める趣旨ではありません。そのうえで、公益信託に係る報告である信託概況報告等と、法人としての業績の報告書等は、それぞれ、法令に従い、かつ、寄附者その他のステークホルダーへの説明責任を果たす観点から、適切に記載されるべきものと考えます。</p> <p>『「受託は、財源の確保」、「受託者から役務等の提供等を受ける」というの表現の意味は、事業報告に</p>
--	--	--

	<p>の確保とは、法人の目的・業務遂行のための財源なのか、法人の固有財産の公益信託事務の遂行のための寄附等による財源なのか、公益信託として受け入れた財産が法人の目的のために使用してよい、と認めたようにも見られる。税制の恩典のある「財源の確保の（帰趨の）意味」が理解できない。明らかにしてほしい。「特定非営利法人等」の法人の目的が「公益信託の目的である」と、税制が認める公益性を行政庁は個別に判断していると解してよいか。</p> <p>1節第10 公益信託報酬 P77 1つ目マル「場所や事務用品などの物品等の提供」、「当該費用の額について、客観的根拠に基づき合理的に算定できる額である必要がある」、また P78 1つ目マル「信託報酬の内容として支払っている内容を「費用」として二重に計上することは許されない」との記述について</p> <p>「提供」とは固有財産との取引と思われるが、信託管理人等は受託者が提示するどのようなエビデンスで客観性を、また費用と報酬の違いを判断すれば注意義務を果たしたといえるか、算定方法に報酬の原因とする役務・対価の例を示してほしい。費用と報酬（費用を除く）を具体的に明確に受託者は示すべきである。そうでなければ、固有費用と信託事務費用が混同する。二重の問題に加え利益相反を許容する仕組みになりうるリスクがある。まず事業費と管理費の項目区分を示すことが大切である。</p> <p>行政庁としては、算定方法の合理的な説明を尊重するというならばそれもよいが、都道府県の見解が相違することは制度の安定に困る。</p> <p>委託費は、費用に該当する場合も、また信託事務の内容によるが、信託報酬を減額すべき受託者の役割を代替することもありうる。金額の過大だけでなく、職務に比しての過大もありうる。報酬の算定方法についての妥当な考え方を示し、また報酬の見直しの委託者等の関与も認めるのか、行政庁として注意する点は何かを示してほしい。</p>	<p>は公益信託を遂行するための支援・資材等の提供の業務として計上・記載される（受託者の固有業務）と解してよいか』という点に関しては、質問の趣旨が明確ではありませんが、公益信託報酬の支払い基準には、公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定めることとしています。当該規定（その他関連する規定を含む。）を社会通念に照らして合理的に解釈して信託報酬に含まれると解される費用を事業費に計上することは認められません。受託者の信託報酬の算定方法については、信託行為で定められる（公益信託規則第1条第15）ものであり、行政として、公益信託法第8</p>
--	---	---

	<p>第 10 2 (1) ア (ア) 80 頁複数の場合の「公益信託報酬の総額」が示されれば、当事者の協議であればよいとの記載であるが、上述又は（ウ）の職務内容に係らず複数なら総額だけでよいのか。また、費用との関係 81 頁（ウ）「信託報酬で賄われたもの」費用は明確ではない。費用と報酬（費用を除く）を具体的に明確にするために、「消耗品その他の費用」の共通費用では二重の問題に加え利益相反がありうる。まず事業費と管理費の項目区分を示し、また信託報酬について、職務内容に応じた算定方法（変更等の事務もある）の例・記載例を示してほしい。</p> <p>以上</p>	<p>条第 11 号に規定する「不當に高額なもの」に該当するか否かの判断を超えて、妥当か否かを解釈することは差し控えます。その上で、公益信託報酬の基準としては、例えば、毎年一定額で定める方法、公益事務への支出額に応じた料率で定める方法などが考えられます。</p> <p>公益信託報酬の変更に対して委託者の同意等の権限を付与することについては、特段の制約はないものと考えます。また、職務に応じた記載例を追記しました。</p>
第 3 章 4	<p>ガイドライン案 91 頁 公益目的保有財産の定義</p> <p>「運用目的の金融資産の場合は、原則として取り崩すことなく、その果実（配当金等の金銭）を継続的に公益信託事務の財源に充てることを目的として保有するものである必要がある。果実が公益信託事務に活用されていない場合には、公益目的事業の財源に充</p>	<p>御指摘の点については、公益認定ガイドラインと併せて検討してまいります。</p>

	<p>てることを目的として保有していると言えない。」とあります。例えば、1億円を運用目的の金融資産として、健全なポートフォリオにより、キャピタルゲインを含めて運用するような場合、この定義に外れて、使途不特定財産に含まれて認可されなくなります。これでは公益信託の可能性を大きく損なうものとなります。</p> <p>そこで、例えば以下のようにしては如何でしょうか？</p> <p>「運用目的の金融資産の場合は、原則として運用する金融資産の総額を定めてその範囲で、利子・配当金等の金銭やキャピタルゲインを継続的に公益信託事務の財源に充てることを目的として保有するものである必要がある。果実等が公益信託事務に活用されていない場合には、公益目的事業の財源に充てることを目的として保有していると言えない。」</p> <p>(公益認定等ガイドラインも同様)</p>	
第3章 5	<p>第1節 第2の1の(3)イ 計算書類等の作成における専門家の関与 (ア) (57頁)</p> <p>(ア)の1億円未満の公益信託における「経理事務経験者が確実に関与する仕組みが確保」が何を指すのかが不明確ではないか。経理事務経験者が顧問になることはないと思われる所以、経理事務経験者を雇用しないといけないのか。常時、このような経理経験者を雇用せよ、との趣旨であれば、小規模の財産について、公益信託を選択した時に、常時経理担当者を雇用することを求めるのは酷に過ぎる軽量軽装備の公益信託を阻害する。定期的に外部の税理士などのチェックを受けているので足りるのではないか。そのような趣旨も含むものであれば、わかりやすいように表現を改めるべきではないか。</p>	専門家の関与については、「確実に関与」という際に雇用を必須とするものではありません。また、法人が経理事務経験者を雇用していても、当該者が公益信託事務に関わらない場合には、「確実に関与する仕組み」があるとは言えません。公益信託事務の内容や受託者の体制・能力

	<p>同上(ウ) (58頁)</p> <p>受託者の固有財産にかかる財務諸表（原則として要旨）についても開示対象としている とあるが、受託者が個人の場合も含むのか。</p> <p>P141 調書の書式</p> <p>第1節 第2の2の（1）適正な運営の仕組み</p> <p>(61頁)</p> <p>(オ) で、信託管理人を3名採用することを求めるのは、軽量軽装備の公益信託では非現実である。相当大規模な公益信託に限定されると思われる。</p> <p>(エ) の場合、合議制の機関は設置していないが、信託管理人の同意を得れば足りる場合も含む趣旨であれば、理解できる。信託管理人及び合議制機関の、および、「又は」の趣旨であれば、又はと修正すべき。</p> <p>結局のところ、(ウ)が中心になると思われるが、無用に、形式的に合議制機関の設置や、信託管理人を3名とすることを行政庁が求めることの無いようにしなければならない。</p> <p>事案に応じた体制の構築がなされているかを判断すべきであって、そのことがわかるような表現とすべきである</p> <p>第1節 第3 2監督事務の安定性・継続性（公益信託規則第5条第2号）</p> <p>(71頁)</p> <p>次期信託管理人の選任手続の定めについて、受託者と同様、存続期間が5年間を超える場合に限るべきではないか。5年以下の場合は不要とすべきではないか。（受託者 6</p>	<p>に応じて、多様な関与の在 り方があり得ることを前 提に記載しており、個別の 内容に応じて、経理事務経 験者等の関与により、実質 的に経理処理を適切に処 理し得る体制等となっ ているか否かにより、判断さ れるものと理解していま す。</p> <p>受託者に関する情報開 示に関しては、第5章第2 節第1の2（4）に記載の 通りです。</p> <p>公益信託全体のガバナ ンス確保の状況に関し ては、信託管理人の人数は一 つの要素であり、受託者の 内部統制システムのレベ ルや公益事務の難易度等 公益信託全体の仕組み等 を踏まえて判断します。</p> <p>次期信託管理人の選任</p>
--	---	--

	4P) 少なくとも、信託法に従い裁判所の手続きで選任するとの方法の記載も許容されるべき（記載がなくてもこのような方法になるから、その限りで許容されるべき）	手続の定めについては、ガイドラインの本文及び注釈に信託管理人の選定手続等を定める必要がない「特段の事情」を例示しています。
第3章6	<p>【公益信託報酬】</p> <p>従来の公益信託は素案81ページに記載のとおり、「信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないもの」とされており、これを見直して適正な利益を得ることを許容するという制度改正の趣旨は理解するのですが、同ページに記載のある「不当に高額」と考えられる報酬について、「類似の業務等と比較して、社会通念に照らして受託者が高額な利益を得ていると判断される場合」とあるものの、類似の事業として従来の公益信託を参照しては適正な利益を得ることを許容する制度改正の趣旨は反映されないものと考えます。公益法人が実施している同種の事業（例：奨学金事業）等との比較をする場合、事業規模、事業内容、実施方法により業務量・必要な人員数などが異なり、「不当に高額」であるか否かを行政庁が判断することは難しいと考えます。行政庁の介入は最小限としていますが、法律による義務づけられている以上、恣意的な判断を排除するための基準は必要と考えるため、具体的にどのような事業を類似の事業として想定しているものか、お示し願います。</p>	同種・同業の事業者が想定されますが、公益信託事務の規模や内容等の具体的な事情に応じて判断される必要があります。不当に高額と考えられる報酬等についての考え方は、御指摘の頁に記載した通りであり、実際の運用についても透明性を確保すること等により、恣意的な判断は排除されるものと考えています。
第3章7	<p>(該当箇所) 【第3章第1節第2】</p> <p>P54（財産の運用・管理の体制等）1つ目〇の1行目「安定資産以外」、「積極運用」（意見）</p> <p>「安定資産以外」、「積極運用」の定義があいまいである。</p>	「安定資産以外」、「積極運用」の定義に関しては、善管注意義務その他の受託者の義務は資産運用に

	<p>本ガイドラインにおいて、「安定運用」は、特定資産公益信託の信託財産の要件として、公益信託規則第3条第1項第2号に列挙されている財産の運用とされているが、この安定運用の定義を明確にしたうえで、安定運用以外の場合の留意点を解説いただきたい。また、(財産の運用・管理)では、安定資産運用・積極運用の是非でなく、そもそも受託者の運用に係る善管注意義務＝目的に適うよう合理的な利益を得るために行動することにあること等、まずは、受託者としての責務は何かを記載していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「安定資産」という用語は、本ガイドラインでは、「リスク性資産」(p114、115)と対比され使用されている。</p> <p>また、「安定資産」は、「(4) 信託財産の運用」において、なお書きで、特定資産公益信託の場合に「信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られており」とされている。安定資産に限られるケース以外も記載すべきであり、p55(株式等による資産の運用について)にあるとおり「信託行為において、株式の取得等も含む資産運用が受託者に判断の委ねられる場合がある」場合の留意点を示すべきである。</p> <p>そのうえで、過去に安定資産のみの運用に偏っていた多くの公益法人の資産運用の実態を踏まえ、資産運用の考え方やリスク・リターンを正しく認識するという基本的な姿勢を明確に示す必要がある。</p> <p>さらに、公益信託においては、受託者の善管注意義務は緩和できないことから、信託制度として「運用の場合の受託者義務」をもっと明確に説明すべきである。</p> <p>(該当箇所)【第3章第1節第2】</p> <p>P54 (財産の運用・管理の体制等) 1つ目の○の第2パラグラフ2行目 「体制整備を求める必要はない」</p>	<p>限定されない受託者の法定義務であり、第4章第1節第2の10に記載しているため、追記は不要と考えます。また、資産運用に当たって留意すべき事項等については、実際のニーズを踏まえ、必要に応じ、今後、検討して参ります。</p> <p>「体制整備を求める必要はない」に関しては、例えば、信託行為に積極運用を行わないとされている場合には、信託行為において、積極運用を行う場合に必要となるような体制の整備について記載する必要はないという趣旨です。</p> <p>株式等による資産の運用における受託者の義務に関しては、受託者の義務については上記の通りであり、更なる情報発信につ</p>
--	---	---

	<p>(意見) 「規模が小さく…体制整備を求める必要はない」の「体制整備を求める必要がない」の意味は、善管注意義務の観点から必要がないというものの、信託行為に記載がなくてもよいというものの等を確認したい。</p> <p>(理由) 「体制整備を求める必要はない」の趣旨を確認するものある。</p> <p>(該当箇所) 【第3章第1節第2】 p55 四角枠内（株式等による資産の運用について）の6行目末尾「可能である」、および、下から2行目「資産運用規程を作成し」の記述</p> <p>(意見) 株式等の運用についても、「可能である」、「資産運用規程を作成し」に加え、管理運用する受託者としての義務「フィデュシャリー・デューティー」として、何を考慮すべきか等を言及していただきたい。</p> <p>(理由) 資産の運用管理にあたっての留意点には、適切なガバナンス、役員等の義務と責任、資産運用管理におけるPDCAサイクル等があるが、特に、「受託者としての善管注意義務」＝「フィデュシャリー・デューティー」についても補足いただきたい。</p> <p>(該当箇所) 【第3章第1節第2】 2技術的能力 (1)適正な運営の仕組み】 P60～P63</p> <p>(意見) P60一番下の○の前に「ア 意思決定の適正性確保の仕組み」を、</p>	<p>いては、実際のニーズを踏まえ、必要に応じ、今後、検討してまいります。</p> <p>技術的能力における適正な運営の仕組みに関しては、御指摘を踏まえ追記しました。</p> <p>公益信託事務の処理に関する重要な意思決定に関しては、受託者は公益信託事務の実施に当たり、法令及び信託行為の範囲内において、一定の裁量を有しております、裁量の行使に当たっては、受託者は、不利益が生じるリスクの排除に留まらず、公益信託事務の質の確保等についても責任を有しています。こうしたことを踏まえ、原則として、法人としての重要な意思決定に準じた手続とする必要があると考えます。</p>
--	---	---

	<p>P62 上から最初の○の前に「イ アの決定の下での個別の仕組み」を、 P62 上から二つ目の○の前に「ウ 人員・設備その他の体制」を、 見出しを付けて分類して頂きたく。</p> <p>(理由) P60～P63 まで、左記ア～ウの詳細が説明されている処、分類した方が理解し易い。(○の並列だけですと、全体像が掴みにくい)</p> <p>(該当箇所)【第3章第1節第2】 2 技術的能力 (1) 適正な運営の仕組み】 P60 下から 2 行目中程～P61 上から 3 行目</p> <p>(意見) 「・・・また、受託者においても、①～③中略・・・ことから、・・・」の③の記述の後に、 「④公益信託事務実施に伴う信託法及び公益信託法以外の法令違反に責任を負う」を追加して頂きたい。</p> <p>(理由) 受託者は、公益信託の受託者という側面と、固有事業の主体という側面の 2 つの側面を有する。当該両側面は、根拠法令の違い及び分別管理の法理に依って、截然と分けられる。 一方、例えば、実験（19 類型の「技術開発・研究開発」）を伴うような事業型公益信託を実施中に、爆発等の事故を発生させ、消防法等違反及び第3者に損害を与えた場合の責任は、受託者が負う。さらに、当該事故に依り、当該事業所が操業停止になった場合、公益信託事務のみならず当該事業所内の同種の事業を実施中の固有事務も当然操業停止となること（一事業所として扱われる）が想定される。受託者が株式会社の場合、株価が下がる等、公益信託事務のみならず固有事務を含めた受託法人全体に影響が及ぶ。</p>	<p>なお、受託者の裁量の範囲が小さく、公益信託事務の規模等に照らして受託者の理事会等の意思決定を経る必要がないと認められる場合には、異なる取扱いとすることについて「合理的な理由」があると考えています。</p> <p>公益信託事務の処理能力に関しては、御指摘頂いた「信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合」には、「合理的な理由」がある信託行為の「別段の定め」になると解されます。</p>
--	--	--

	<p>すなわち、強行法規（例えば、消防法に依る事業所操業停止）に関しては、分別管理が効かない。そのため、ガイドライン原案の①～③は、主に財産面、金銭面での責任に言及している処、特に事業型を実施する場合は、操業停止等の物理的、状況に依っては行政法上等の責任を負うリスクも併せて記載すべきと考える。</p> <p>(該当箇所) 【第3章第1節第2】 2技術的能力 (1)適正な運営の仕組み】</p> <p>P61 上から3行目中程</p> <p>(意見)</p> <p>「・・合理的な理由がある場合を除き、公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手續に準じた手續で決定されることが信託行為に定められている必要がある。」の末尾を「・・法人としての重要な意思決定手續に準じた手續で決定されることが、委託者あるいは受託者が必要とする場合、信託行為に定められている必要がある。」として頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>特に事業型公益信託の受託者は、その技術的能力の保有からして、同種同様の事業を固有事業に於いて実施していることが殆どと考えられる処、現に当該固有事業を統制している既存のガバナンス体制（監事あるいは監査役の特に業務監査を含む注）を、公益信託事務に対しても適用・発揮させることが必要と委託者や受託者が判断した場合、P61上から3行目の中程「・・公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手續に準じた手續で決定されることが信託行為に定められている必要がある。」のではないか。</p> <p>一方、助成型公益信託の殆どの場合は、上記の事故のようなリスクは相対的に小さく、まさに P61</p>	
--	---	--

	<p>第2パラグラフ「・・「重要な意思決定の適正性（コンプライアンスの確保を含む。）の確保に必要な仕組み」については、公益信託事務の具体的な内容に即して判断する必要がある。」のではないか。すなわち、当該判断には、信託契約に於ける委託者と受託者の意思、及び受託者の法人自治を尊重することが重要ではないか。</p> <p>注 当該監督能力を、新たな信託管理人に求めるのは、現行（常勤）監事の（日常的）専門的能力の発揮に比して、上記の場合、実際上、無理と考える。あるいは、信託管理人を重装備にするかだが、それも当該能力を有する人材はなかなか居らず、仮に居たとしても、監事の能力を使えば済むので、資源の無駄使いとなる。</p> <p>なお、上記文脈において、信託管理人は、固有事業サイドのガバナンス機構・制度では対応出来ない、委託者の公益意思の具現化、及び受益予定者の機会の尊重等を担保することに主眼が置かれるものと考えられる。</p> <p>（該当箇所）【第3章第1節第4】 公益信託事務の処理能力</p> <p>p73 上から2行目途中</p> <p>「・・その趣旨を踏まえると、委託者と信託管理人の合意だけで、いつでも公益信託を終了させができるような信託行為の「別段の定め」について、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものとは判断できない。」</p> <p>（意見）</p> <p>当該行の末尾に、以下を挿入して頂きたく。</p> <p>「但し、信託行為の中に恣意的な終了が行われないとの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」</p> <p>（理由）</p> <p>公益信託の終了に関しては、第4章第2節第8</p>	
--	--	--

	<p>公益信託の終了の届出等 p155 最初の〇印の第 2 パラグラフにも同様の記述があり、そこには、</p> <p>「また、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない（公益信託法第 23 条第 2 項）。これは、公益事務のみを実施する公益信託が、委託者及び信託管理人の恣意的な判断で終了させすることが適切ではないとの趣旨から規定されたものであり、信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」と条件付肯定記述となっており、当該記載と平仄を合わせて頂きたく。</p>	
第 3 章 8	<p>新しい公益信託制度については、公益の増進及び活力ある社会の実現に資する観点から、民間による公益的活動を活性化するとともに、高い信頼性を確保する制度となることを期待します。については、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）（素案）」（以下「ガイドライン素案」という）について下記の通り意見提出します。</p> <p>【意見】</p> <p>1. 第 3 章公益信託認可基準等 第 2 受託者の「経理的基礎」及び「技術的能力」（公益信託法第 8 条第 2 号）</p> <p>1. 経理的基礎（2）ア. 分別管理（預金・有価証券等）</p> <p>信託財産を管理する預貯金口座の開設基準について「当該公益信託の信託財産のみを管理する専用口座として開設する。口座内で固有財産や他の信託財産との混在管理は行わない。」こととし（ガイドライン素案 P. 53、1 行目）、「口座の名称は、開設する金融機関等にて対応が可能である場合、当該公益信託の信託財産である旨を表示する。</p>	御指摘を踏まえ、「当該地域内に所在する」という記載を追記しました。

	<p>(例：「公益信託〇〇基金受託者 A B C」「公益信託受託者 A B C」等)。」とする一方、「ただし、金融機関等にて対応が可能でない場合、受託者名のみを表示した口座を開設することで差し支えない。」との但し書き（以下、単に「本但し書き」という。）が付されている。</p> <p>この点、受託者の取引金融機関の当該支店で口座開設できない場合等において、他の金融機関で口座開設を試みることなく安易に本但し書きを適用するケースが懸念されるため、例えば「当該地域内に所在する金融機関等にて対応が可能でない場合など特段の事情がある場合に限り、受託者名のみを表示した口座を開設することで差し支えない。」という記載として、本但し書きの濫用を牽制すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>信託受託者に課せられた分別管理義務は「信託財産についてその名義を含む完全権が受託者に移転するという信託のスキームの下では、信託財産を受託者個人の債権者による差押えから保護したり、あるいは、受託者が破産した場合に信託財産を破産手続から隔離するために、信託財産を受託者の固有財産から明確に区分しておく必要がある」（新井誠「信託法 第4版」P. 281（有斐閣 2014年））ための制度的保障手段である。本ガイドラインにも「その趣旨は、受託者の固有債権者から信託財産に対する強制執行を抑止する効果に加え、受託者の忠実義務違反抑止効果にあるとされている。財産の分別管理は信託制度の前提となっており、公益信託においても、確實かつ適切に分別管理が行われる必要がある。」（ガイドライン素案P. 51）との説明がある。</p> <p>今般の公益信託法改正においては担い手の拡大として、信託銀行・信託会社以外の、個人・法人が信託受託者として参入することが予定されている。</p> <p>信託事務に慣れていないことを考慮すれば、本但し書きのとおり「受託者名のみを表示した口座を開設する」ことでは分別管理義務の履行が難しい場合も懸念される。加えて、</p>
--	---

	<p>本ガイドラインでは受託者の固有財産について「具体的には、法人・個人ともに、債務超過ではないことを判断の目安とする。」（ガイドライン素案P. 51）とされ、財産基盤がせい弱な場合も容認されるとのことであり、そのような信託受託者を前提とするのであれば、破産手続きや強制執行の可能性への配意も必要と考えられる。</p> <p>尚、信託銀行・信託会社以外の個人・法人が信託受託者となる例に関しては、「民事信託」（あるいは「家族信託」ともいう）において多くの契約書作成事例があり参考になるが、日本弁護士会連合会「信託口口座開設等に関するガイドライン」（2020年9月10日）（※1）では、信託口口座については信託財産であることが外形上明らかになっている必要があるため、「受託者が信託口口座を開設するときには、受託者の固有財産であるとして差押を受けた場合に備えて、少なくとも信託口口座であることを明示した名義で受託者において信託口口座の開設の申込をすべきである」とされている。</p> <p>また、日本司法書士会連合会「民事信託支援業務の執務ガイドライン」（2024年1月）（※2）では、「金銭については、金融機関にて信託口口座を開設したうえで管理することが望ましい。可能な限り、（1）受託者を預金者とし、（2）口座の名義から信託財産に属する財産を管理するための通帳であると判別でき、（3）信託法の規定に沿って通常の預貯金と異なった取り扱いがなされる（独立したCIFコードが付される、受託者の変更時の引継ぎに対応できる等）、という条件を充足する口座を開設することができる金融機関を調査したうえで、信託口口座を開設すべきである。」との原則を示した上で、信託口口座を開設しない例外的なケースについては、「信託口口座の開設に応じてくれる金融機関が存在しない地域や、信託契約の内容が金融機関の審査基準に合致しない場合、担保権を設定している金融機関において口座を開設しなければならない場合等、信託口口座を開設しないことにつき合理的な理由がある場合」と限定したうえで、信託口口座を解説できない場合には「当該受託者の口座が信託財産に属する財産を</p>
--	--

	<p>管理するための専用の口座であることについて、委託者と受託者の間で別途の確認書を作成する等の対応を行う必要がある。」とされている。</p> <p>こうした実務面での工夫は、本ガイドラインでも参考になるものと考えられる。</p> <p>以上</p> <p>※ 1：日本弁護士会連合会「信託口口座開設等に関するガイドライン」（2020年9月10日） https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/civil/shintakukouza_guide.pdf</p> <p>※ 2：日本司法書士会連合会「民事信託支援業務の執務ガイドライン」（2024年1月） https://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2024/12/28dcb306035c1754a6263de324c2e8b3.pdf</p>	
第3章 9	<p>第3章第1節 第3 68、69 頁</p> <p>雇用関係にない信託銀行（受託者）及びその関連会社のOBについて、信託銀行（受託者）及びその関連会社のOBであるという理由のみで法第9条3号に規定する「その他受託者と特別の関係にある者」には該当しないと考えている。信託銀行（受託者）OB及びその関連会社のであっても信託管理人に就任できるという理解でよいか。</p>	公益信託法第9条第3号に規定する「その他受託者と特別の関係にある者」に該当しなければ、信託管理人に就任することができるものと考えます。
第3章 10	<p>2. 公益事務該当性の判断（第3章）</p> <p>1) 預金、有価証券の分別管理（P. 52-53）</p> <p>金融機関及び証券会社において、受託公益信託毎の信託口口座開設が最も適切な分</p>	預金、有価証券の分別管理に関しては、内閣府として、全国銀行協会、日本証

	<p>別管理の方法であるが、受託者の身近な金融機関等において取扱ができないなどの事情がある場合は、固有財産と信託財産区分を計算上明らかにすることが認められるが、この場合利子配当所得税の非課税が事実上受けられない。このため民間側でも関係金融機関に信託口口座開設に協力を求める必要があるが、内閣府に於いても、政府内において調整されるよう要望する。</p> <p>2) 公益法人等の機関の関与 (P. 56)</p> <p>「受託者として当該法人の目的に沿った公益事務を実施する場合」において、計算書類及び信託概況報告について理事会、評議員会、監事などの関与を求めることがデフォルトとすることに反対。逆に運営委員会や信託管理人等信託内の機関で同様の承認監査手続きが確保されていることをデフォルトとし、その体制が脆弱である場合に受託者本体の機関の関与を求めてこととされたい。</p> <p>3) 信託報酬 (P. 78)</p> <p>信託報酬及び信託管理人報酬をすべて会計仕分け上管理費とすることに反対。計算可能な限り人件費、物件費として事業費に配賦できるものは、信託報酬に含めないことをデフォルトすること。</p> <p>なお、「公益信託においては信託報酬等の一部を事業費に按分することは認められない。ただし、公益事務に跡付けることができる費用と整理できるのであれば、受託者の職員給与や役員報酬を、信託報酬から切り分けて事業費に計上することは可能である」とする第5章第2の記述 (P178) とも矛盾する。</p>	<p>券業協会等に口座開設への協力依頼をしています。公益法人等の機関の関与に関しては、公益信託事務の処理に係る受託者の責任を適正に履行するには、合理的理由がある場合を除き、自らの意思決定と同等の手続等を経る必要があるものと考えます。なお、合理的な理由については、公益信託事務の規模、内容等や受託者・信託管理人の能力等に応じて柔軟に判断することを想定しています。</p> <p>信託報酬についての会計仕訳に関しては、受託者が負担する人件費や物件費についても、公益事務に跡づけることができるのであれば、事業費に計上することとし</p>
--	---	---

		ています。その上で、人件費等については、厳格な原価計算は困難な場合も多いこと等も勘案して、記載したものであり、原案の通りといたします。
第3章 11	<p>●NPO 法人制度との関連 (P59・61・72・83)</p> <p>弊会の専門分野である特定非営利活動法人（NPO 法人）制度との関連については、以下のような一部記述に誤解があると思われ、修正すべきである。</p> <p>(1) P59 : いわゆる役員の 3 分の 1 基準については、NPO 法人制度の場合、「認定 NPO 法人」ももちろん満たしてはいるものの、認定取得の前提となる「NPO 法人」設立段階で法（NPO 法第 21 条）により定められていることから、「NPO 法人（特定非営利活動促進法第 21 条）」に変更すべきである。</p> <p>(2) P61 : 上述の通り、役員の 3 分の 1 基準は「NPO 法人」も設立段階から全ての法人が充足していることから、ここでの例示は「NPO 法人」とすべきである。</p> <p>(3) P72 : 注 58 の「特定非営利法人」は脱字で「特定非営利活動法人」</p> <p>(4) P83 : 注 65 の条件を NPO 法人は満たすことから NPO 法人等を例示すべきである。</p>	<p>(1)について 御指摘の箇所は例示的な表示につき、原案のままとします。</p> <p>(2)について (1)と同様です。</p> <p>(3)について 御指摘を踏まえ修正しました。</p> <p>(4)について 注釈は公益信託施行令第 5 条第 3 号を説明したものであり原案を維持します。</p>

【第4章～第6章】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
第4章1	<p>144頁に以下の記載がある。</p> <p>○本ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、受託者に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。</p> <p>これを以下のように改めてほしい。</p> <p>「例外的に」を挿入。</p> <p>「1. 当該例外として必要な十分な根拠、2. 当該書類を求めることが受託者の過度の負担増とならない理由、3. 他の提出書類では代替できない理由、4. 認可後の監督では確認しえない理由の以上4つの」を挿入願います。</p> <p>挿入後は以下のようになります。</p> <p>○本ガイドラインに記載がない書類を例外的に求めるときは、行政庁は、受託者に対して当該書類を必要とする、1. 当該例外として必要な十分な根拠、2. 当該書類を求めることが受託者の過度の負担増とならない理由、3. 他の提出書類では代替できない理由、4. 認可後の監督では確認しえない理由の以上4つの理由を示さなければならないものとする。</p> <p>【理由】公益認定等ガイドラインでも同様の記載がある。本来行政法として行政庁を律すべき（公益認定法及び新公益信託法）において、行政庁はこの部分を逆手に取り、</p>	<p>公益信託については多種多様なあり方が想定されることから、ガイドラインにおいて審査に必要な書類の類型を網羅することは困難であり、例外的に書類を必要とする理由も様々なため、「当該書類を必要とする理由を示すものとする。」とのみ記載しております。他方で、御指摘のとおり、受託者の過度な負担増とならないように、ガイドラインに記載している範囲の書類の提出を求めることが原則であると考えており、御指摘を踏まえて、「例外的に」を追加いたします。</p>

	<p>「審査に必要であるから」という理由等で改正公益認定法施行後も20以上の書類を同一申請法人に求めた事例が発生している。</p> <p>また、これだけの書類を提出すれば、それらの細部の不整合も生じうることであり、さらに当該法人に追加的に補正をかけている実態が生じている。</p> <p>公益信託は、本来、憲法で保障された民間間の契約に行政庁が介入するものであり、行政法として行政庁の逸脱行為を制御することにも大きな意味があると考える。ガイドラインについてもそのことを何度も強調してもらいたい。</p> <p>その一例として該当箇所に加筆をお願いするものである。</p> <p>上記のようなことが公益信託においても繰り返されれば、せっかくの良い制度を利用する者はいなくなる心配がある。</p>	
第4章2	<p>1節第1信託契約94頁5行目に、「受託者の意向を踏まえて認可日を調整する」、「行為の成立後3か月以内で委託者となる者及び受託者となる者が合意する日とすることは許容」との記述について</p> <p>7章移行認可2節第5(P263)では、1つ目マルのなお書き「移行認可処分を行う日付は、1年を下回る範囲で受託者の要請に応じる」の記述がある。財産の移転等からやむを得ない合理的理由があれば、3月以内といわず、認可日を同様の決算日など調整可能の旨を明らかにしてほしい。申請においては財産の移転するための理由等々から受託者の負担軽減等からやむを得ない合理的理由があれば1年以内もありうると解してよいか。また、公益法人の認定の場合も相当の配慮を担当者次第で得ているが、前広にGLにて決算時までの対応を認めてほしい。</p> <p>1節第2コラム107頁の委託者については、当初の案(9回資料5)のように、委託者が公益信託に与えている権能について「ア」監視・監督的機能ほかイウエ及び145条</p>	公益信託の認可日に関しては、合議制機関の答申後の認可日の調整が長期に渡ることは、事情変更の可能性等の観点から適切ではなく、短い期間に申請の集中が予想されるなど特段の事情がない限り、最大で3か月程度と考えられます。例えば、1年程度先の特定の日付での認可を希望する場合には、申請前に行政庁に相談する等の

	<p>2 項の内容も具体的に明記すべきである。ガイドラインは委託者のためでもある。委託者が自らの権能が信託行為にどう作用するかを知って受託者と契約している必要がある。行政としても、トラブルがないよう、説明責任を果たすことになるのではないか。</p> <p>また、寄付と異なり、公益信託には委託者にはこのような監督的権能を持つこともできることを示し、寄附と同じでないことを示すべきである。</p> <p>1 節第 2 9 (2)、113 頁の 4 行目「一方、第三者からの追加信託は、…」の記述について、「信託行為に定めがない場合」の記載があるが、信託行為に委託者の地位を放棄（望まない旨）する受託者へ寄附のみ受入れる規定があればよいと解されるが、その旨を明らかにしてほしい。</p> <p>なお、「(4 章 1 節第 2 の 5 参照)」とは、脚注 86 のことか。また、なお書きの「留意する」とは信託行為の定めがない場合のことか、何を留意するのか？示してほしい。</p> <p>1 節第 2 9 (4)「信託財産の運用」(金融資産の運用について) 114 頁 イの基本方針の例示としての記載は、限られた表組の例であり、多くの 1 億前後的小規模の場合に相応しい例を挙げてほしい。2 つ目マルの黒ボチの例示も、事情変容に対応する信託の仕組みを損なうもので、信託行為に定める標準的とは言えず、むしろこのような内容の場合は運用規程、方針、運用計画の事項と思料する。専門家が示す模範的な例を挙げてはどうか。また、文中に「委託者の意思」「委託者の意向」の 2 つの表現があるが、「意思」ではないか。</p> <p>1 節第 2 10 受託者の職務 118 頁、4 つ目のマル、「固有財産…計算ですることを供</p>	<p>対応が望まれます。</p> <p>委託者についてのコラムの記載に関しては、法律上の権限を網羅的に記載することは、かえって理解を妨げることになるとの考えの下、記載しています。委託者の権限等についての詳細な説明については、具体的なニーズを踏まえ、検討してまいります。</p> <p>なお、「寄附」であっても、寄附契約の内容によっては寄附者が監督的機能を持つことも排除されないと考えています。</p> <p>第三者からの追加信託に関しては、委託者の地位を伴わない場合は、第三者からの寄附と整理されると考えられます。第三者を委託者とする追加信託は信託の変更認可の対象に</p>
--	---	---

	<p>する旨の定め」を信託行為に定めるとともに」との記述、また注99では「一時的」の場合の可能性があるとの記述がある。信託行為に許容する旨の定めがあれば、「資源配分の決定手続き等…望ましい。」では、決定手続きの定めなくとも、信託管理人の責任に委ねるのか。この記述は、利益相反はクリアしても公益法人以外の一般法人・営利法人等の税制の導管の機会を認めるということと理解してよいか。一時的であってもだめの可能性があっても、決定手続きの定めはなくてよいと解することができる。行政庁はどのように合理的に審査されるのか、を示してほしい。なお、18（130頁以下）の信託法31条32条に掲げる行為について、131頁の注111の記述「信託の目的の達成必要と認められる」「目的の達成に支障とならないことが明らか」等、「実質的な利害関係の状況」の記述があるが、具体的にどのような状況ならば首肯されるのか。一般法人・営利企業が受託者であっても、正当な理由はありうるような記載と解してよいか。また、課税上も問題なく認められると解してよいのか。</p> <p>なお、受託者の固有事業への支援が公益事務に該当すると、信託概況報告に記載しなくて良いのか、どのように記載すればよいかを、信託管理人が判断できるよう、また各行政庁が異なるように挙げてほしい。</p> <p>また、利益相反、一体的活動の場合等々の概況報告のモデル例が望まれる。</p> <p>2節第1 134頁 措置法40条受ける場合の対応（「承認特例」の場合）において、承認特例を、信託設定の申請に際しての手続き（告示による基金の設置等に係る規程等が認められるための書類の提出時期等を申請方法とその承認時期）を明記してほしい。特例が適用されるためには、所定の期限があることから、申告と契約の成立と効果の定めから、速やかな財産の受入れ等の態勢を整える必要があり、親族等に該当しない旨を証する書類とは何かなども、ガイドラインにて明らかにしてほしい。</p>	<p>なるものと整理しています。留意が必要な事項として、「(複数の委託者がある場合)を追記します。</p> <p>信託財産の運用に関しては、ガイドラインにおける資産運用の方針に係る記載例は、現時点において事務局が分かりやすいと考える事項を記載していますが、今後の運用の中で、具体的なニーズを踏まえ、より適切な例があれば、必要に応じて見直してまいります。「意思」と「意向」について、「意思」に統一します。</p> <p>受託者の職務に関しては、公益信託法では信託業法第26条のような信託契約時の書面交付義務を受託者に対して課していないことも勘案して、原案の</p>
--	--	---

	<p>2節第2 2添付書類 (6) 力 143頁 委託者(略)が承諾したことを証する書類 「委託者の想いに沿った」の記述について</p> <p>承諾書の様式1のマル11では、「希望に沿った」で、144頁6行目「委託者の意向」ある。いずれも委託者の「意思」に沿ったではないか。承諾書の284頁の様式1・マル11について、様式集の記載の見直しをお願いするので、その旨に沿った説明(「添付書類の内容に関する、最終案の書面の交付とともに説明を受け、…、自らの意思に沿った」の追加をお願いしたい。</p> <p>委託者の承諾書はとても重要な書面である。後で紛争にならないよう、さらに、内容変更の可能性と対応の説明を受けた旨、寄附禁止行為に抵触しない旨、十分な説明を受け理解した旨の記載も必要ではないか。これらを含め、受託者とも確認・承諾した旨を行政庁として大切なことではないか。</p> <p>1節第25委託者及び…氏名において、105頁「委託者が助言をするなど、何らかの権限を定めることは否定されない」と記述されている。委託者の権能の活用について、106頁などにおいて整理して説明することは、信託の特徴であり、重要なことと思われる。</p> <p>なお、105頁「留意点」ではなく、「検討・確認すべきこと」ではないか。</p> <p>以上</p>	<p>まとします。利益相反行為の制限に関する信託行為の規定については、例えば、公益信託法第8条第5号(特別の利益)に適合するか、同条第2号及び公益信託規則第4条第1項第2号(信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み)等の観点から審査が行われます。具体的な判断は、個別の状況に即して判断されます。また、正当な理由については、個別の事情に応じて判断され、受託者が一般法人や営利企業である場合に、そのことをもって直ちに認められないわけではありません。正当な理由の具体例や信託概況報告への記載については、制度の運用開始後、具体的なニーズ等も踏</p>
--	---	---

		<p>まえて、必要に応じ、情報発信を検討してまいります。</p> <p>租税特別措置法第40条に関しては、ガイドラインでは信託行為に反映させる必要がある部分を中心に記載しています。「承認特例」の手続等についての詳細は、別途公表することを検討しています。</p> <p>委託者の承諾書に関しては、御指摘を踏まえ、委託者の意思と修正しました。</p>
第4章3	<p>(追加意見) 4章4章1節第2 10 受託者の職務 119頁コラム? (第9回10月14日準備研究会資料1及び議事録より) 及び127頁16事務の一部委託の記述について適切な申請ができるよう、またあいまいになると的確な申請ができない、迷わないよう、審査判断が困らないよう、次の点を明示してほしい。</p> <p>ア 口座開設について、申請時に既設していても、53頁2つ目黒ポツ但書注37では、異なる公益信託の専用口座は認可後しかできず、その確認はどうするのか。また、課税・源泉徴収される口座であるが、公益信託は非課税口座である。源泉されると還付請求できない。任意団体、若しくは団体代表が口座開設する場合に非課税口座を開設</p>	<p>口座開設に関しては、「受託者」は認可以降に存在するため、申請時に口座が既設の状態にはならないものと理解しています。公益信託の認可後に信託財産を受け入れた旨の行政庁への報告を追加しま</p>

	<p>できるのか、新たな口座は開設できるのか。画餅にならないよう、関係機関に対して適切な口座開設の要請を強く望む（将来の税制改正要望事項となるのか）。</p> <p>イ 「団体要件が未充足の場合の「関与」」とはどの程度をいうのか、委託ではない顧問、アドバイザーも含むのか。どのような法的関係にあるのか。あくまでも代表個人に基本的などの程度の技術能力があることが前提か（丸投げ的ではだめと思料する）。</p> <p>「関与」が委託ならば、信託行為に定めることになる（127頁1つ目マル）。また、合議機関とは委任関係か、内部機関とするのか。また、「管理者」とはどのような関係者でどのような職務・責任を負う者か。さらに、受託者のガバナンス能力は、単に合議制機関として加味する扱いだけで代表個人のそれなりのガバナンス・技術的能力が前提なのか。なお、この場合の受託者の名称はあくまでも代表者（個人だけでなく法人もありうる）であり、団体名ではない（が、情報開示の場所は団体事務所でよい）と理解してよいか。以上</p>	<p>す。内閣府から全国銀行協会、日本証券業協会等に口座開設への協力依頼をしました。</p> <p>任意団体の団体要件未充足の場合に関しては、任意団体の組織等にも様々な形態があり得るところ、「関与」についても法人の実態に応じた様々な形態が生じ得るものと考えています。「合議制機関」や「公益信託事務の委託先」と位置付けるなども含め、団体の実態に応じて適切に判断することを想定しています。なお、名称については御理解のとおりです。</p>
第4章4	<p>145頁に以下の記載があります。</p> <p>【公益信託契約の締結と公益信託の効力発生の関係】</p> <p>○ 認可前に公益信託契約の締結をする場合は、原則として、丸1行政庁の認可を停止条件とする方法、丸2行政庁の認可日を始期と定める方法を原則とするが、丸3合理</p>	<p>御指摘の事項については、個別の案件によってそれぞれお申しの日の前後関係が異なる場合がござ</p>

	<p>的な理由があれば、公益信託認可後の特定の日付（例えば、公益信託認可後の翌月の1日）や認可後3か月以内で委託者となる者及び受託者となる者が合意する日とすることは許容される（第3章第1節第2の1（1）参照）。なお、認可前に作成した信託行為に関する契約書には、1通あたり200円の印紙税が課される（印紙税法別表第1第12号）。</p> <p>○ 認可後に公益信託契約の締結をする場合は、原則として信託行為の成立の日を効力発生日とするが、合理的な理由があれば、信託行為の成立後の特定の日付（例えば、信託行為の成立の日の翌月の1日）や信託行為の成立後3か月以内で委託者となる者及び受託者となる者が合意する日とすることは許容される。なお、この場合、印紙税は減免される（印紙税法別表1第12号）。</p> <p>この部分追記的に結構ですが、</p> <p>委員会の認可の答申日</p> <p>行政庁の認可の処分日</p> <p>行政庁の認可処分の公示日</p> <p>行政庁の認可処分の文書の到達日</p> <p>信託行為の成立の日</p> <p>効力発生日</p> <p>信託財産の受入日（所有権が移る日）</p> <p>上記の関係を、自動的に決まる日（合意で変更できない日）、合意で変更可能となる日を誰もが間違いないように、分かりやすく一覧表にしてもらいたい。</p>	<p>います。したがって、ガイドラインにおいて一律にその前後関係を示すことはかえって誤解を生じるおそれもあるため、差し控えさせていただきます。なお、公益信託制度の普及に向けた各種情報提供の中で、公益信託の成立のための手続きの流れを分かりやすく示すことが出来るよう努めてまいります。</p>
第4章5	信託契約と遺言について	公益信託認可の審査中

	<p>現在の公益認定審査の状況からすると、公益信託審査も長期にわたる可能性が予想され、その間、委託者が死亡する例も出てくるものと思われる。</p> <p>64頁には受託者の死亡のケースの記載はガイドラインにはあるが、委託者の死亡のケースが不明である。</p> <p>委託者が死亡した場合の取扱いはどのようになるのか？遺言と同じ扱いになるのか？あるいは信託契約に書き込むのか、明らかにしていただきたい。</p>	<p>に委託者が死亡した場合については、民事法の原則に沿って信託契約の成立や申請の有効性が判断されることになり、個別の申請内容に応じて対応は分かれるものと考えられますが、一般的には、委託者が不存在として公益信託認可の取下げを行うことになると考えられます。</p>
第4章6	<p>第1節 第1 1 信託契約 (93頁)</p> <p>公益信託認可の審査の過程で信託行為の見直しが必要な場合もあることなど想定して、行政庁が審査過程で柔軟な対応を取るべきことを明らかにしている点には賛成である。しかし他方で、ガイドライン案では、「認可申請に添付した信託行為の内容の定めと異なる内容の信託行為」を成立させた場合には、「不正の手段による公益信託認可」に該当するとされており、申請時から認可時までに信託行為の必要な見直しも想定されることとの関係で、公益信託認可の対象をどう捉えればよいのか、分かりにくい。また、認可の対象とされた「公益信託認可の申請に係る公益信託」(公益信託法8条)と実際に締結された信託契約に係る「公益信託」が異なるものであれば、そもそも当該「公益信託」は認可されていない（公益信託としての効力も生じていない）ということになるのか。</p>	<p>認可申請の対象に関しては、行政庁に提出された公益信託法第7条第3項第1号の「信託行為の内容を証する書面」にて審査するため、認可処分の時点で提出されていたものが公益信託認可の対象となります。なお、公益信託認可の対象となった信託契約と、実際の信託契約が異なることは想定しております</p>

	<p>第1節 第1 1 信託行為 (94頁)</p> <p>認可後に作成した公益信託契約書の印紙税は「減免」される→課税対象文書から除外されているので、「減」免ではなく、「免除」(非課税)ではないか。</p> <p>第1節 第1 4 必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項 (96頁)</p> <p>相対的記載事項に関する説明のうち、「行う予定」とは、「認可申請段階で具体的な予定がある」の趣旨か。具体的な予定はないが抽象的に行う可能性がある場合も含む趣旨か。利益相反行為については、認可申請段階で具体的な予定がある場合に信託行為に定めなければならないといえる。信託事務を第三者へ委任することについては、具体的な予定はなくても、抽象的に「委任することができる」との旨を記載することは許容されてよい。</p> <p>第1節 第2・2 公益信託の名称（必要な記載事項） (100頁)</p> <p>「称号」(2つ目の〇、第二段落) → 「商号」に訂正すべき</p> <p>第1節 第2・3 信託管理人となるべき者を指定する定め（必要な記載事項） (101頁)</p> <p>「信託管理人となるべき者」の特定事項につき、個人の場合には、氏名及び住所が掲げられているが、ここでの「住所」は、「受託者の住所」に関するガイドライン案の考</p>	<p>せんが、公益信託認可されていない信託契約が結ばれても、通常は、公益信託としての効力は生じないと考えられます。</p> <p>第1節 第11 信託行為 (94頁)に関しては、御指摘踏まえ修正します。</p> <p>相対的記載事項に関する「行う予定がある場合」は、具体的な予定がある場合のほか、抽象的に行う可能性がある場合も含まれ得ます。なお、例えば、抽象的な可能性で、受託者等が行うことができる事項を広げる場合には、それに見合ったガバナンスが必要となることが想定されます。</p> <p>第1節 第2・2 公益信託の名称（必要な記載事項） (100頁)に関して</p>
--	--	--

	<p>え方（136頁）と同様に、個人事業主の場合には、信託管理人として事務を行う主な拠点となる「(当該個人事業主の)事務所」もこれに該当すると考えてよいか。</p> <p>第1節 第2 4 帰属権利者となるべき者を指定する定め（必要的記載事項） (102頁)</p> <p>ガイドライン案では、帰属権利者の定めにつき、「受託者において信託銀行や公益法人のようなガバナンスが確保されていない場合」には、「(1)順位を付して複数の個別団体等の名称を明記する方法」が望ましいとされている。しかし、小規模の公益信託であるほど、残余財産の帰属先を設定準備段階で予め特定・網羅することは困難・酷になりえないか。また、帰属権利者として信託行為に定めることができる者は明文の規定により限定されていることも考慮すると、上記場合に、上記(1)の方法が望ましいと言いたることには疑問があり、削除も含めて表現の見直しを検討すべきである。</p> <p>第1節 第2 6 公益信託の目的（必要的記載事項） (109頁)</p> <p>ガイドライン案では、公益信託の目的の記載例として、「…する公益事務を行うことをもって……することを目的とする」との言い回しが使われているが、例えば、将来に寄与する人材育成を目的とする公益信託であることと、将来に寄与する人材育成のために奨学金支給の事務しか行わないことを目的とする公益信託とでは、目的の内容・範囲が異なる。上記言い回しは、後者の趣旨に理解される表現であるが、公益信託（公益事務を行うことのみを目的とした信託）として何を目的（実現したい価値等）と位置付けるのかを具体的に明らかにすることと、そのための手段（公益事務）は区別されるはずであり、上記言い回しのような、当該公益信託が行う公益事務の内容・</p>	<p>は、御指摘踏まえ修正します。</p> <p>信託管理人の住所に関しては、御理解の通りです。</p> <p>帰属権利者の定めに関しては、受託者のガバナンスが脆弱な場合、公益信託の終了時に適切な帰属先を選定することができない状況にある可能性もあり、具体的な内容を信託行為に規定することが重要になるものと理解しています。</p> <p>公益信託の目的の記載例に関しては、記載例は一つの例示となります。公益信託事務の適正な運営を確保する上で、どのような公益を目的に、どのような事務を実施するかが明確になるよう定められる</p>
--	--	--

	<p>範囲を限定し、かつ、その限定された公益事務を行うこと自体が当該公益信託の目的である、と読めてしまう表現を推奨することには疑問が残る。</p> <p>なお、公益信託の目的について「 の公益事務を行う」と記載し、「のみ」と書かれていなくても、申請書全体から当該公益事務のみを行うことがわかれれば、認可されるものであり、ガイドラインもそのことを前提としている。</p> <p>第1節 第2 8 公益事務の内容（必要的記載事項） （110頁）</p> <p>「公益事務の内容」として、少なくとも「受益の機会がどのような者に与えられるか（公益事務の性質に照らして明らかな場合を除く。）について規定する必要があるとされているが、かかる規定は、公益信託の目的や公益事務の内容に照らして不要な場合もあるのではないか。例えば、自然保護や文化財保護を目的とする信託で、個別具体的な受給者が想定されない場合もありうると思われるが、これは「公益事務の性質に照らして明らかな場合」に含めて考えるのか。</p> <p>第1節 第2 8 公益事務の内容（必要的記載事項） （110頁）</p> <p>付隨的事務の費用が「幹となる事業と比べて1割以上の費用を要する場合」には、委託者意思の明確化の観点「からも」、信託行為に定める必要があるとされるが、範囲や根拠が不明確である。</p> <p>第1節 第2 8 公益事務の内容（必要的記載事項） （111頁）</p>	<p>ことが求められます。</p> <p>受益の機会に関しては、公益事務の定義に照らすと、不特定かつ多数の者の「利益」を増進しない事務は公益事務とは言えません。この場合の「利益」は、給付に限らず、様々な利益が含まれます。例えば、「文化財の保護」は、一般的には、「保護」だけで公益事務の要件を充たすとは言えず、保護した文化財を多くの者が拝観し、あるいは学術等のために利用ができる場合に始めて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すると言えます。</p> <p>付隨的事務の費用に関しては、原則として、「公益事務の内容」として申請書に記載されない事務は、原則として公益事務として</p>
--	--	---

	<p>111頁一つ目の〇で、「合議制機関の関与の程度等」とあり、その設置が所与であるかのように読める記述がある。しかし公益信託法がこれを必置とする規律を定めているわけではなく、ガイドラインも合議制の機関のない場合も想定しているから、「合議制機関の関与の有無・程度 等」など、公益信託法の規律に沿って表現を見直すべきである。</p>	<p>認められません。その例外として、「公益事務の内容」として具体的に記載された公益事務の効果的な実施等のために付隨的に、小さな規模で行う公益事務については、申請書に記載がなくとも公益事務として認められ得る旨を明らかにしています。小さな規模とは言えない場合には、もはや付隨的事務とは言えず、申請書に当該事務を記載する必要があります。その際の基準として、支出全体の1割としているものです。信託行為に記載する必要があるものと理解しています。</p> <p>合議制機関の関与の程度等に関しては、御指摘踏まえ修正しました。</p>
第4章7	第1節 第2 9(1) 信託財産の内容及び受入れの方法等	「遅くとも」に関しては、

	<p>(112頁)</p> <p>112頁に、「信託財産は、遅くとも、信託行為が効力を生じた後、速やかに受け入れられる必要がある。」と書かれているが、「遅くとも」とは、いかなる意味か。すなわち、これは財産を受け入れることが公益信託認可及び信託行為（信託契約締結）後の趣旨か、表現として不明確である。あるいは、認可申請段階で求められるとの考え方を前提としたものなのか。もしそうだとした場合には、信託行為の効力が生じる前になされる財産の「受け入れ」とは、いかなる法律行為・法的根拠になると想定されているのか。また、信託行為の効力が生じていない時点で、当該財産が「信託財産」（信託法2条3項）に該当するのか。</p> <p>第1節 第2 9(2) 第三者からの寄附の受入れ</p> <p>(112頁)</p> <p>ガイドライン案では、第三者からの追加信託について信託行為に定めがある場合において、実際に第三者による追加信託がなされたときについて、変更認可の要否に言及がないが、どのように考えられるのか。特に、当該第三者の範囲が個別具体的に特定できる定めではなかったときに、どうなるのか。認可を受けた時点での「委託者」に該当する者が変わるため、認可基準における委託者に対する特別の利益の禁止（公益信託法8条5号）や信託管理人の欠格事由（9条3号）の判断に影響し得ることを踏まえ、変更認可の申請をする、という考え方になるのか。</p> <p>第1節 第2 11 公益信託事務の処理の方法に関する事項（必要的記載事項）</p> <p>(120頁)</p> <p>ガイドライン案では、少なくとも明確に定める必要がある事項として「信託行為に基</p>	<p>誤解を招くおそれがあるため、削除します。また、「受け入れ」は、公益信託の設定に伴う財産の移転を意味しています。</p> <p>第三者からの寄附の受入れに関しては、一般的に、第三者からの追加信託が可能である旨を信託契約に定めた場合にあっても、現実に、新たな「委託者」が追加される場合には、その際に変更認可申請が必要になると考えています。</p> <p>信託行為に基づき定められる規程等の作成手続に関しては、信託行為において全てを定めた場合には規程は不要ですが、通常は、公益信託事務に係る全ての権限や手続き等を信託行為に定めることは、困</p>
--	--	---

	<p>づき定められる規程等の作成手続」を掲げるが、およそ公益信託である限りすべからく規程を設けることが必要であるとの考え方は適當とは思えないが、これは信託行為の定めによって規程等に詳細を定める必要がある場合を想定したものとの理解でよい。もしそうなら、その趣旨が明確になるよう記述を追加すべきである。</p> <p>第1節 第2 1 1 公益信託事務の処理の方法に関する事項（必要的記載事項） （120頁）</p> <p>「規程」を設けた後、その変更をする場合に、変更認可を要するのか、軽微な変更で足りるのか、考え方を明示すべきである。</p> <p>第1節 第2 1 1 公益信託事務の処理の方法に関する事項（必要的記載事項） （120頁）</p> <p>「公益信託事務の処理方法が具体的に定められていない場合」には、受託者の裁量に応じたガバナンスが必要であるとされているが、その「必要なガバナンス」を判断する際の考慮要素として、当該公益信託の規模や公益信託事務の内容も掲げるべきである。現在の記述では、それらも考慮して判断されるべきであることが明確でなく、適当でない。</p> <p>第1節 第2 1 1(2)公益信託の管理事務等の実施方法 （120頁）</p> <p>「受託者の業務執行の決定に準じた手続（理事会の決定）を要する」などの記述は、公益法人や信託銀行等が受託者となる場合を想定したものであれば、その点をより明確にすべきである。</p>	<p>難であると考えられることから、その旨を追記します。</p> <p>規程の変更に関しては、一般に、規程の変更は、公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項の変更ではありませんので、変更認可申請の対象ではありません。ただし、規程の内容を変更した結果、公益信託認可基準を満たさなくなるような場合には、事後的に監督処分等の対象となる可能性があります。</p> <p>公益信託事務の処理方法が具体的に定められていない場合に関しては、「公益信託のガバナンスの考え方」は、第1章第1節第3に記載しています。このほか、受託者の経理的基礎や技術的能力に係る</p>
--	---	--

	<p>また、公益法人や信託銀行等並みの組織でないものはおよそ「脆弱」であるとの誤解を招くことがないよう、小規模な公益信託で、個人が受託者となる場合を想定した考え方も示すべきである。</p> <p>第1節 第2 1 1(3)信託行為に基づき定められる規程等の作成手続等 (121頁)</p> <p>信託行為の定めに基づき作成される規程案とその作成手続を明らかにして認可を受けた場合には、認可後になされる規程の「変更」「廃止」「新設」は、いずれも軽微な変更として届出は必要であるが、変更認可申請は不要であり、かつ、その変更等した規程の認可基準適合性などの問題は、事後の監督の問題にしかならないとする趣旨のか、より明確にされたい。</p> <p>第1節 第2 1 5 受託者が二人以上ある場合にあっては、各受託者の職務に関する事項（相対的記載事項） (126頁)</p> <p>126頁5行目（一つ目の○の2行目）「…係る規律が」→「…係る規律を」？</p> <p>第1節 第2 1 8 信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容（相対的記載事項） (131頁)</p> <p>131頁4つ目の○のア・イの関係をより分かりやすく整理した記述とする必要はないか。ガイドライン案では、「いずれかの事項に該当する必要がある」としてア・イの2つの基準がまず掲げられ、132頁で「ア又はイで対応することが原則」とされて</p>	<p>記載、信託管理人の監督能力に係る記載など、ガイドライン全体を通じて、御指摘の点以外にも受託者や信託管理人等の属性等も考慮要素となる旨は明らかになっていると考えています。</p> <p>公益信託の管理事務等の実施方法に関しては、公益信託の管理事務等の実施方法については、公益信託事務の内容、受託者、信託管理人の能力等に応じて様々な形があり得ると考えられ、その全ての例を挙げることは困難です。具体例については、実際のニーズを踏まえ、必要に応じ、情報発信していくことを検討してまいります。</p> <p>信託行為に基づき定められる規程等の作成手続</p>
--	--	---

	<p>いるが、これは、イの受託者が負担した費用・原価を合理的に算出できる場合であっても、アの基準に依拠して取引が可能とする趣旨なのか（ア・イは選択的な関係なのか）。それともアは、イを満たさない場合に初めて適用される基準なのか（イが主位的、アが予備的な関係なのか）。というのも、アは、「通常の客観的な取引条件」と比較して「ミニマムベネフィット」（本文脈での意味合いは分かりにくい）の範囲内であればよいとの趣旨に理解されるため、上記限度ではあるが収益を織り込んだ価格での取引が可能と読めるが、他方で、イは、費用又は原価のみとし、要するに実費のみ（収益は織り込めない）とする趣旨に理解されるため、両者の関係が分かりにくいと思われるが、どうか。</p> <p>第2 2添付資料（1）公益信託に係る信託行為の内容を証する書面（公益信託法第7条第3項第1号） （139頁）</p> <p>信託契約書との記載が複数でてくるが、信託契約書というと締結していることを前提と誤解されてしまう可能性もあるが、申請時には、契約書の締結まで必要ないとのことであるので、信託契約書（締結前のものを含む）などとして以下同じというような表記をした方が丁寧ではないか。</p> <p>第2 2添付資料（6）その他公益信託規則で定める書類（同項第6号）ア （141頁）</p> <p>個人事業主の事業所の所在地をもって住所とする場合には、士業団体の証明書などが必要とされているので（p136）ので、そのことをリンクを張るないしは添付文書についての記載項目である当該箇所にも重ねて確認的に記載した方がわかりやすいの</p>	<p>等に関しては、ガイドラインにおいて、御指摘の通り記載しているものと理解しています。</p> <p>受託者が二人以上ある場合の各受託者の職務に関する事項に関しては、御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>利益相反に関する記載に関しては、基本的にはガイドラインに記載しているとおり、以下（ア又はイ）のいずれかに該当すればよいと考えています。</p> <p>公益信託に係る信託行為の内容を証する書面に関しては、御意見を踏まえ、申請の時点で信託契約の締結は必須としている旨を記載している部分を参照先として追記いたします。</p>
--	--	--

	ではないか。	その他公益信託規則で定める書類に関しては、個人事業主の事業所の所在地をもって住所とする場合の疎明資料については、公益信託規則第2条第3項第9号の「行政庁が必要と認める書類」として添付していただくため、御意見を踏まえ、「行政庁が必要と認める書類」の箇所に所要の事項を追記いたします。
第4章8	<p>公益信託認可等ガイドライン案第4章138、139頁には以下の記載があります(ただし、パブコメ提案挿入箇所1, 2, 3、4を除く)</p> <p>【公益信託制度における任意団体の扱いについて】</p> <p>(パブコメ提案挿入箇所1) 「任意団体」からの申請に対する基本的な考え方は以下のとおりとするが、個別の団体の特性等を踏まえて検討する。</p> <p>○ 「任意団体」からの申請は、当該団体が民法上の「権利能力なき社団」(以下「権なき社団」という。)に該当し、以下の「申請団体」の要件の全てを充足する場合には、団体としての申請を容認するが、「権なき社団」が「法人格」とそれに伴う「権利能力」を有していないことに鑑み、以下の取扱いとする。(「申請団体」の要件)</p>	パブコメの前に確認したい内容とされている記載に関しては、要件③のことと理解しましたが、公益信託の受託者の義務や責任の重要性等を踏まえると、法令に基づく法人格を持たない団体を、公益信託の法律上の受託者として取り扱うには、慎重な対応

	<p>丸1 当該公益信託の公益信託事務を処理することが、組織の目的や事業内容と合致していること。</p> <p>丸2 団体として銀行等の口座を開設していること。</p> <p>丸3 団体として各種法人法に準じた貸借対照表、損益計算書等(パブコメ提案插入箇所2)の計算書類を作成していること。 (パブコメ提案插入箇所3) (「申請団体」の要件を充足する場合の取扱い)</p> <p>丸1 受託者の「経理的基礎」や「技術的能力」の審査及び監督は、「団体」を対象に行う。</p> <p>丸2 受託者の名称は、「団体名（代表者〇〇）」のように括弧書きで代表者や管理者の氏名を明記する。</p> <p>丸3 受託者の住所は、団体の事務所の所在地とする。</p> <p>丸4 団体の本人確認資料は、団体の代表者の資料をもって代替する。</p> <p>丸5 任意団体の代表者の交代に伴う受託者の変更は、公益信託法第12条に定める公益信託の変更としては取り扱わないこと。</p> <p>丸6 定期提出書類については、「法人その他の団体」として取り扱う。</p> <p>丸7 信託財産たる金銭を管理するための受託者名義の専用口座については、団体名で開設する（第3章第1節第2の1(2)ア参照）。</p> <p>丸8 登記・登録制度がある財産については、「任意団体」名での登記・登録が行えず、分別管理義務の履行が困難なため、「任意団体」が受託者となる公益信託の信託財産とすることできないものとする。</p> <p>（前記の申請団体要件が未充足で団体の関与が認められる場合）</p>	<p>が必要であり、御指摘のように実績を要件の一つとしています。また、貸借対照表、損益計算書等については、公正妥当な会計の慣行として、発生主義の下で策定された計算書類を想定しています。</p> <p>未充足団体の登記の取扱いについては、御理解のとおりです。</p> <p>提案1. について 既存法人が任意団体を作成することを否定しませんが、そのような事例が多いと想定していないため、原案のままとします。</p> <p>提案2. について 上記の通りであり、原案のままとします。</p> <p>提案3. について ガイドラインの記載で、取扱いに誤解を生じさせ</p>
--	--	---

	<p>○ 団体に属する権利能力を有する者（例えば、団体の「代表者」や「管理者」）を、法律上、公益信託法第7条第1項の「公益信託の受託者となろうとする者」として取り扱う。権なき社団に該当する場合は、受託者の表示として、括弧書きで団体名や役職名を表示できることとする。</p> <p>○ 「任意団体」の実態に応じて、受託者の「経理的基礎」や「技術的能力」に係る審査や監督においては、「任意団体」の能力等を加味することができる。例えば、組織の規程等が定められ、かつ、信託行為に明確に規定されている場合には、団体の機関を「合議制機関」として取り扱うことができる。</p> <p>○ 受託者の住所について、申請書上は、代表者の住民票上の住所を必要とするが、団体の事務所をもって情報開示を行う際の住所として表示することができる。</p> <p>○ 任意団体の代表者の交代に伴う、受託者の変更は公益信託法第12条に定める公益信託の変更として取り扱う。</p> <p>○ 団体の「代表者」が、公益信託法上の受託者となるが、信託管理人の選定や特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者の取扱いについては、団体の実態に応じて団体を受託者とみなして審査及び監督を行う場合もあり得るものとする。</p> <p>(パブコメ提案挿入箇所 3)</p> <p>パブコメの前に確認したき内容</p> <p>1. 特性の丸3に、各種法人法に準じた貸借対照表、損益計算書等の計算書類を作成していることとありますが、これだと既存の任意団体に限られてしまうと考えます。例えば、信託銀行と公益法人が任意団体を組織して受託者となりうるようなときに、丸3は法令以上の規制になると考えます。また、既存団体の場合には、任意団体ではより普及しており、かつ学校法人会計、昭和60年公益法人会計基準、自治体公会計及</p>	<p>る恐れがあるとは言えず、具体的なニーズを把握していないことから、原案のままとします。その上で、具体的なニーズを踏まえつつ、必要に応じ、情報発信について検討してまいります。</p> <p>提案4. について</p> <p>法律上の受託者が誰であるかは、非常に重要であると考えています。そのうえで、事前相談については第1章第3節第2の3記載しています。</p>
--	---	--

	<p>びマンション管理組合で認められている資金収支計算書は損益計算書等の等に含まれると考えてよろしいのでしょうか？</p> <p>2. 未充足団体の登記の取扱い</p> <p>団体の「代表者」が公益信託法上の受託者となるため、充足団体における登記の制約がないために、充足団体では不可能とする「登記・登録制度がある財産」についても信託財産とすることができますという意味でしょうか？ そうであれば、充足団体も、任意団体として受託者になるのか、代表者が受託者になるのか選択できるような記載がふさわしいと考えます。</p> <p>3. 公益信託の受託者となるには、公益法人制度の知識、会計上の知識、信託の知識など膨大な知識が必要とされます。これまでの我々の感触から既存法人が進んで受託者となる可能性は極めて低く、せっかく努力して作られた制度が生かされない可能性もあります。これらの関係者が任意団体を設立して受託者となることについては、例外的なものとか、任意団体は怪しいとかいう印象を行政庁や委員に与えないような記載が大切だと考えます。</p> <p>【提案】そこで以上のこと踏まえて、以下の文章の挿入をそれぞれの該当箇所にお願いします。</p> <p>1. 上記の(パブコメ提案挿入箇所 1)に、行政庁によっては任意団体を偏見視することも予想されるために、立法趣旨との関係で以下の一文を追加する。</p> <p>「新公益信託法は公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものであるが、適正運営のためには、既存法人の有する知識を超えた幅広い知識が必要である。このような知識をカバーするために既存法人が任意団体を作るなどして、受託者になることも十分に予想されるところから、(「任意団体」からの申請に対する基本</p>	
--	---	--

	<p>的な考え方は以下のとおりとするが、個別の団体の特性等を踏まえて検討する。)」を挿入する。</p> <p>2. 上記の(パブコメ提案挿入箇所2)に脚注として以下の文章の挿入をお願いします。</p> <p>「損益計算書等の中には、任意団体では、一般に公正妥当な会計の基準として普及している学校法人会計、昭和60年公益法人会計基準、自治体公会計及びマンション管理組合で認められている各種の資金収支計算書等を含む。また、新規の任意団体における要件妥当性は損益計算書等を作成していないことから、構成員の能力によって満たしているものとして受託予定者としての申請を受け付けるものとする。</p> <p>3. (パブコメ提案挿入箇所3)に以下の文章の挿入をお願いします。</p> <p>「要件充足性の有無によって以下の二つの取扱いに差がでることに留意が必要である。</p> <p>登記・登録制度がある信託財産については、「任意団体」名での登記・登録が行えず、分別管理義務の履行が困難なため、要件充足の「任意団体」が受託者となる公益信託の信託財産とすることできない。一方、要件未充足の「任意団体」の場合には、代表者等の自然人の性質を維持したまま受託者となるために登記・登録制度がある信託財産についても登記可能である。</p> <p>なお、要件充足の任意団体が、登記・登録制度がある信託財産を受け入れるために、要件未充足の方式を選び「任意団体」としてではなく代表者が受託者となることも可能とする。</p> <p>4. (パブコメ提案挿入箇所4)に以下の文章の挿入をお願いします。</p> <p>「要件妥当性については、登記上の名称や受託者の交代時のルールという内容的には重要ではないことに関する、申請前の振り分けにすぎないのであり、受託予定者から</p>
--	--

	申請前に相談があれば、行政庁は事後のチェック重視の原則から速やかに妥当するかどうかを回答しなければならない。」	
第4章9	<p>【合議制の機関】</p> <p>公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合については、信託行為に「当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」を記載することとされていますが、現在いただいている信託概況報告の様式案等では、当該機関の委員の人数、構成、報酬等について確認できないように見受けられます（素案207ページに示される信託概況報告記載事項においては合議制の機関の活動状況として開催回数や内容等の記載はありますが、委員の状況については記載がありません。）。</p> <p>本県知事所管の既存の公益信託においては、合議制の機関（運営委員会）は5件中5件設置されており、これが移行認可にあたっては、そのまま運営のために不可欠な合議制の機関となることが見込まれます。運営委員の変更は年に1回程度行われている状況ですが、素案130ページにあるように、受託者や信託管理人の親族等が当該機関の委員の人数に占める割合を3分の1以下とすること等が求められるのであれば、それを行政庁において確認する必要があるのではないかと考えます。また、信託行為において報酬の有無や額等の記載を必要とするのであれば、信託行為が適切に実施されているか、報酬についても行政庁において確認が必要ではないかと考えますので、ガイドライン及び定期提出書類等において、記載の御検討をお願いします。</p>	御指摘を踏まえ「委員の状況」を追記します。なお、公益信託の監督については、第6章に記載していますが、行政庁は定期提出書類等の確認は求められるものの、法令や信託行為の遵守状況を、毎年度、すべて確認する必要はなく、立入検査を含め、具体的な懸念等がある場合に確認すれば足りる事項も多いと考えています。御指摘の内容も含め、定期提出書類の記載内容については、制度の運用状況を踏まえ、情報開示の必要性、監督上の必要性、受託者等の事務負担等を勘案して、検討してまいります。
第4章10	(該当箇所)【第4章第1節第1】信託行為の様式について	信託行為の様式に関し

	<p>P98</p> <p>(意見)</p> <p>四角枠内第4パラグラフに、「(例：安全資産で運用、投資信託で運用、ハイリターンを目指して運用方法は一任)とあるが、投資信託は組入資産によりリスク・リターンが異なるため、ローリスクからハイリスクまである旨を丁寧に補足いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>投資信託は、組入資産（原資産）によりリスク・リターンが異なる。ローリスク（信用格付けの高い債券での運用）～ハイリスク（価格変動リスクの高い株式等、為替リスクの高い資産での運用）まで種々である。</p> <p>(該当箇所)【第4章第1節第2】</p> <p>p 113(4) 信託財産の運用</p> <p>最初の〇の なお書き 特定資産公益信託</p> <p>(意見)</p> <p>「なお、特定資産公益信託については、信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られており（公益信託規則第3条第1項第2号）」とされており、本ガイドラインにいう「安定運用」と同義かどうかを確認したい。</p> <p>(理由)</p> <p>公益信託規則第3条第1項第2号は、特定資産公益信託に関するものであり、いわゆる「安定運用」の運用対象と同義ではないことを確認したい。</p> <p>(該当箇所)【第4章第1節第2】</p> <p>P114 (4) 信託財産の運用 イ「運用に関する基本方針」の例示</p>	<p>ては、例示として記載したものであり、原案のままとします。更なる例示等については、今後、具体的なニーズを踏まえ、必要に応じ、情報発信等を検討指定参ります。</p> <p>信託財産の運用に関しては、ガイドラインでは「安定運用」と言う言葉は使用していませんが、「安定資産」は、第3章第1節第2(2)イ（資産の運用・管理体制等）に注記した通り、「預貯金中心の資産」と理解しており、何が安定資産であるかは社会通念に照らして判断されるのに対し、特定資産公益信託の要件は公益信託規則第3条第1項第2号に限定列举されており、両者は異なり得ます。</p>
--	---	---

	<p>(意見)</p> <p>「運用に関する基本方針」として例示がなされているが、例示の記載ぶりの見直しをお願いしたい。</p> <p>特に、「リスク性資産の範囲」「リスク性資産の期待リターン」「リスク性資産の組入れ比率」とリスク性資産ばかりが例示されているが、これを、法人としての「運用対象」「アセットアロケーション」「期待値回り」等の方針・考え方を示すような記載ぶりにしていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「ポートフォリオ方針」で</p> <p>預貯金、公社債等の安定資産のみ or 株式、投資信託、投資口等のリスク性資産を組入と例が記載されているが、これは「運用対象」であり、「ポートフォリオ基本方針」でない。また「リスク性資産の範囲」</p> <p>の例があるが、投資信託に限定 or 株式等を容認とありこれも同様である。さらに、「リスク性資産の期待リターン」</p> <p>として10年国債+○【1.0】%、「リスク性資産の組入れ比率」として</p> <p>信託財産の○○【50】%未満とあるが、例として示すのであれば、法人の資金運用全体における「期待リターン」と「リスク許容度」、「基本アセットアロケーション」の例の記載が良いと思われる。</p> <p>(該当箇所) 【第4章第1節第2】 10 受託者の職務に関する事項 p119 四角枠内【受託者の忠実義務】の第2パラグラフ 「忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31条)及び競合行為の原則禁止(32条)とし</p>	<p>運用に関する基本方針の例示に関しては、金融の専門用語を使用せずに、記載した結果であり、原案のままとします。分かりやすい例示等については、今後、具体的なニーズを踏まえつつ、必要に応じ検討し、情報発信を行ってまいります。</p> <p>受託者の忠実義務に関しては、御指摘の趣旨を踏まえ、「原則禁止」を「制限」に改めています。</p> <p>親族等の規制に関しては、御指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、受託者の機関によって公益信託のガバナンスが確保されると判断できる場合には、ガバナンス確保の観点から「公益信託の適正な運営のために不可欠</p>
--	--	---

	<p>て規定されている。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる（31条・32条）ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される（30条3項）。」</p> <p>（意見）</p> <p>この内、「これらに違反する行為は、」の後に「信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定め（31条2項1号）及び当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることを許容する旨の定め（32条2項1号）が無い場合は、」と条件付きであることを追加した方が宜しいと考える。</p> <p>（理由）</p> <p>「これらに違反する行為」であっても、信託行為に定めがある場合は許容されるものであることを、明示しておいた方が紛れ無いと思われるため。</p> <p>（該当箇所） 【第4章第1節第2】の17 P130 上から1～7行目 親族等の規制</p> <p>（意見）</p> <p>ガバナンス確保の観点から合議制機関を置く場合、親族等の数が合議制機関の委員のうちに占める割合を示し、これについて「必要がある」としている根拠はどこにあるか。</p> <p>公益信託を引き受ける法人がすでに固有業務においてすでに合議制の機関を持っている場合にも、これを利用できる手立てがあるべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>本項目は、相対的記載事項の項であり、法文にはこの点は触れられていない。「当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み」の「整備」（公益信託</p>	<p>なもの」として合議制機関を置く必要性はないものと考えます。なお、公益信託の適正な運営を確保する上で、当該公益信託が、特定の親族等のために運営されることがないことを確保する必要があると考えています。</p> <p>善管注意義務と忠実義務に関しては、信託法における受託者の義務の基礎部分を構成しているものと理解しています。</p> <p>第4章第1節第2の18法令に反した「利益相反行為」等に関しては、信託法上の受託者の義務違反を構成する可能性がある旨を追記します。</p> <p>（以下、第4章第1節第2の18に対する○8個分の箇条書きの意見に対する</p>
--	--	---

	<p>規則4条2項1号)の観点から要求しているのであれば(P63の上から10行目を参照)、その旨を明記すべきではないか。</p> <p>(該当箇所)【第4章第1節第2】の18 p130 (意見) ガイドラインは全体として、受託者としての善管注意義務(信託法29条)と忠実義務(信託法30条)があり、これが公益信託では信託行為(私的自治)により軽減することができないこと(これらを受けて信託法31条以下がある。)、それを制度的に担保するため、事前の規制として公益信託法の各定めとそれに基づく政令と府令を活用しようとしているように思われる。そうしたときは、善管注意義務と忠実義務の機能と他の公益信託法の定めの機能のうち、後者に偏らないようにすべきである。しあなけば、活動が萎縮し本来の目的を達成することができない制度となる。ところが、ガイドラインはこの観点からみると、後者に偏りがちであるように見える。</p> <p>(該当箇所)【第4章第1節第2】の18 p131 (意見) ・1行目末尾「また・・」～2行目で「特別の利益」の論点に移っているが、上述のとおり、そのまえに、善管注意義務(信託法29条)と忠実義務(信託法30条)違反による損害賠償義務の発生もあることを記載すべきではないか。 (理由) 特別の利益の規律は公益性の観点からの規律であり、損害が発生してない場合もある。</p>	<p>る回答)</p> <p>1 ポツ目の御意見に関しては、御指摘のとおり修正しました。</p> <p>2 ポツ目の御意見に関しては、「読替信託法第31条第2項第4号の定めに該当するときには」と記載しており、競合行為についての記載でないことは明白であることから、原案を維持します。</p> <p>3 ポツ目の御意見に関しては、「合理的理由」として、特段の誤解は生じないと考えており、原案を維持します。</p> <p>4 ポツ目の御意見に関しては、競合行為に係る記載について、今後、具体的なニーズを踏まえ、必要に応じ、検討してまいります。</p> <p>5 ポツ目の御意見に関</p>
--	--	---

	<p>一方、利益相反行為又は競合行為は、忠実義務違反の行為であり信託法上の手続を遵守しても損害が発生している場合がある。前者が後者を包含する関係にあるとするのであれば。その旨も明記されたい。</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1番上の○の2行目の「当該取引の内容」「取引の内容」は法文（「当該行為の内容」と異なる。誤りではないか。 ・ 2番目の○の3行目の「この場合にも」は誤りではないか。競合行為が含まれる表現になっている。 ・ 2番目の○の5行目の「合理的理由」は「合理的説明」ではないか。 ・ 競合行為についての記載が少ない。ガイドラインとしてはもう少し記載があるほうがよいのではないか。 ・ 4番目の○に関し、利益相反行為又は競合行為として損害賠償請求の対象となる場合とどこがどのように異なるのか注が必要のように思われる。 ・ 4番目の○は取引条件について述べるが、イの根拠はどこにあるか。 ・ 4番目の○のアとイはどのような関係になるのか。アは適正な利潤を含むように思われるが、イではそうではないように見える。矛盾していないか。 ・ 4番目の○のアについて、例えば次の場合どのように考えるのか。通常の客観的な取引の条件が単価 6000 円で 10% の利潤であるとき、受託者の営業努力等に依り単価を 5000 円とし一方利潤を 15% としたときはどうか。 	<p>しては、利益相反行為又は競合行為として損害賠償請求と「特別の利益」について、前者は、民事上の責任であるのに対し、後者は行政庁が、公益信託法に基づき行う審査や監督の基準です。</p> <p>6 ポツ目の御意見に関しては、通常の客観的な取引条件が設定されていない取引を想定していますが、「特別の利益」の提供が禁止されていることを踏まえ、合理的に算出した費用・原価としています。</p> <p>7 ポツ目の御意見に関しては、「取引条件」については「いずれかに該当する場合」との記載の通りであり、矛盾するものではありません。</p> <p>8 ポツの御意見に関し</p>
--	---	--

		ては、「客観的な取引の条件」については、個別の事情に即して判断される必要があり、仮定の質問にお答えすることは差し控えます。
第4章 11	<p>第4章第1節第2 103頁 「信託行為の内容を証する書面は、行政庁による公表の対象」と記載されているが、信託行為を開示する際に契約書や遺言の写しを使用する場合、印影は開示対象とすべきではない。</p> <p>第4章第1節第3 147頁 第4章第1節第9 157頁 第5章第2節第2 224頁 142頁の「イ 信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類（同項第2号）」において、「・・・承諾したことを証する書面は、信託管理人となるべき者の署名等した書面のほか、当該者（本人）からの電子メールなどが想定される。」と記載されている。 147頁の「新受託者又は新信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類」 157頁の「最終計算書に係る信託管理人及び帰属権利者の承認があったことを証する書類」 224頁の「信託管理人の承認を受けたことを証する書面」</p>	<p>信託行為の内容を証する書面に押印されている印影に関しては、非開示として差し支えありません。なお、その場合は、申請者において黒塗りした書類と黒塗りしていない書類を提出する必要があります。</p> <p>信託管理人等の承認を証する書面に関しても、同様の記載とします。</p>

	<p>のいずれについても、142 頁と同様に「なお、承認したことを証する書面は、信託管理人となるべき者の署名等した書面のほか、当該者（本人）からの電子メールなどが想定される。」を記載していただきたい。</p> <p>また、仮に電子メールそのものが認められないとしても、信託管理人となるべき者の署名等した書面を PDF ファイル化したものが認められるか確認したい。</p>	
第 4 章 12	<p>3. 公益信託認可等申請等（第 4 章）</p> <p>1) 遺言執行者の指定のない場合（P. 94）</p> <p>遺言執行者が指定されていない、又は引き受けない遺言書における信託約款の補完・修正は、受託者がすることができる旨、並びに受託者の指定のない又は引き受けない場合における利害関係人の申請による裁判所の選任による受託者の信託約款の補正・修正が可能であることを念のため説明してはどうか。</p> <p>2) 信託行為の様式（P. 98）</p> <p>「公益信託の普及に向けては、信託契約の様式について、委託者や受託者が容易に内容を理解し、作成できるような工夫が行われることが望まれる」と述べられているが、その趣旨に沿った民間組織による立案が期待される。その際行政側との意見の相違等を埋めるための協力をお願いしたい。なお、信託約款だけでなく、必要となる内部規程等についても同様。</p> <p>3) 信託財産の運用（P113～116）</p> <p>信託財産の運用について 3 ページ半にわたり細かく注意事項を記載しているが、ここまで書く必要があるのか。公益信託においては信託財産の運用は、信託行為や内部規程に沿って自己責任原則によりなされるものである。公益法人のガイドラインは殆ど書いていない。</p> <p>公益法人はガバナンス構造が法令上整っているのに反し、公益信託はそれが軽装備に</p>	<p>遺言執行者が指定されていない場合等の対応は、民法の原則に従うものと理解しています。民法の原則に照らして正当な権限がない受託者が、遺言の補完できるような誤解が生じることは適当ではないと考えられることから、ガイドラインは原案の通りとします。今後、具体的なニーズを踏まえ、必要に応じ、記載を検討します。</p> <p>受託者の指定がない場合の取扱いに関しては、注釈に追記します。</p> <p>公益信託制度の普及促進に係る活動に関しては、</p>

	<p>なっているため、念のため指導するということかもしれないが、父権主義のお節介と思う。</p>	<p>幅広い関係者と対話を行いつつ。継続的に対応させて頂きます。</p> <p>公益信託に関しては、これまでの利用状況等を踏まえ、資産運用の在り方について関心が高いと考えられたことから、詳細に記載したものであり、特定の方向性に誘導することを目的とするものではありません。</p>
第4章 13	<p>●受託者等に関する論点 (P126~8・P130~2・P141・P191)</p> <p>受託者が複数いる場合において、P126 等で記載がある。大きな問題があるわけではないが、単独受託者でないケースにおいては、信託法に基づく職務分掌があるケースや信託行為により共同受託とするケース、単に複数の受託者が存在するケースなど、かなり様々な形態と各受託者の属性（個人/法人、営利/非営利、受託者の合議機関有無など）の掛け合わせにより相当な場合分けのケースが想定される。現段階ではこれ以上の記載を求めるものではないが、新制度の普及に応じて、上記の典型的ケースにおけるポイントを記載するなど、複数受託者ケースにおけるモデル例示があっても良いと考える。</p> <p>また、P126~8 に記載のある受託者による公益信託事務の委託に関する者に関して</p>	<p>受託者が複数いる場合のモデル、公益信託事務の委託等に関しては、今後、具体的なニーズを踏まえ、必要に応じ、情報発信等を行ってまいります。</p> <p>利益相反行為に係る指摘に関しては、御指摘を踏まえ、修正しました。</p> <p>経理規程に関しては、法律上の作成義務はありま</p>

	<p>は、「軽微な委託」の例示が事業型公益信託の実務とやや乖離がある印象であり、特に「(3) 補助的な機能を有するもの」に関しては、公益信託ホームページやパンフレット等の作成委託／寄付者・関係者へのダイレクトメール送付委託／IT機器等の運用・保守業務委託などの事例を例示すべきではないか。</p> <p>P130～2に記載のある利益相反行為関連については、例示されている「こども食堂への食材寄付」事例において、金銭か現物かを問わず一義的には寄付者による使途指定があるかを優先すべきであり、寄付者が固有財産（事業）を指定した場合に固有財産のみに充当するのは当然であり問題無い旨を明記すべきである。もちろん寄付者が公益信託財産（事務）を指定した場合にはそれが優先されるのは言うまでもない。この記載部分の意図としては上記のような使途指定が無い場合の取り扱いにおいて、利益相反が生じうるという趣旨だと理解するが、こうしたケースにおいても費用按分や従事按分等の適切な比率で充当すれば問題無い旨を明記した方が良いのではないか。</p> <p>P141に記載のある経理規程については義務では無いはずであり、作成している場合には添付する旨の記載へ改めるべきである。</p> <p>P191に記載のある信託事務年度開始前に作成すべき書類については、事業計画書・収支予算書に関する信託管理人の承認については施行規則で定められた以上は承服するものの、先述の信託概況報告や決算書類と同様に、原則として受託者の事業計画・予算と同等の権能配分に基づく機関決定を経ることまでは求められていない点を明記されたい。</p>	<p>せんが、一般的には、経理に係る基本的なルールなしに、分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されているとは言い難いと考えています。このため、不適正な経理処理や財産管理を防止するための最低限のルールや組織的対応策等が整備されているかを確認するため、公益信託規則第2条第2項第4号に規定する「公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類」として、添付を求めるものです。</p> <p>信託事務年度開始前に作成する書類のうち、「ウ」に関しては、信託管理人の承認等を得ることが望ましいことに留まることを</p>
--	--	--

		明らかにするよう、修正しました。
第5章 1	<p>第5章 公益信託の財務規律・情報開示等に関する意見 - 財務の健全性と国民への説明責任の確保に向けて</p> <p>1. 財務規律の位置づけと課題</p> <p>公益信託制度における財務規律は、信託財産の適正な管理、公益事務への資源配分、収支の均衡、費用の妥当性などを通じて、制度の健全性を担保するものである。しかし、現行の制度運用には以下のような課題がある：</p> <p>財務様式が複雑かつ専門的であり、実務者が正確に記載・理解することが困難。</p> <p>「公益事務割合」「収支均衡」「使途不特定財産の保有制限」などの数値評価が形式的に運用されており、実質的な公益性が軽視される。</p> <p>財務規律の違反に対する監督措置が不透明であり、改善の方向性が見えづらい。</p> <p>高額支出や資産取得に対する説明責任が制度上明示されていない。</p> <p>2. 制度の抜け穴：形式主義と情報開示の限界</p> <p>2-1. 財務様式の専門性と実務者負担</p> <p>様式3・(4)～(6)において、公益充実資金・控除対象財産・予備財産などの概念が複雑であり、実務者が正確に記載することが困難。</p> <p>特に、軽量な公益信託においては、過剰な記載負担が制度利用の障壁となっている。記載ミスや解釈の違いによって、制度不適合とされるリスクがある一方で、形式的に整っていれば実質的な妥当性が問われないケースもある。</p> <p>2-2. 情報開示の形式化と国民への説明責任の不在</p>	<p>提案1について</p> <p>軽量な公益信託であっても財務規律に適合しないことは認められませんが、今後、具体的なニーズを踏まえつつ、軽量な公益信託等について、容易に定期提出書類等を作成できるよう、引き続き、検討を行ってまいります。また、今後、軽量に限らず財務様式の記載例(手引き)やFAQを作成し、公表してまいります。</p> <p>提案2及び提案3について</p> <p>財産目録には資産の使用目的や価額等の記載を必要とするなど、高額か否かに関わらず信託財産の使途や内容、公益事務の実</p>

	<p>財務情報の開示は「計算書類」「信託概況報告」などを通じて行われているが、専門的すぎて一般市民が理解しづらい。</p> <p>公益信託の活動内容や資金使途が「誰のために、何に使われたか」を説明する仕組みが不十分。</p> <p>高額支出や資産取得について、写真・成果報告・現地評価などの情報が開示されていない場合、国民的な納得感が得られない。</p> <p>3. 財務規律と公益性の実質的評価</p> <p>財務規律は、制度の形式的整合性だけでなく、「実質的な公益性」を担保するものであるべきである。以下の点が不可欠である：</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出の妥当性が「公益目的との関連性」によって説明されていること 資産の取得・保有が「公益事務の継続性」に資するものであること 財務情報が「国民にとって意味のある形」で開示されていること 財務規律の違反に対して、改善の方向性が示されていること <p>4. 透明性と説明責任の再構築に向けた提案</p> <p>提案1：軽量な公益信託に対する財務様式の簡素化</p> <p>信託財産が一定規模以下の公益信託については、簡易様式・簡易記載方式を正式に認める。</p> <p>記載例・計算シート・FAQを整備し、実務者が安心して記載できるようにする。</p> <p>提案2：高額支出・資産取得に対する説明責任の明示</p> <p>高額支出や資産取得について、「公益目的との関連性」「成果の見込み」「使用状況」な</p>	<p>施状況等については、計算書類、信託概況報告等に記載することとしています。また、公益事務の実績について測定・評価する取組を行った場合には、当該取り組みについて信託概況報告に記載することが適當である旨もガイドラインにおいて明らかにしており、好事例を取りまとめるなどの取組みを行って行くことを検討しています。</p> <p>提案4について</p> <p>財務規律適合性に係る判断の基準や公益信託に対する監督の在り方については、本ガイドラインに記載しています。さらに、FAQ、事例集の公表等により、公益信託に係る審査・監督等の透明性の確保に取り組んでまいります。</p>
--	--	---

	<p>どを記載する欄を設ける。</p> <p>写真・図面・見積書・成果報告などの添付を求め、国民的な納得感を得られるようする。</p> <p>提案 3：情報開示の質の向上と市民への可読性の確保</p> <p>財務情報の開示において、「誰のために、何に使われたか」を説明する要約欄を設ける。簡易になった分、一般市民が理解しやすい形で、活動内容・成果・資金使途を開示する仕組みを整備する。</p> <p>提案 4：財務規律違反に対する改善支援と予見可能性の確保</p> <p>財務規律の違反に対して、改善計画の提出・支援制度の活用など、建設的な対応を制度化する。</p> <p>行政庁による判断基準を公開し、実務者が予見可能な形で制度を活用できるようにする。</p> <p>5. 結語：財務の健全性は、制度の信頼性と公益性の土台である</p> <p>公益信託制度の信頼性は、財務の健全性と情報開示の質によって支えられる。形式的な整合性だけでなく、「誰のために、何に使われたか」を説明できる制度設計こそが、公益性の実質を担保する。制度の抜け穴を塞ぎ、国民への説明責任を果たすことで、公益信託制度は真に信頼される仕組みとなる。</p>	
第 5 章 2	5 章 2 節情報開示第 1 P201 【(ウ) 関連当事者との取引として記載が必要な事項】において、206 頁「取引の発生総額が資産の 100 万円（…）を超える場合には開示をするものとする」との記述があるが、合同命令 33 条の「(2) 信託概況報告」(207 頁)	「資産の 100 万円…」という規定は、公益法人会計基準における関連当事者

	<p>では、2つ目マル「実施に関する重要な事項を記載する」と説明されている。201頁注171には、「概況報告には、利益相反取引等の記載」を求めている。関連当事者のうち特に受託者との取引は金額の多寡に係らず開示（報酬を除き）させ、資源提供者に対してその説明を求めるべきと考える。「公益事務の実施に関する重要な事項」として、重要性は金額だけで判断するものではなく、利益相反行為は信託の根幹であるので、受託者自らが再認識するためにも受託者との取引等は、信託行為の定め等の有無にかかわらず、重要な事項と考える。たとえ少額であっても受託者の利益相反行為であることから、信託法31、32条の定めの趣旨からその内容は社会に開示すべきものと考える。</p> <p>5章2節情報開示第1（4）公益信託の計算書類（貸借対照表の注記）P214の記述について</p> <p>合同命令27条には具体的な注記すべき事項を規定していない。が、【(15)指定寄附資金のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み】215頁など、公益法人会計基準により注記事項を求めている。211頁には「計算書類作成のための基本となる事項（合同命令第26条及び第27条）であって、次のア～オ？に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しなければならない。」と記述するが、同27条には具体的な注記すべき事項を規定せず、必要事項を本ガイドラインが示している。公益事務のみの公益信託にこのような開示は不要であり、重要性の乏しいものであり、かつBS, PLで明らかであると解される。公益法人と同等の整合性を求めるにも、ガイドラインで定めることに問題があると考える。</p> <p>5章2節3(4)【マル2損益計算書の記載の詳細】P216「(ウ)事業費/管理費の区分</p>	<p>取引の開示額を参考に定めた基準であり、信託概況報告にその内容等が示されることに加え、重要性の原則や受託者の負担も勘案して、原案を維持しますなお、関連当事者に該当するか否かの確認については、受給予定者からの申告にて行う方法で差し支えないものと考えます。</p> <p>合同命令第27条は、「公益信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するため必要な事項」を記する義務は定めてあります。ガイドラインにおいては、現時点においてその具体的な内容を記載しているものであり、特段問題があるとは考えておりません。</p>
--	---	--

	<p>関係」に記載の内容について、</p> <p>4章1節第2 11(P117、1つ目〇「費用を厳正に積算する必要」、「特別の利益を与える可能性」、「費用負担の在り方等」、「費用負担の考え方を明確に定める」、また P120 「計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費、信託報酬、信託管理人の報酬等」が示されている。しかし、寄附募集費等々はいずれに該当するのか等について適正な処理のために明示する必要があると思料する。</p> <p>「事業費は、公益事務の実施に係る事業費」、「助成費、助成先の選定のための合議制機関の開催経費、助成金の振込手数料、公益信託事務の実施のための人事費等」と例示し、「管理費は、公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費」とし、「計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費、信託報酬、信託管理人の報酬等」が示されているが、HP 製作管理費・公益事務・啓発等の寄付募集事務、活動等等の状況報告等の情報開示の掲載もあるが、共有経費でよいか、選定だけでなく公益事務の適正な運営・促進、さらに決算等の同意等のために助言等を求める合議体開催経費（委員謝金、出席する信託管理人報酬等も含む）、また委託費には、公益事務及び伴う管理もあり事業費でよいか、公益事務のための寄附募集費用も事業費と考えてよいか。適切な処理のために詳細に具体例・考え方を示してほしい。</p> <p>また、費用配賦の適正な処理のために、固有事業と一体の場合（4章1節第2 11 事務処理の方法の120頁の、(1)から(3)「明確に定める」1つ目マル「規程に詳細」、及び117頁から、信託行為のほか規程により明確に定めるための、具体的な基準等を示してほしい。さらに合理的に配賦する必要があり、信託管理人はどのエビデンスをもって配賦基準と算定した合理的配賦割合を確認すればよいのか。課税の潜脱にならないよう、慎重な実務が求められるが、行政庁はどのような配賦基準、監督スタンスを考えているのか、示してほしい。 計算書類上、事業費と管理費の内容は見えてこない。</p>	<p>寄附の募集方法に関しては、公益事務の一環として実施される場合や、公益事務と離れて実施される場合など、様々な形があり得るため、事業費と管理費の何れに計上するかについては、当該事務の具体的な内容等に応じて判断する必要があり、一律にお示しすることは困難です。委託費や合議制機関の開催費用等についても同様。今後、具体的なニーズを踏まえ、必要に応じ、情報発信等を検討指定参ります。</p> <p>費用配賦の基準は、公益信託事務の内容等を踏まえて、各公益信託のガバナンスの下で適切と判断されるものを選択することが想定されます。配賦基準の例として、例えば、公益</p>
--	--	--

	<p>内容を示す適當な勘定科目に区分する例が示されていない（合同命令 31 条 3 項。237 頁に記載された中科目の費用科目の表示では、何でも共通費用になるように理解される）。信託管理人、行政庁により判断が異なるならば、さらに課税にも影響するなら、寄附者等にとって適切な比較ができず、寄附に迷いが生じる。合理的な基準を整理する必要がある。</p> <p>4 章 P120 最後の段落「一体的に実施されるような場合」、「業務執行の決定に準じた手続き」は、「準じた」とは何を指すのか。また、利益相反の承認手続きを得ている場合であり、信託管理人、合議制機関の事前同意が前提にあると考える。</p> <p>5 章 2 節第 1 6 公表 (P225) 行政庁の HP・プラットフォームへの掲載・公表について</p> <p>定期に提出する財産目録等の書類を行政担当官が確認し、完了の旨を明らかにして後、いつごろ、どのような状況のときに公表されるのかを明らかにしてほしい。6 章 2 節で受託者がサイトにて開示する内容との齟齬が生じないよう、チェックすることが大切と考える。</p> <p>また、各行政庁により、公益信託ごとによって、その時期が大幅に異なることは、公表を待つステークホルダーの疑念を抱かせることは避けたい。</p> <p>5 章目次について</p> <p>「財務規律・情報開示等」と記載されているが、「…情報開示・会計」とすべきである。会計処理について（5 章 2 節第 1 の 3(3) (4) (5) (6) P207～222 の合同命令の内容（費用・報酬の科目、共有費用配賦ほかも）、3 章(1 節第 2 1 の (1) 信託財産及び固有財産 (2) 適正な分別管理及び経理の仕組み P49～55.）が、いくつかに分かれて掲載され</p>	<p>法人会計基準(令和 6 年 12 月公益認定等委員会)42 項に例示しています。その上で、今後の事例の蓄積を踏まえて、事業費/管理費の区分や配賦基準等について事例をお示しすることを検討してまいります。</p> <p>「業務執行の決定に準じた手続き（を要することが基本である）」とは、受託者の固有業務の執行において受託者内で執られている意思決定プロセスについて、公益信託事務が受託者の固有業務と一体的に実施されているならば、固有業務と同等の意思決定プロセスを踏むことが相当であるということです。</p> <p>【システム班回答作成中】</p> <p>○○</p>
--	---	---

	<p>ている。馴染みのない信託会計については、独立した節又は款を設けて、会計処理についてまとめて独立した節にて体系だった説明があれば、理解しやすく、深めると考えられるので、整理してほしい。</p> <p>会計基準指針に代わって合同命令に従ってガイドラインにて示されている。まず、会計の流れを知ってもらうことが大切ではないか(そこに根拠法令が示される情報公開、財務規律を認知・理解出来るものと考える)。</p> <p>なお、サンプルとして 229 頁以下に計算書類が示されているが、公益法人と同様の勘定科目「受取寄付金」、事業費・管理費区分では「役員報酬」などであり、公益信託に係る信託財産等についてのものであるかは、公益信託の「名称」等の記載もなく、ステークホルダーは、固有事業と公益信託の計算書類の相違(一体的活動ではなおさら)を理解できるよう、違いが分かるよう明確化について明示すべきと思料する。</p> <p>なお、P242 の特定資産公益信託では、「信託財産運用収入」などの表現がなされている。</p> <p>以上</p>	<p>第 5 章の目次に関しては、御指摘を踏まえて「財務規律・情報開示・会計」としました。</p> <p>公益信託の会計に関しては、財務規律や情報開示と会計とは表裏一体の関係であるため、現時点では、これらは一体的に一つの章で扱うことが相当であると考えており、現状の項目立てを維持します。</p> <p>会計の流れ等に係る資料を含め、公益信託の会計について分かりやすく示す資料等の作成・公表については、引き続き、検討してまいります。</p> <p>計算書類と公益信託の名称に関しては、サンプルに公益信託の名称記載欄はありませんが、受託者が</p>
--	---	--

		公益信託の計算書類を作成するに当たっては、公益信託の名称等を記載することは当然の前提であると考えています。
第5章3	<p>第1節 第11 規律の趣旨及び概要 (160頁)</p> <p>3つめの〇の3行目「公益事務を行うことのみを行うことを目的とする」→「公益事務を行うことのみを目的とする」</p> <p>第1節 第12(3) ア 公益信託の併合及び分割の場合の措置（公益信託規則第22条） (169頁)</p> <p>信託分割の場合の処理の具体例が表形式で示されているが、どのような場合に残存剩余額について分割／設立後の公益信託に引き継がせることが認められるのか、一般的な基準が不明確である。信託分割が行われた場合において、個別事例において実質的な必要性が認められる場合には、特段の形式的な要件はなく任意の金額の残存剩余額の引継ぎが認められるということか。</p> <p>第1節 第1・3(1)イ(ウ) 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額及び積立額（公益信託規則第23条第1項第2号ハ）、同ウ公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること（公益信託規則第23条第1項第3号）</p>	<p>修正しました。 御認識のとおりであり、個別事案における必要性に応じて「合理的な理由がある時は」（公益信託規則第22条第2項）、過年度残存剩余額又は過年度残存欠損額のうちその全部又は一部を引き継ぐことを認めるというものです。 どのような形で公益充実資金が積み立てられていましたとしても、その積立額を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩すということは特例的な対応であり、その場合には信託管理人の同意を要</p>

	<p>(172頁～173頁)</p> <p>公益充実資金について有価証券等で積み立てた場合において、運用益が大きく余剰が生じたために一部を取り崩すような場合にも、取崩しのための特別な手続を経て開示を行う必要があるのか。</p> <p>第1節 第13(2) 公益充実資金の取崩しについて（公益信託規則第23条第2項及び第3項）</p> <p>(174頁)</p> <p>公益充実資金の目的として予定されていた公益充実活動等が実施されないこととなつた場合、どのタイミングで公益充実資金の取崩しを行う必要があるのか。</p> <p>第1節 第14 公益信託認可申請時の確認（公益信託法第8条第8号）</p> <p>(174頁)</p> <p>「最初の年度や以降 5 年間に残存剰余額が発生することが見込まれる場合には、その解消見込み」を記載する必要があるとされているが、逆に当初に損失が生じることが見込まれる場合に欠損額の解消見込みを記載する必要はないということでよいか。中期的収支均衡に関しては、主に剰余額が残存しないことが重要であり、欠損額が生じ財務基盤が不安定となりうることは必ずしも重視されないという理解でよいか。</p> <p>第1節 第32(1)イ公益充実資金</p> <p>(183頁)</p> <p>使途不特定財産額の算定に関して、公益充実資金について有価証券等で積み立てた場合における運用益はどのように取り扱われるのか。特に時価評価により運用益が生じることを信託行為において明記しておくといったような、特別の手続を定めておく必要があります。なお、公益充実資金は積立額及び取崩額で管理されるものであり、有価証券等から生じた果実により自動的に公益充実資金が増額されるわけではないことについては、注159に記載した通りです。</p> <p>公益充実資金の目的として予定されていた公益充実活動等が実施されないこととなれば、原則として、そのような決定がなされた時点で速やかに公益充実資金の取崩しを行うことが想定されます。なお、他の公益充実活動等を実施するために引き続き公益充実資金として積み</p>
--	--

	<p>た場合、その運用益も控除対象財産として取り扱われるのか。</p>	<p>立てを維持することも可能ですが、積立限度額を超えて公益充実資金を保有することはできませんので、遅くとも、当該決定がなされた信託事務年度の決算までには公益充実資金の取崩しを行う必要があります。</p> <p>中期的収支均衡における欠損額に関する。中期均衡の趣旨は第5章第1節第1—1の冒頭に記載した通りであり、欠損の場合については、第1—2の冒頭に注記した通りです。当初損失が見込まれる場合に欠損額の解消見込みを記載させるということにはしていません。</p> <p>使途不特定財産規制における控除対象財産は、公益信託規則第36条に規定</p>
--	-------------------------------------	---

		<p>する財産を言います。</p> <p>上記した通り、公益充実資金を有価証券等として保有した場合に生じる果実は、当然に公益充実資金となるわけではありません。注 159 参照。</p>
第 5 章 4	<p>特定資産公益信託の帳簿についての確認</p> <p>公益信託の信託帳簿については、複式簿記により作成された合計残高試算表が「信託帳簿」に該当し、これが提出、開示対象になる。この合計残高試算表が作成されていない場合は、仕訳帳や総勘定元帳が開示対象となる（ガイドライン（5）公益信託の信託帳簿 P219）。</p> <p>ところで、特定資産公益信託の帳簿について、「本来的には正規の簿記の原則に従い記載することが望ましい。」「複式簿記で処理がされていなくても問題ない」とし注記として信託法第 37 条第 1 項の帳簿は公表の対象となるため、記載されている事項については個人情報等が記載されないよう注意する。（ガイドライン（6）特定資産公益信託の特例 P221, 222）とされ、モデル仕訳帳や総勘定元帳がある（ガイドライン様式例 P245）。これらには確かに、個人情報が記載されている摘要欄がない。</p> <p>信託銀行がどのようなソフトウェアを使うかは知らないが、一般的な企業会計や非営利会計のソフトウェアでは、摘要欄が必ずあり、そこに明細を記載するという実務がある。これを開示されると問題であることから、受託者側でマスキングをすると大変な作業がかかることが予想される。</p> <p>そこで、多くの受託者は、一般的なソフトウェアを利用して会計処理を行い合計残</p>	<p>御認識のとおり、合計残高試算表を提出すれば問題ございません。</p>

	<p>高試算表（これは、個人情報が全く記載されない）を開示対象として提出することが予想される。特定資産公益信託についても、複式簿記を利用して帳簿を作成している場合は、開示資料として合計残高試算表を提出すれば問題ないか。念のために確認させてください。</p>	
第5章 5	<p>(該当箇所)【第5章 公益信託の財務規律・情報開示等】</p> <p>P158</p> <p>(意見)</p> <p>第5章の題名「財務規律・情報開示等」を「財務規律・情報開示・会計」として頂きたい。また、会計処理について、第5章第2節第1の3のp207～p222に於ける(3)公益信託の会計の考え方、(4)公益信託の計算書類、(5)公益信託の信託帳簿、(6)特定資産公益信託の特例、加えて、第3章第1節第2の1のp49～p55に於ける(1)信託財産及び固有財産、(2)適正な分別管理及び経理の仕組みについて、会計の記述があるが、独立した節又は款を設けて、会計処理についてまとめて体系だった説明があれば、理解しやすくなると考えられるので、再整理してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>公益法人に於ける会計基準・同指針に代わって、公益信託に於ける「会計」は合同命令に従ってガイドラインにて示されている。まず、「会計」の存在を明示すべきではないか。次にその「会計」の流れを知ってもらうことが大切ではないか（そこに根拠法令が示される情報公開、財務規律を認知・理解出来るものと考える）。</p> <p>なお、サンプルとしてp229以下に計算書類が例示されているが、公益法人と同様の勘定科目「受取寄付金」、事業費・管理費区分では「役員報酬」などであり、公益信託に係る信託財産等についてのものであるかは、公益信託の「名称」等の記載もなく、ステークホルダーは固有事業との関係で、識別しづらいのではないか。</p>	<p>題名に関しては、御指摘を踏まえて修正いたしました。その上で、法令と会計は密接に関係しており、会計の観点を優先した整理の方が、当然にわかりやすくなるわけではないと考えており、現時点では、法令を基本とした構成を維持します。様々な利用者がいることを想定し、分かりやすいガイドラインとなるよう、御意見も含め、引き続き検討してまいります。</p> <p>公益事務割合をどの程度の水準とするか検討した際に、既存の公益信託における事業費/管理費の割</p>

	<p>(該当箇所)【第5章第1節第2】の1 P176 上から3つ目の○の2つ目の黒ボチ 後半部分「既存の公益信託の実態149」 同じく、脚注149の2行目の中程「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ93%は70%以上であった。」</p> <p>(意見) 該当箇所「既存の公益信託の実態149」及び「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ93%は70%以上であった。」の記述は無い方が宜しいと思われる。</p> <p>(理由) 新たな公益信託制度に於いて全額管理費に計上される公益信託報酬は、1. 事業型公益信託が加わることに依り、事業費であるが細かく同定・計上出来無い事業経費が、既存の助成型公益信託よりも相対的に大きくなる筈であり（例えば、実験器具稼働の測定出来無い〇〇%等）、それらが含まれること、2. 不当に高額でなければ、経費以外の信託報酬を大きくして良いことから、既存の公益信託報酬と、構成要素およびその内容が大きく異なり、管理費が増える方向にある。新制度のこれらの性向を踏まえると、既存の助成型公益信託の実態数値を参考にすべきでは無いと思われる。</p> <p>(該当箇所)【第5章第2節第1】 P201 上から2つ目の○「当該年度において、関連当事者との取引の総額が…中略…100万円を超える場合、…中略…重要性が高い事項であるため、関連当事者としての記載を求める。」</p> <p>(意見)</p>	<p>合を参考にしたことは事実であり、設定の際の考え方として記録することは意味があると考えておりますので原案を維持します。なお、公益事務割合は、公益信託規則第25条において定められており、現時点で、当該規定を見直す必要があるとは考えていません。今後、具体的な事例が現れる中で、公益信託規則第25条の規定の見直しがの必要性があると判断される場合には、適切に対応をおこなってまいります。</p> <p>関連当事者との取引に関するご意見に関しては、第5章2において回答したとおりです。</p> <p>経過措置期間中に、平成20年公益法人会計基準を</p>
--	--	--

	<p>公益信託施行規則第 40 条第 1 項第 2 号ホに基づく当該書類の記載はパブコメ原案のとおりとするも、公益信託施行規則第 49 条第 1 項第 3 号に基づく「信託概況報告には（受託者との取引は）金額にかかわらず記載すべき旨」を追加明示（その場合、p207 上から 3 番目の○に追記する等）することを、その重要性に鑑み、検討頂きたい。</p> <p>（理由）</p> <p>【（ウ）関連当事者との取引として記載が必要な事項】において、「取引の発生総額が資産の 100 万円を超える場合には開示を要するものとする」との記述があるが、「信託概況報告」に関する p207 の上からの 2 番目の○においては、「このほか、公益事務の実施に関する重要な事項を記載する。」ものと説明されている。「公益事務の実施に関する重要な事項」として、重要性は金額だけで判断するものでなく、利益相反行為は信託の根幹に係るものであるので、受託者自らが再認識するためにも当該取引等は、信託行為の定め等の有無にかかわらず、重要な事項と考える。たとえ少額であっても受託者の利益相反行為であることから「信託概況報告」において、社会に開示すべきものと考える。</p> <p>（該当箇所）【第 5 章第 2 節第 1】情報開示 p207 (3) 公益信託の会計の考え方 （意見） 令和 6 年会計基準に移行前の公益法人（平成 20 年基準）が、公益信託の受託者になる場合、公益信託に係る会計書類が令和 6 年基準に準拠する形で整理されている処（例えば、p214 下から 12 行目 「（貸借対照表の注記） ○</p>	<p>使用している公益法人が受託者となる場合は、合同命令の遵守を前提に、平成 20 年公益法人会計基準「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準として」の一つとして取り扱うことは問題ないと考えております。</p> <p>指定寄附資金の注記に係るに指摘について、指定寄附資金の趣旨等については第 5 章第 1 節第 3 の 2 ウに記載しています。当該注記は、寄附者その他のステークホルダーに対して説明責任を果たす上で重要であるとともに、指定寄附資金が、制度趣旨に沿ったものであるかを明らかにするために必要であると考えており、原案を維持します。</p>
--	---	--

	<p>会計基準運用指針「VII. 財務諸表様式及び注記・附属明細書関係」「第4. 財務諸表に対する注記」「4. 貸借対照表の注記」に列挙された事項の取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>〔注記が必要となる事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下については該当があれば記載を必要とする（公益法人並びの規定）。）、 ・二重基準での会計処理は難しい。 <p>そのため、受託者となる公益法人が移行前の会計基準を使用している場合、受託する公益信託に関しても移行前の会計基準を、p208 一行目でいう公正妥当な会計基準として良いか確認したい。</p> <p>（該当箇所）【第5章第2節第1】</p> <p>p215 上から7行目</p> <p>（15）指定寄附資金のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及び支出見込み 「貸借対照表の注記」</p> <p>（意見）</p> <p>「（15）指定寄附資金のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及び支出見込み」を注記する必要はないのではないか。</p> <p>（理由）</p> <p>公益信託で受入指定寄附資金は、将来的に公益事務のみに費消されることが明確であり、公益法人に於ける指定寄附資金よりも公益信託の分別管理が効くことから、「受け入れ年度別残高及び支出見込み」の記載のような基準に準拠する等は不要ではないか。そもそも、公益信託に於ける会計は、合同命令の範囲で、公益法人会計基準以外の公正妥当な会計基準に準拠することに含み（軽量なもの）を持たせており、その多様な</p>	<p>事業費/管理費の区分や配賦に関しては、第5章2において回答した通りです。</p> <p>損益計算書の記載として形態区別の注記を求めるのは、公益信託事務に係る費用について事業費・管理費別の内訳が開示される重要性の高さからであり、公益事務を複数行っているか否かを問わず開示が必要な事項であると考えられるため、原案を維持します。なお、管理費が信託報酬しかない場合など、形態別区分を作成する意義が乏しいと考えられる場合等もあり得ると考えており、御指摘も踏まえ、簡便な計算書類の在り方について、引き続き、検討してまいります。</p>
--	--	--

	<p>会計基準に、会計面からの規制だけで対応するのは困難なことも予想される処。信託概況報告のような非会計的手段を活用することを検討しても宜しいと考える。</p> <p>(該当箇所)【第5章第2節第1】3(4)イ【損益計算書の記載の詳細】</p> <p>P216 (ウ) 事業費/管理費の区分関係 の全体</p> <p>(意見)</p> <p>事業費/管理費の区分関係において、</p> <p>「事業費は、公益事務の実施に係る事業費」、「助成費、助成先の選定のための合議制機関の開催経費、助成金の振込手数料、公益信託事務の実施のための人件費等」と例示し、「管理費は、公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費」とし、「計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費、信託報酬、信託管理人の報酬等」が示されている。</p> <p>例えば、ホームページ製作費、公益事務・啓発等の寄付募集費、公益活動等の情報開示の掲載費として、公益事務か否かを問わず一体として支出する場合（例えば、ベンダーと包括年間契約を締結している場合など）は、共有経費でよいか。また、助成先等の選定だけでなく公益事務の適正な運営・促進のために助言等を求める合議体開催経費（委員謝金、出席する信託管理人報酬等も含む）や委託費は事業費でよいか。公益事務のための寄附募集費は事業費と考えてよいか。事業費/管理費の区分について、考え方等を示してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>計算書類上、事業費と管理費の内容は見えてこない。p237においても、形態別区分毎に、多くの費用科目が共通費とされているが、具体的な内容を事業費と管理費に区分する例が示されていない（共通費を配分する例は示されているが）。信託管理人、行政</p>	<p>信託帳簿に係る記載に関しては、御指摘を踏まえ原則として複式簿記に依ることを明記しました。</p> <p>計算書類及び帳簿に関しては、「あくまでも一例（サンプル）であることをガイドラインに明記しています。今後、具体的なニーズを踏まえ、関係者の意見等を聴きつつ、必要に応じ、継続的に内容について検討を行ってまいります。</p>
--	---	--

	<p>庁により判断が異なるならば、利益相反の可能性も払拭できず、寄附者等にとって適切な比較ができず、寄附に迷いが生じる。合理的な基準を整理し明らかにする必要があるのではないか。</p> <p>(該当箇所)【第5章第2節第1】3(4)イ【損益計算書の記載の詳細】</p> <p>P217 (オ) その他</p> <p>(意見)</p> <p>形態区別の注は原則不要で良いのではないか。</p> <p>複数の公益事務を行い、活動計算書本表の事業費を、公益事務1、公益事務2のように集約的に表示する場合や、配賦困難な費用（本来であれば事業費）も管理費に計上している場合にのみ注記をすることでは如何か。</p> <p>可能な限りシンプルな方が公益信託制度にアクセスし易いのではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>配賦困難な費用が含まれるとはいえ主に信託報酬など、公益信託の管理費は限定的に認められるものと考えられることから、活動計算書本表のみを作成すれば、開示情報として足りるのではないか。</p> <p>また、単一の公益事務のみの場合は、活動計算書の事業費に形態別分類で表示することで良いのではないか。</p> <p>(該当箇所)【第5章第2節第1】</p> <p>P221 (ウ) 特定資産公益信託の信託帳簿</p> <p>2つ目の○の後半</p> <p>「かつ、業務の簡素化を図る観点から、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義</p>	
--	--	--

	<p>務を課す規定とはしていない。」</p> <p>(意見)</p> <p>業務の簡素化を図る意図は高く評価するものの、複式簿記を原則とすることを再確認し、以下のようにすることを検討頂きたい。</p> <p>「かつ、業務の簡素化を図る観点から、複式簿記を原則としつつも、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。」</p> <p>(理由)</p> <p>一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計慣行をしん酌して財産目録及び収支計算書を適正に作成するためには、業務の簡素化を図る意図は高く評価するものの、複式簿記が原則となることを再確認しておくべきではないか。</p> <p>(該当箇所) 【第5章第3節】</p> <p>P229 以降</p> <p>【参考①通常の公益信託における計算書類の様式例】</p> <p>【参考②特定資産公益信託における計算書類及び信託帳簿の様式例】</p> <p>(意見)</p> <p>公益信託関係者等へのイメージ提供に依る制度アクセス性の向上を図る意図に賛成し、かつ、あくまでサンプルとしての表示ということは理解しているが、令和6年公益法人会計基準及び運用指針をそのまま記載したものであり、軽量な公益信託については、公益法人会計基準以外の会計基準に準拠することにも含みを持たせた記載もあることから、現時点でガイドラインとして記載するのか検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>ガイドライン本文 (p209 「公益信託制度における財務報告の基本的な考え方」 の p210</p>	
--	--	--

	<p>上から 2 つ目の○の 2 行目末尾「ただし、軽量な公益信託である場合において、・・・ 公益法人会計基準・会計基準運用指針以外の・・・」では、公益法人以外が受託者となる場合には、合同命令の要件を充足する限り、公益法人会計基準以外の会計基準に準拠することにも含みを持たせた記載となっており、参考例とはなっているものの標準様式と誤認される虞はないか。</p> <p>受託者に過度な事務負担を負わせることなく、公益事務について計数的な情報開示が必要十分なレベルで提供されすることが担保されればよい。</p> <p>会計については、検討の機会を設けて頂き、想定される複数類型の受託者からのヒアリング結果を反映することも必要ではないか。</p>	
第 5 章 6	<p>第 5 章第 1 節第 2 177 頁 第 5 章第 1 節第 3 181 頁</p> <p>181 頁の 3 つ目の○において「公益事務割合が 70% に満たない信託事務年度が発生した場合は、公益信託認可基準に抵触することになり、行政庁は、監督処分等を行うことを検討する。ただし、(1) 公益信託認可を受けた初年度（変更認可を受けて公益事務の内容が大きく変更された場合等を含む。）、(2) 公益信託の終了が 1 ~ 2 年の間に見込まれる年度、(3) 公益信託の目的に照らして公益事務の拡大等が困難な場合等で、公益事務割合が 70% に満たないことがやむを得ない場合には、直ちに監督処分等を行うようなことはしないものとする。なお、公益信託がこのような状況にある場合には、その理由及び改善の取組について、信託概況報告に記載し、説明責任を果たす必要がある。」との記載により、認可済みの公益信託について、一時的な公益事務割合の低下への対応方法が明確化されたことは評価する。</p> <p>一方で、177 頁の 3 つ目の○において「なお、受託者・信託管理人の信託報酬については、管理費に計上する。公益法人制度にあっては、「役員報酬のうち、事業へ従事する</p>	<p>信託報酬の取扱いに関しては、これまでの公益信託の取扱いにおいて、信託報酬に含まれていた人件費その他の費用についても、公益事務として跡付けられる限りにおいて、事業費として計上することは可能としています。</p> <p>自社の銀行取引についての関連当事者との取引該当性に関しては、御認識のとおりです。</p>

	<p>ことの対価であると認められる部分」については事業費に該当し、「個別の事業実施に直接かかわりのない役員報酬」は管理費に該当すると整理されているが、公益信託においては信託報酬等の一部を事業費に按分することは認められない。ただし、公益事務に跡付けることができる費用と整理できるのであれば、受託者の職員給与や役員報酬を、信託報酬から切り分けて事業費に計上することは可能である。」との記載については、貸与型その他の助成以外の事務を行う場合に信託報酬が全額管理費とされることにより公益信託認可が困難となる事例が発生する可能性は残ることから、事業費として認められる公益信託報酬の存在を、ガイドラインを形式的に当てはめることで否定すべきではなく、個別の申請案件の審査に当たっては柔軟に検討されるべきである。</p> <p>第5章第2節第1 200頁26行目</p> <p>受託者が信託銀行の場合、信託事務処理として金銭を支払う場合、自社の銀行取引として銀行振込によって行うことが一般的であり、受託者自身を相手方とする関連当事者取引に該当すると考えられるが、振込手数料の料率が、信託銀行が通常顧客に適用する金額と同じ場合、【(イ) 関連当事者との取引に含まれない事項】①に該当すると理解してよいか。</p>	
第5章7	<p>4. 財務規律・情報開示（第5章）</p> <p>1. 特定資産公益信託の収支決算書（P.221）</p> <p>「収入の部は～現金及び現金同等物を払出した場合に計上する」「支出の部は～現金及び現金同等物を払出した場合に計上する」とするが、これが現金主義会計を意味するなら反対する。国民の立場から、現金主義での会計は当該組織の財務の状況を正確に把握することが困難で、その意味で透明性に欠ける会計主義と考える。特定資産公益信託の収益は資産運用収益、寄付金等、費用は助成金、信託報酬等と少ない勘定科目</p>	<p>1. について</p> <p>特定資産公益信託の収支決算書は、現行の信託銀行の実務における煩雑性を考慮の上、部分的に現金主義的な処理としていますが、債務不履行や有価証</p>

	<p>しか発生しないことが前提になっているようであるが、その前提に立てば、発生主義会計であっても、特定資産公益信託の受託者にとって、発生主義会計であっても、事務負担はあまり変わらないと思う。国民目線から見ればより正確な財務実態を把握できる発生主義会計を特定資産公益信託にも懇意するべきである。</p> <p>2. 寄付の募集に関する禁止行為 (P. 226~228)</p> <p>冒頭でも述べたように、法人と信託の制度上の違いを理由に、仮にも公益信託の受託者等となるとする者にはありえない行為をしつこく禁止行為として述べている。法人では数行しか記載されていないのに比べ信託では 1 ページ半にわたる注意を述べているが、果たしてそのような必要性があるのかはなはだ疑問である。</p> <p>以上</p>	<p>券の評価減等があった場合には、原則的な会計処理を適用し、発生主義により計上することが望ましいことも明らかにしています。これらを踏まえ、原案を維持します。なお、発生主義会計のメリットについては認識しており、特定資産公益信託であっても、公益信託規則第 19 条による方法を選択しなければ、原則通り、発生主義による会計が行われることになります。</p> <p>2. について</p> <p>公益信託においては、個人も含め様々な者が受託者となり得ること、信託行為に委託者の意思を適切に反映させることが極めて重要であること、更に</p>
--	---	--

		は、寄附の募集に関して国会において議論があったこと等を踏まえ、公益認定等ガイドラインと比較して長い記載としているものであり、原案を維持します。
第6章 1	<p>第6章 監督に関する意見－勧告の実効性と制度の信頼性を高めるために</p> <p>1. 監督制度の意義と現状</p> <p>公益信託制度における監督は、信託事務の適正な実施を確保し、公益性の維持と制度の信頼性を担保するための重要な機能である。</p> <p>監督の対象には、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認可取消などが含まれ、制度の健全性を守るための「最後の砦」として位置づけられている。</p> <p>現状では、内閣府公益法人行政担当室および公益認定等委員会が中心となって監督業務を担っており、勧告内容を公式サイトで公開するなど、一定の透明性が確保されている。</p> <p>これは制度の信頼性向上に資するものであり、評価できる。</p> <p>しかし、監督制度の運用には以下のような課題が残されている。</p> <p>2. 制度の抜け穴：勧告の実効性と監督の限界</p> <p>2-1. 勧告の「その後」が不透明</p> <p>勧告内容は公開されているが、その後の対応状況（改善されたか、再発防止策が講じられたか、認可取消に至ったかなど）が明示されていない。</p>	<p>提案1について</p> <p>勧告、命令等の監督処分等を実施した場合には、その透明性が確保されるよう、御提案も含め、検討してまいります。</p> <p>提案2について</p> <p>監督の判断基準等について、ガイドラインにおいて相当記載したものと考えています。更なる記載の充実については、具体的なニーズや判断事例の蓄積等を踏まえ、普段の取組として検討してまいります。</p>

	<p>(例えば、他の団体に送られた資金の使い道、行方など)</p> <p>国民や関係者が「制度がどう改善されたか」を知ことができず、監督の実効性が見えづらい。</p> <p>勧告が単なる「注意喚起」にとどまり、実質的な是正措置につながっていないケースもある。</p> <p>2-2. 判断基準の不明瞭さ</p> <p>勧告や命令がどのような基準で発動されるかが公開されておらず、実務者が予見できない。</p> <p>同様の事案でも、勧告が出る場合と出ない場合があり、判断の一貫性が疑問視される。「公益性の逸脱」「資金使途の不適正」「ガバナンスの欠如」などの判断が、行政庁の裁量に委ねられている部分が大きい。</p> <p>2-3. 立入検査・報告徴収の実効性</p> <p>立入検査や報告徴収が行われた場合でも、その結果が制度的にどう活かされたかが不明。</p> <p>実施件数や対象団体、検査内容、改善指導の有無などが統計的に整理されておらず、制度全体の健全性を評価する材料が不足している。</p> <p>3. 公益性の担保と市民への説明責任</p> <p>監督制度は、単なる行政手続ではなく、「公益性を守るために市民的な仕組み」であるべきである。以下の点が不可欠である：</p>	<p>提案3について</p> <p>公益信託に係る統計情報については、公益信託法第41条の規定に基づき、公益法人についてと同様に、とりまとめ、公表等を行ってまいります。</p> <p>提案4について</p> <p>公益信託の監督において国民のチェック機能を重要な要素と位置付けるとともに、外部情報の活用を明記しています。</p> <p>提案5について</p> <p>監督の基本方針についてガイドライン第6章に記載しています。この方針に沿って、適切に公益信託の監督を行ってまいります。</p>
--	--	--

	<p>監督の結果が「制度の改善」「市民の安心」につながっていること 国民からの疑問や通報に対して、制度的に対応できる仕組みがあること</p> <p>4. 透明性と実効性の再構築に向けた提案</p> <p>提案 1：勧告後の対応状況の公開 勧告が出された団体について、「改善報告」「再発防止策」「認可取消の有無」などを追跡・公開する。 勧告が制度改善につながった事例を紹介し、制度の信頼性を高める。</p> <p>提案 2：監督判断基準の明示と統一 勧告・命令・認可取消などの判断基準を公開し、実務者が予見可能な形で制度を運用できるようにする。 同様の事案に対する判断の一貫性を確保し、行政庁の裁量の透明性を高める。</p> <p>提案 3：立入検査・報告徴収の統計的整理と公開 実施件数、対象団体、検査内容、改善指導の有無などを統計的に整理し、制度全体の健全性を評価できるようにする。</p> <p>内閣府が監督する公益法人は 2655 団体（2025 年 5 月時点）であり、これに対して検査要員は 63 人のみでは不足していると指摘されていたように、所管法人数に上限を設けるか、検査要員を増やす必要がある。 または、都道府県単位で検査担当者を配置し、地域密着型の監督を行うことで効率化が可能ではないか。</p>	
--	---	--

	<p>取り急ぎ、「全法人を3年以内に一巡する」という原則を維持しつつ、リスクベースの重点検査を導入。</p> <p>市民からの目線では以下のようなリスクを想定する。</p> <p>監督頻度の低下により実質的に5年以上検査が入らない法人が出る可能性あるのではないか？</p> <p>ガバナンス不備や資金流用が長期間発覚しないのではないか？</p> <p>審査基準が不明瞭なまま、形式的な書類で通過するケースが増えるのではないか？</p> <p>財務規模・事業内容・過去の指摘履歴などに応じて、検査頻度を柔軟に調整する。</p> <p>AIやデジタルツールを活用し、事前分析・異常検知・報告書の自動整理などを行うことで、検査効率を向上。</p> <p>提案4：市民通報制度と説明責任体制の整備</p> <p>公益信託に関する市民通報制度を整備し、不適正な運営に対して市民が声を上げられる仕組みを導入する。</p> <p>通報に対する対応状況や判断結果を公開し、制度の説明責任を果たす。</p> <p>提案5：監督の目的と公益性の再定義</p> <p>監督の目的を「制度の形式的整合性の確保」から「実質的な公益性の担保」へと再定義する。</p> <p>形式的な違反だけでなく、「生活実感から乖離した事業」「資金使途の不透明性」「ガバナンスの形骸化」などを監督対象とする。</p> <p>5. 結語：監督は制度の信頼性を支える市民的な仕組みである</p>	
--	---	--

	<p>公益信託制度の監督は、行政庁の権限行使ではなく、「公益性を守るための市民的な仕組み」であるべきである。</p> <p>勧告内容の公開はその第一歩であり、今後は「その後の対応」「判断基準の明示」「市民との接点の確保」など、制度の実効性と説明責任を高める改革が求められる。</p> <p>制度の信頼性は、監督の透明性と市民的な納得感によって支えられる。</p> <p>公益信託制度は「信頼によって成り立つ制度」である以上、監督体制の脆弱さは制度全体の信用を揺るがす。法人数の定数管理、検査要員の増員、重点化と支援ツールの導入によって、制度の健全性と市民的納得感を確保する必要がある。</p>	
第6章2	<p>6章 監督、2節定期提出書類及び第3報告徴収(P250, 251) 定期提出書類の確認・監督等について、「特定資産公益信託」の記述がない。</p> <p>「特定資産公益信託」の場合について、財務規律に係る定期提出書類はないと考えるが、信託概況報告等の提出があり、監督について特に言及されていないが、おかしな支出計画、実績が少なくかつ黒字状況になっている場合等、適切でない状況があるケースについての、行政庁としての報告徴収、その前の指導等の対応の考え方を明らかにして、行政庁の取扱いを統一してほしい。</p> <p>特定資産公益信託の場合も、各行政庁として苦慮しない、放置されないよう、対応について示すべきです。</p> <p>以上</p>	<p>ガイドラインの記載において特段の言及がない限り、「特定資産公益信託」も公益信託に含まれています。その旨は、ガイドライン全体を通じて明確であり、改めて明記する必要はないと考えています。特定資産公益信託であるか否かに関わらず、公益信託の監督を適正に行ってまいります。</p>
第6章3	<p>【立入検査】</p> <p>素案255ページには「一の受託者が二以上の公益信託の受託者である場合には、受託者の負担を考慮し、毎年、立入検査を行うようなことはせず、必要に応じて行政庁</p>	<p>行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道府県と情報</p>

	<p>間で連携を図」こととされています。本県所管の公益信託の受託者は、1件を除き東京に本社を持つ信託銀行であり、他行政庁（内閣府、都道府県）と重複するものと考えますが、素案にうたわれているとおり、他行政庁の所管する公益信託の受託者を網羅的に把握し、複数の行政庁の立入検査を調整することは、都道府県の立場からは事実上不可能であると考えます。内閣府が主導し、各都道府県の立入検査を調整いただくか、本記述の見直しをお願いいたします。</p>	共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。
第7章 1	<p>第7章 移行認可（公益信託法附則関係）に関する意見 – 公平な移行と制度の信頼性を確保するために</p> <p>1. 移行認可の位置づけと課題</p> <p>公益信託法の施行に伴い、旧制度下で認可された公益信託は、新制度への移行認可を受ける必要がある。</p> <p>この移行は、制度の整合性を保ちつつ、既存の公益活動を途絶させないための重要な措置である。</p> <p>しかし、現行の移行認可制度には以下のような課題がある：</p> <p>移行認可の判断基準が不明瞭であり、実務者が「何を準備すればよいか」「どこが問題とされるか」を予測できない。</p> <p>経過措置の内容が複雑であり、地域の小規模な信託や個人委託者にとって理解・対応が困難。</p> <p>認可の遅延や不認可によって、公益活動が中断されるリスクがある。</p> <p>認可に伴う処分（取消・変更命令など）の基準が不明であり、制度の恣意性が懸念される。</p> <p>2. 実務者支援と予見可能性の限界</p>	<p>移行認可の経過措置に関しては、ガイドラインにおいて、図解などで整理しています。</p> <p>移行認可に関しては、事前の説明会や周知・広報等、移行認可手続が円滑に運用されるよう、支援体制の整備に努めていくこととしています。</p>

	<p>制度の予見可能性は、実務者にとって安心材料となる一方で、形式的な帳尻合わせや不正の温床にもなり得る。</p> <p>そのため、単に「何をすれば通るか」を示すだけでなく、「なぜそれが必要なのか」「誰のためなのか」「どんな結果をもたらすのか」を誠実に報告する仕組みや義務が不可欠である。</p> <p>数値や様式だけでなく、実際に何が行われているか、誰のためになっているか、そしてどんな成果が生まれたかを報告することが、制度の信頼性を支える。</p> <p>形式的な整合性だけで認可が進むと、公益性の実質が置き去りにされる。</p> <p>実務者が「公益活動の継続」を第一に考えられるよう、制度設計側が支援と柔軟性を持つ必要がある。</p> <p>予見可能性と不正リスクのバランスも大事である。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務者が安心して制度を活用できる 認可・監督の判断が一貫し、公平性が担保される 市民が制度を理解し、監視できる <p>デメリット（リスク）</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正を行う側が「どこまでなら許されるか」を逆算できてしまう 形式的な整合性だけを整え、実質的な公益性を偽装するケースが出る ガバナンスの形骸化（例：信託管理人が形式的に承認するだけ） <p>3. 改善提案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経過措置の整理と支援体制の整備 	
--	---	--

	<p>附則に基づく経過措置を、図解・フローチャート・FAQなどで整理し、誰でも理解できる形で提供する。</p> <p>2. 公益活動の継続性を重視した移行設計</p> <p>認可の遅延や不認可によって公益活動が中断されないよう、暫定認可・改善猶予制度などを導入する。</p> <p>4. 結語</p> <p>公益信託制度の移行は、単なる法令整備ではなく、「公益活動の継続性」と「制度の信赖性」を再構築する機会である。</p> <p>数値や様式だけでなく、「実際に何が行われたか」「誰のためになったか」「どんな結果が出たか」を誠実に報告することができていれば、不正に陥る余地は小さくなる。</p> <p>認可判断の透明性、経過措置の理解可能性、処分の公平性を確保することで、制度は真に市民に開かれたものとなる。</p> <p>そして、悪質な不正の発覚の際は厳格な処分が必要である。</p> <p>制度の整合性と現場の実感を両立させる移行設計こそが、公益信託制度の未来を支える。</p>	
第7章2	<p>7章 移行認可、2節 第1(P261) 2つ目マルかっこ書きの「委託者が現存しない場合」とは、設定時の委託者の地位を承継する相続人がいるときは、委託者として氏名等を記載することになることを、確認したい。</p> <p>また、旧公益信託では、委託者の地位が承継されている可能性がある。261頁第1の、1つ目マルの「信託の変更」手続きが移行手続きには必要との記載である。委託者の地位が承継されている場合は、委託者の住所は承継者の氏名・住所か。また委託者の承諾書は必要と解するが、そのような手続でよいか。</p>	<p>委託者の地位の相続性が信託行為に規定されている場合は、御理解のとおりです。</p> <p>信託行為の変更を証する書面には、既存の信託行</p>

	<p>また、第4 申請書及び添付書類 262 頁 2つ目マルの本文及び尚書きの「委託者が現に存しない」のいずれも、「注209 の「信託の内容を証する書面」は移行認可申請ではすでに信託行為等が存在しているため」との記述があり、提出不要とする旨の記載がある。主務官庁から行政庁に書面・信託契約等は移管されているからなのか？。死亡の事実、委託者の地位承継の事実を確認しなくて良いのか。</p> <p>また、行政庁は信託行為の写しを保管しないのか（信託の変更の内容は、全体を証する書面ではないのになぜ不要か？それとも別ルートで引き継ぎされて、行政庁は旧の内容を確認・保管しているからか、存在しても受託者が保管していれば行政庁は信託行為の内容と実務に齟齬がないか確認する必要はないのか）、について、今後の運営のために、行政庁の状況を理解しておきたい。説明をお願いしたい。</p> <p>以上</p>	<p>方が含まれています。また、必要に応じて追加の書類等の提出を求める場合があります（公益信託施行規則第2条第3項第9号）。</p>
第7章3	<p>第7章第2節第4 262 頁</p> <p>第4 申請書及び添付書類の2つめの〇の本文は、以下のとおりとすべきではないか。 「〇添付書類についても以下の点を除き、公益信託認可と同じである。 委託者の承諾書（公益信託規則第2条8号）については、提出を要しない。」</p> <p>または、委託者から承諾書を取ることが困難な個別の事情を説明することにより、提出しないことを認めていただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>移行認可の対象となる公益信託は、信託行為の別段の定めにより、信託の変更に委託者の合意を要しないことがほとんどである。そのため、変更契約に委託者の氏名・住所が現れないし、委託者に承諾書を求めることが不要である。</p> <p>また、公益信託の設定から長期間が経過していること多く、委託者の地位が相続されている場合などでは、委託者から承諾書を取ることは困難で、委託者にとっても過</p>	<p>委託者の承諾書（公益信託規則第2条第3項8号）については、公益信託規則上、提出を求めているものであることから、一律に承諾書を提出不要とすることはできません。</p> <p>なお、御指摘のような承諾書の提出が困難な事情がある場合は、当該困難な事情を説明した理由書を提出することにより、承諾</p>

	剥な負担となり、移行認可の妨げとなりかねない。	書の提出に代替することができるるものと考えます。
--	-------------------------	--------------------------

【様式集】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
様式集 1	<p>不正を防ぐために様式集に明示すべき記載項目</p> <p>1. 説明責任者の明示 記載欄名例：「この様式の記載責任者」「内容の説明責任者」 目的：誰がこの記載内容に責任を持つかを明示することで、虚偽記載や形式的な流用を防止。 備考：法人名・役職・氏名・連絡先を記載。信託管理人と企画担当者の役割分担も明示。</p> <p>2. 何かあったときの責任者（対応責任者） 記載欄名例：「制度上の対応責任者」「不備・不正発覚時の連絡窓口」 目的：不正や制度不適合が発覚した際に、誰が対応するかを明確にすることで、責任の所在を曖昧にしない。 備考：信託管理人だけでなく、法人側の実務責任者も記載。</p> <p>3. 目的と用途の明示 記載欄名例：「この事業の目的」「資金の用途」</p>	<p>御意見に関して、ガイドラインは、以下の考えの下で記載しています。ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、関係者等の意見を踏まえ、継続的な見直しを行っていく予定です。</p> <p>「説明責任者」「対応責任者」について、申請書は、受託者として提出するものであり、公益信託事務についても受託者として対応すると理解しており、責任は明確である</p>

	<p>目的：支出や活動が公益目的に合致しているかを判断するための基礎情報。</p> <p>備考：抽象的な理念ではなく、具体的な対象者・活動内容・支出項目を記載。</p> <p>4. 経過と結果の記録</p> <p>記載欄名例：「事業の経過」「実施結果」「成果報告」</p> <p>目的：事業が計画通りに進んだか、どんな成果が得られたかを記録することで、活動の実態を可視化。</p> <p>備考：定量的成果（件数、人数、金額）と定性的成果（改善点、課題）を併記。</p> <p>5. 効果と最終目標の明示</p> <p>記載欄名例：「この事業がもたらす効果」「最終的に目指す社会的成果」</p> <p>目的：活動が単なる実施で終わらず、社会的な変化や公益性の向上につながっているかを評価するため。</p> <p>備考：短期的成果と中長期的目標を分けて記載。</p> <p>6. 使途不特定財産・高額支出の説明欄</p> <p>記載欄名例：「高額支出の目的と成果」「使途不特定財産の保有理由」</p> <p>目的：不透明な資産保有や豪華な設備投資が公益目的に合致しているかを説明する。</p> <p>備考：写真・図面・見積書・使用状況などの添付を推奨。</p> <p>7. 信託管理人の実質的承認コメント欄</p> <p>記載欄名例：「信託管理人による内容確認コメント」</p> <p>目的：単なる押印ではなく、実質的な牽制・助言が行われたことを示す。</p>	<p>と考えています。</p> <p>公益事務の目的、公益事務の概要等については、「公益事務の種類及び内容」として記載を求めるとしています。また、支出に関しては収支予算書の提出を求めるとしています。</p> <p>事業の経過、実施結果、成果報告等に関しては、信託概況報告等に記載することとしています（ガイドライン第5章第2節3（2）参照）。</p> <p>効果と最終目標に関しては、公益信託の目的は信託行為において明示されます。効果の測定については、公益事務の実績についての測定・評価が行われている場合は、信</p>
--	--	--

	<p>備考：事業内容・予算・公益性についての所見を記載。</p> <p>結語：記載欄の設計が制度の信頼性を支える</p> <p>様式集は単なる書式ではなく、「制度の透明性と説明責任を支える構造」である。</p> <p>誰が何を記載し、何のために行い、どんな成果をもたらしたかを明示することで、不正の余地は大きく減る。</p> <p>検査要員が不足している現状、書類の中で不正に陥ることが無いよう透明化を図ることが重要。</p> <p>記載欄の設計こそが、制度の誠実さと市民的納得感を支える鍵である。</p>	<p>託概況報告に記載することとしています。</p> <p>信託管理人の承諾書に関しては、様式を示していません（様式は自由）が、コメントを記載ことは妨げられません。</p>
様式集 2	法律上、遺言で公益信託ができるのか？様式 1－11 では、遺言に対応できないのではないか。	公益信託認可の申請書を行政庁に提出することに関しては、遺言執行者が承諾した場合にも対応することができる様式を用意する予定です。なお、様式集で示している様式に関しては、システムにおいて実際に提供されるものとは形式等が異なる可能性があります。
様式集 3	第 3 章 様式 2（事業計画書等）に関する意見 - 公益性の実質と説明責任の確保に向けて	御意見に関して、ガイドラインは、以下の考え方の下で記載しています。

	<p>1. 様式 2 の位置づけと課題</p> <p>様式 2 は、公益信託の事業計画・収支予算・資金調達・設備投資など、制度の実質的な運営内容を示す書類群である。</p> <p>この様式は、単なる形式ではなく「何を目的に、どのような手段で、誰のために事業を行うか」を明示するものであり、制度の信頼性と公益性の根幹をなす。</p> <p>しかし、現行の様式 2 には以下のような課題がある</p> <p>記載内容が抽象的でも形式的に整っていれば認可される可能性があり、実質的な公益性が軽視される。</p> <p>資金調達や設備投資の記載において、目的・使途・成果の説明が不十分でも通過するケースがある。</p> <p>信託管理人の承認書類が形式的であり、実質的な牽制機能を果たしていない。</p> <p>「直近提出書類より変更なし」のチェック欄があるが、何が変更に該当するかが不明瞭で、誤記や過剰記載を招きやすい。</p> <p>2. 制度の抜け穴：事業の実質と説明責任の不在</p> <p>2-1. 事業内容の抽象性</p> <p>「国際交流の促進」「地域活性化」「人材育成」など、抽象的な目的が並ぶだけで具体的な活動内容・対象者・成果指標が不明なケースがある。</p> <p>事業計画が「理念の羅列」になっており、実際に何をするのかが見えない。</p> <p>その結果、国民から「これは何のための事業なのか」「誰が恩恵を受けるのか」という疑問が生じる。</p> <p>2-2. 資金調達・設備投資の不透明性</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、関係者等の意見を踏まえ、継続的な見直しを行っていく予定です。</p> <p>事業内容に関しては、事業計画書に具体的な内容や実施方法を記載することとしています（第 5 章第 2 節 1 ア参照）成果指標について記載することもできます。</p> <p>資金調達・設備投資に関しては、使途について記載を求めています。なお、高額か否かに関わらず信託財産の使途や内容、公益事務の実施状況等については、計算書類、信託概況報告等に記載することとしています。</p> <p>信託管理人の承諾書に関する</p>
--	---	---

	<p>借入れ予定や設備投資の記載があるにもかかわらず、使途の説明が曖昧なまま進むケースがある。</p> <p>特に「施設整備」「車両購入」「システム導入」などの支出が、公益目的との関連性を十分に説明されていない場合、制度の信頼性を損なう。</p> <p>「1.5億円の絨毯」や「支援目的で送った特殊車両が現地で使われずに野ざらし」などの事例は、まさにこの抜け穴の象徴である。</p> <p>2-3. 信託管理人の承認の形骸化</p> <p>様式2には「信託管理人の承認を受けたことを証する書類」が求められるが、実際には形式的な押印や署名だけで済まされることがある。</p> <p>信託管理人が事業内容や予算の妥当性を実質的に審査していない場合、制度の牽制機能が失われる。</p> <p>3. 公益性の実質と国民への説明責任</p> <p>公益信託は「公益性のある事業を、民間の創意で支える制度」である以上、以下の点が不可欠である：</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業内容が「誰のために、何をするか」を明確に示すこと 資金の使途が「公益目的に合致しているか」を説明できること 成果指標が「生活の実感に根ざしているか」を示すこと 国民からの疑問に対して「誰が説明するのか」が明示されていること <p>4. 透明性と説明責任の再構築に向けた提案</p> <p>提案1：事業内容の具体化と成果指標の明示</p>	<p>しては、様式を示していません（様式は自由）が、コメントを記載ことは妨げられません。</p> <p>「説明責任者」に関しては、事業計画書等は、受託者として提出するものであり、責任は明確であると考えています。</p>
--	--	---

	<p>様式 2・(1)において、事業目的だけでなく「具体的な活動内容」「対象者」「成果指標」を記載する欄を設ける。</p> <p>「理念」ではなく「実行計画」を記載することで、事業の実質を担保する。</p> <p>提案 2：資金調達・設備投資の使途説明の義務化</p> <p>様式 2・(2)において、借入れや設備投資の使途について「公益目的との関連性」「成果の見込み」を記載する欄を設ける。</p> <p>特に高額支出については、写真・図面・見積書などの添付を求め、国民的な納得感を得られるようにする。</p> <p>提案 3：信託管理人の承認の実質化</p> <p>信託管理人による承認書類に「事業内容の妥当性」「予算の妥当性」「公益性の評価」など、コメント欄を設ける。</p> <p>単なる押印ではなく、実質的な審査を行ったことを示す仕組みを導入する。</p> <p>提案 4：説明責任体制の明示</p> <p>様式 2 に「企画責任者」「運営責任者」「説明責任者」を記載する欄を設ける。</p> <p>国民からの疑問に対して、誰が説明するのかを制度上明確にする。</p> <p>5. 結語：事業の中身こそ、制度の信頼性を支える</p> <p>公益信託制度の信頼性は、事業の中身にこそ宿る。</p> <p>「これは本当に国民のためになっているのか?」という問い合わせを持つ市民の声が、制度の透明性と説明責任を再構築する力になる。</p>	
--	---	--

	<p>そして目標が達成されなければ、それは実績にならないことを踏まえ、最終的な目標を掲げる必要がある。</p>	
様式集 4	<p>第 4 章 様式 3（概況報告・財務様式）に関する意見 – 認可の恣意性を防ぎ、制度の信頼性を確保するために</p> <p>1. 様式 3 の位置づけと課題</p> <p>様式 3 は、公益信託の財務状況・事業実績・資産構成・収支均衡・公益事務割合など、制度の健全性と公益性を定量的に示す報告様式群である。</p> <p>この様式は、制度の透明性と説明責任を担保するための根幹であり、認可・監督の判断材料としても用いられる。</p> <p>しかし、現行の様式 3 には以下のような課題がある：</p> <p>記載項目が高度に専門的であり、実務者が正確に記載することが困難である。</p> <p>財務様式の解釈が行政庁によって異なる場合があり、認可判断に恣意性が入り込む余地がある。</p> <p>「公益事務割合」「使途不特定財産の保有制限」「収支均衡」などの数値評価が、実質的な公益性よりも形式的な整合性を優先している。</p> <p>記載ミスや解釈の違いによって、公益性が否定されるリスクがある一方で、形式的に整っていれば実質的な妥当性が問われないケースもある。</p> <p>2. 制度の抜け穴：認可の恣意性と形式主義の危うさ</p> <p>2-1. 財務様式の解釈の曖昧さ</p> <p>「公益充実資金」「控除対象財産」「予備財産」「収支均衡」などの概念が複雑であり、実務者が正確に理解・記載することが困難。</p> <p>行政庁によって解釈が異なる場合があり、同じ内容でも認可されたり却下されたりする</p>	<p>提案 1 に関しては、財務様式の記載支援と解釈統一に係る指摘について、財務規律に係る法令の解釈はガイドライン第 5 章に記載していますが、今後は、具体的なニーズ等に対応して FAQ、「事例集」を作成・公表、判断の蓄積を踏まえたガイドラインの改定等を通じて解釈の統一を図ってまいります。また、財務規律に係る書類の作成に関しては、手引きを作成・公表するなど、受託者等の支援に取り組んでまいります。</p> <p>提案 2 に関しては、公益事務の実績についての測定・評価が行われてい</p>

	<p>可能性がある。</p> <p>このような状況は、制度の予見可能性を損ない、実務者の不安を招く。</p> <p>2-2. 数値評価の形式主義</p> <p>「公益事務割合が50%を超えてるか」「使途不特定財産が上限を超えてないか」など、数値基準が形式的に適合していれば認可される傾向がある。</p> <p>一方で、実質的な公益性（誰のために、何を支えているか）が軽視されるケースがある。数値の操作や形式的な調整によって、制度の趣旨から逸脱した事業が認可される可能性がある。</p> <p>2-3. 認可判断の不透明性</p> <p>行政庁による認可・不認可の判断基準が公開されておらず、実務者が「何が評価されるか」「どこが問題とされるか」を予測できない。</p> <p>審査結果に対するフィードバックが形式的であり、改善の方向性が見えづらい。</p> <p>このような状況は、認可判断に恣意性が入り込む余地を生み、制度の信頼性を損なう。</p> <p>3. 公益性の実質と国民への説明責任</p> <p>公益信託は、制度の形式ではなく「実質的な公益性」によって評価されるべきである。財務様式においても、以下の点が不可欠である：</p> <p>数値の整合性だけでなく、「その支出が誰の生活にどう寄与するか」を説明できること 高額支出や資産取得について、「公益目的との関連性」「成果の見込み」を明示すること 国民からの疑問に対して、「誰が説明するのか」が制度上明確であること</p>	<p>る場合は、信託概況報告に記載することとしています。</p> <p>提案3に関しては、不認可に係る公益認定等委員会等の答申書に不認可の理由は記載され、公表されます。このほか、公益信託法等に係る各種判断については、認可の場合も含め、適宜、事例集を作成・公表することを予定しています。</p> <p>提案4に関しては、信託概況報告等は、受託者として提出するものであり、責任は明確であると考えています。</p>
--	--	--

	<p>4. 透明性と説明責任の再構築に向けた提案</p> <p>提案 1：財務様式の記載支援と解釈統一</p> <p>様式 3・(3)～(6)について、記載例・計算シート・FAQ を整備し、実務者が安心して記載できるようにする。</p> <p>行政庁による解釈の統一を図り、同一内容に対する認可判断のばらつきを防止する。</p> <p>提案 2：数値評価と実質評価の併用</p> <p>「公益事務割合」「収支均衡」「使途不特定財産」などの数値評価に加え、「事業の実質的公益性」「生活への寄与」を評価する項目を導入する。</p> <p>数値が適合していても、実質的な公益性が乏しい場合は再審査を行う仕組みを整備する。</p> <p>提案 3：認可判断基準の公開とフィードバックの充実</p> <p>認可・不認可の判断基準を公開し、実務者が予見可能な形で申請できるようにする。</p> <p>審査結果に対して、具体的な改善点・評価ポイントをフィードバックする仕組みを導入する。</p> <p>提案 4：説明責任体制の明示</p> <p>財務様式において、「資金使途の説明責任者」「成果報告の責任者」を記載する欄を設ける。</p> <p>国民からの疑問に対して、誰が説明するのかを制度上明確にする。</p> <p>5. 結語：制度の信頼性は、形式ではなく実質から生まれる</p>	
--	--	--

	<p>公益信託制度の信頼性は、数値の整合性ではなく、「誰のために、何を支えているか」という実質的な公益性にこそ宿る。</p> <p>認可判断の恣意性を防ぎ、制度の透明性と説明責任を再構築することが、公益信託制度の健全な発展につながる。</p> <p>そしてその行いに対し、国民に説明できること、責任を取れることも視野に入れていただきたい。</p>	
様式集 5	<p>計算書類の様式として 229 頁以下に示されているが、公益法人と同様の勘定科目「受取寄付金」、事業費・管理費区分では「役員報酬」などであり、公益信託に係る信託財産等についてのものであるかは、公益信託の「名称」等の記載もなく、ステークホルダーはどのように判断するのか。固有事業に係る計算書類との違いを示す方法を明らかに示すか、その旨を注意事項として記載してほしい。</p> <p>なお、242 頁の特定資産公益信託では、「信託財産運用収入」などの表現がなされている。</p> <p>284 頁の様式 1・マル 1 1 の委託者の「承諾書」記載について 本文 3 行目、「希望に沿った」である。「意思に沿った」ではなか。また、委託者保護・トラブル防止の業法の行為準則 24, 25, 26 に相当する内容を考慮されている (P96 注 74) ならば、宛先として、行政庁及び受託者宛にすべきではないか (144 頁注 120)。また、次のような文言の修正をお願いしたい。 「…添付書類の内容に関する、最終案の書面の交付とともに説明を受け、…、自らの意思に沿った」また、1 つ目四角「記載する内容（又は本旨）」、5 つ目「信託報酬の額、算定方法等」、6 つ目「委託者は、原則として指定できず」（「関与」を法令は否定していない、誤解を生じさせ寄附禁止行為に反するのではないか。）</p>	<p>計算書類の様式に関しては、公益信託の名称は計算書類の表紙等に記載されることが前提であると考えており、受託者の固有事業に係る計算書類とは明確に区別される必要があると考えます。</p> <p>承諾書の本文 3 行目に關しては、御指摘を踏まえ「意思に沿った」と修正しました。その上で、承諾書の宛先に關しては、委託者は「受託者が承諾書を（記載内容のとおり）行政庁宛てに提出すること」を承諾するものです</p>

		<p>ので、宛先を明記することはせず原案を維持します。</p> <p>「最終案の書面交付」に関しては、最終案の書面が電子媒体で公布される場合も想定され、「記載する内容（又は本旨）」に関しては各項目を書かせる趣旨の説明において適宜具体的の記載内容を説明することが想定され、「委託者は、原則として指定できず」は単純に「指定」と修正すると文意が通らず、「原則として」という留保付きであるため、いずれも原案を維持します。</p> <p>「信託報酬の額、算定方法等」に関しては、御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
--	--	---

様式集 6	<p>(該当箇所) 様式集 P284 様式 1・⑪「承諾書」 (意見)</p> <p>1 p 143 に記載された「委託者の想いに沿ったものであることを確認することが極めて重要である」ならば、当該承諾書の宛先として、受託者宛であることを明示するとともに、行政庁に当該承諾書が提出されることも明示すべきではないか（注 116）。</p> <p>2. 同様に、このため、受託者は、委託者に対して、公益信託の内容等について十分に説明するに留まらず、当該文書そのもの（複写）を交付することが大切であり、その上で、委託者が承諾することが求められる。そのため、次のような承諾書文言の修正をお願いしたい。「…添付書類に関する、最終案の書面の交付とともに内容の説明を受け、…、自らの意思（「希望」とあるのは「意思」と修正）に沿った」</p> <p>3. 同じく「承諾書」の□の1つ目「記載する趣旨」とあるのは「記載する趣旨・内容」と、5つ目「信託報酬の額」とあるのは「信託報酬の額・算定方法等」と、6つ目「委託者は、原則として関与できず」とあるのは「委託者は、原則として指定できず」と修正、追加をお願いしたい。</p> <p>(理由)</p> <p>1. p 143 「力 申請書の提出について、委託者（信託法第3条第2号に掲げる方法によってする場合にあっては、遺言執行者を含む。）が承諾したことを証する書類（同項第8号）（様式1・⑪参照）」の下から8行目中程「申請内容が委託者の想いに沿ったものであることを確認することは、極めて重要である。万一、受託者（候補）等による不適切な勧誘により、委託者の意思に沿わない公益信託が行われることがあれば、制度の信頼性を揺るがすことにもなりかねない。」とあるように、委託者の承諾書は非常に重要な書面である。後</p>	<p>意見 1に関しては、承諾書は行政庁宛に提出することを前提にしているものであるため、承諾書に宛名を記載する必要はないものと考えます。</p> <p>意見 2及び意見 3に関しては、様式 5の回答を参照願います。</p>
-------	---	---

	<p>で紛争にならないよう、さらに、内容変更の可能性と対応の説明を受けた旨、寄附禁止行為に抵触しない旨、十分な説明を受け理解した旨の記載も必要ではないか。これらを含め、受託者とも確認・承諾した旨を行政庁として大切なことではないか。</p> <p>3. p 105 「委託者が助言をするなど、何らかの権限を定めることは否定されない」と記述されており、「関与」まで否定できないと思われるため。</p>	
--	--	--